

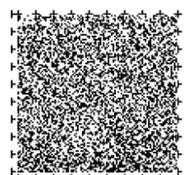
富谷市第2期障がい者計画 (令和6~11年度)

第7期障がい福祉計画 第3期障がい児福祉計画 (令和6~8年度)



令和6年3月

富谷市



本計画では、「障がい」及び「障害」の表記について、下記の通りとします。

- 特定の事項を示さない一般的な言い回しについては、「障がい」と表記します。
- 「法令や条例等に基づく制度」や「施設名」、「組織名」、「事業名」等の固有名詞のほか、引用・抜粋文については原文のまま表記しています。

はじめに

富谷市では、総合計画基本構想で掲げたまちづくりの将来像「住みたくなるまち日本一」の実現のため、「富谷市障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」の着実な推進に取り組んでまいりました。

この計画の期間中、新型コロナウイルス感染症のパンデミックや物価高騰、世界的な気候変動による自然災害など、本市を取り巻く社会状況は大きく変動しております。

とりわけ物価高騰等は、障がい当事者や障がい福祉事業者にも大きな影響を与えていることから、本市においては、障害者手帳所持者や福祉施設に対する給付金支給事業のほか、交通支援の一環として、重度心身障がい者等自動車燃料費助成券の導入や重度障がい者等福祉タクシー利用券の対象者拡大などを実施してまいりました。

この度、計画期間が令和5年度末で終了することから、新たに「富谷市第2期障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」を策定いたしました。

障がい福祉を取り巻く環境は、当事者の方の高齢化や重度化への対応、親亡き後の支援体制の確保、障がいの特性に応じたきめ細やかで切れ目のない支援の必要性など、様々な対応が求められてきております。また、精神保健上の課題への支援ニーズに適切に対応していくため、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進めていく必要があります。

このような状況に対応するため「富谷市第2期障がい者計画」では「障がい者が住みなれた地域で安心して暮らせるまちづくり」を基本理念に掲げ、障がいの有無や程度にかかわらず、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加、地域の助け合い、普及啓発等を地域全体で支え合う包括的支援体制の構築をさらに推進してまいります。

また、重点施策として、「障がいを理由とする差別の解消の推進」、「防災対策の推進」、「保健・医療の適切な提供等」、「相談支援体制の充実・強化」の4つを位置づけ、特に力を入れて取り組んでまいります。

今後も市民の皆様や関係機関の皆様と共に「障がい者を地域で支え合える地域づくり」を目指し、計画に掲げた事業を着実に実施できるよう努めてまいりますので、さらなるご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、アンケート調査等にご協力いただきました市民の皆様をはじめ、様々な視点から計画内容をご審議いただき、大変貴重なご意見やご提言をいただきました障がい者施策推進協議会の委員の皆様、関係者の皆様にご心からお礼申し上げます。



令和6年3月

富谷市長 若生裕俊

第3 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の評価	
障がい福祉サービスの種類と概要	46
障がい児通所支援サービスの種類と概要	47
相談支援系サービスの種類と概要	47
地域生活支援事業（必須事業）の種類と概要	48
地域生活支援事業（任意事業）の種類と概要	49
地域生活支援促進事業の種類と概要	51
1. 自立支援給付事業の推移	52
2. 障がい児通所支援サービスの推移	55
3. 地域生活支援事業及び地域生活支援促進事業の推移	57
4. 成果目標の推移	59

第三章 障がい者の現状と施策の展開

◎施策の体系

1. 第2期障がい者計画施策の体系	71
2. ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の推進	72

第1 家族や地域で共に支えるまちづくり

1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	73
2. 防災・防犯等の推進	76
3. 保健・医療の推進	77
富谷市における精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの イメージ図	79

第2 自立して共につながるまちづくり

1. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	80
2. 教育の振興	84
3. 雇用・就業・経済的自立の支援	85
4. 行政等における配慮の充実	88

第3 楽しみや生きがいのある生活が送れるまちづくり

1. 安心・安全な生活環境の整備	89
2. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	91
3. 文化芸術活動・スポーツ等の振興	92

第四章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の事業の展開

第1 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の事業

1. 自立支援給付事業（第7期障がい福祉計画）	97
2. 障がい児通所支援事業（第3期障がい児福祉計画）	100

第2	地域生活支援事業	
1.	必須事業	104
2.	任意事業	107
3.	地域生活支援促進事業	108
第3	活動指標及び成果目標	
1.	国の指針による活動目標及び成果目標の設定	109
第4	計画の推進に向けて	
1.	関係機関との連携に関する事項	120
2.	P D C Aサイクルによる計画の進行管理と評価	121

資料編

1.	富谷市障がい者施策推進協議会条例	125
2.	富谷市障がい者施策推進協議会委員名簿	126
3.	計画策定の経過	127
4.	用語集	130

※本計画は、以下の章立てで構成しています。

【章立て】

【主な記載内容】

第Ⅰ章 計画の概要

計画策定の趣旨と位置付け、計画期間、計画の考え方、計画策定体制等を記載しています。

第Ⅱ章 障がい者の現状と推移及び
第6期障がい福祉計画・
第2期障がい児福祉計画の評価

障がい者の現状、調査結果から見る課題と第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の評価を記載しています。

第Ⅲ章 障がい者の現状と施策の展開

富谷市障がい者計画施策の体系、障がい者計画の施策の展開及び重点施策を記載しています。

第Ⅳ章 障がい福祉計画・
障がい児福祉計画の事業の展開

自立支援給付事業・障がい児通所支援事業・地域生活支援事業等の見込みと、国の指針による活動目標及び成果目標の設定について記載しています。

第 I 章 計画の概要

第 1 計画策定の趣旨と位置付け

1. 計画の趣旨

令和 5 年 3 月に「共生社会の実現に向け、障害者が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。」ことを基本理念とし、「地域社会における共生等・差別の禁止・国際的協調」を基本原則とした障害者基本計画(第 5 次)が策定されました。

令和 5 年度(2023 年度)には現行計画である「障がい者計画」「第 6 期障がい福祉計画」「第 2 期障がい児福祉計画」は計画期間が終了となることから、「障がい者が住みなれた地域で安心して暮らせるまちづくり」を基本理念として、国や県の指針を踏まえ、新たに「第 2 期障がい者計画」「第 7 期障がい福祉計画」「第 3 期障がい児福祉計画」を一体的に策定します。

2. 3つの計画と法令根拠について

「障がい者計画」は、「障害者基本法」第 11 条第 3 項に基づき、「市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画」を策定するものであり、障害者施策全体の方向性を定めるものです。

「障がい福祉計画」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律「障害者総合支援法」第 88 条第 1 項の規定に基づき、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施の確保を目的に策定されるものであり、サービス等の見込量を定めるものです。

「障がい児福祉計画」は、「児童福祉法」第 33 条の 20 第 1 項の規定に基づき、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施の確保を目的に策定されるものであり、サービス等の見込量を定めるものです。

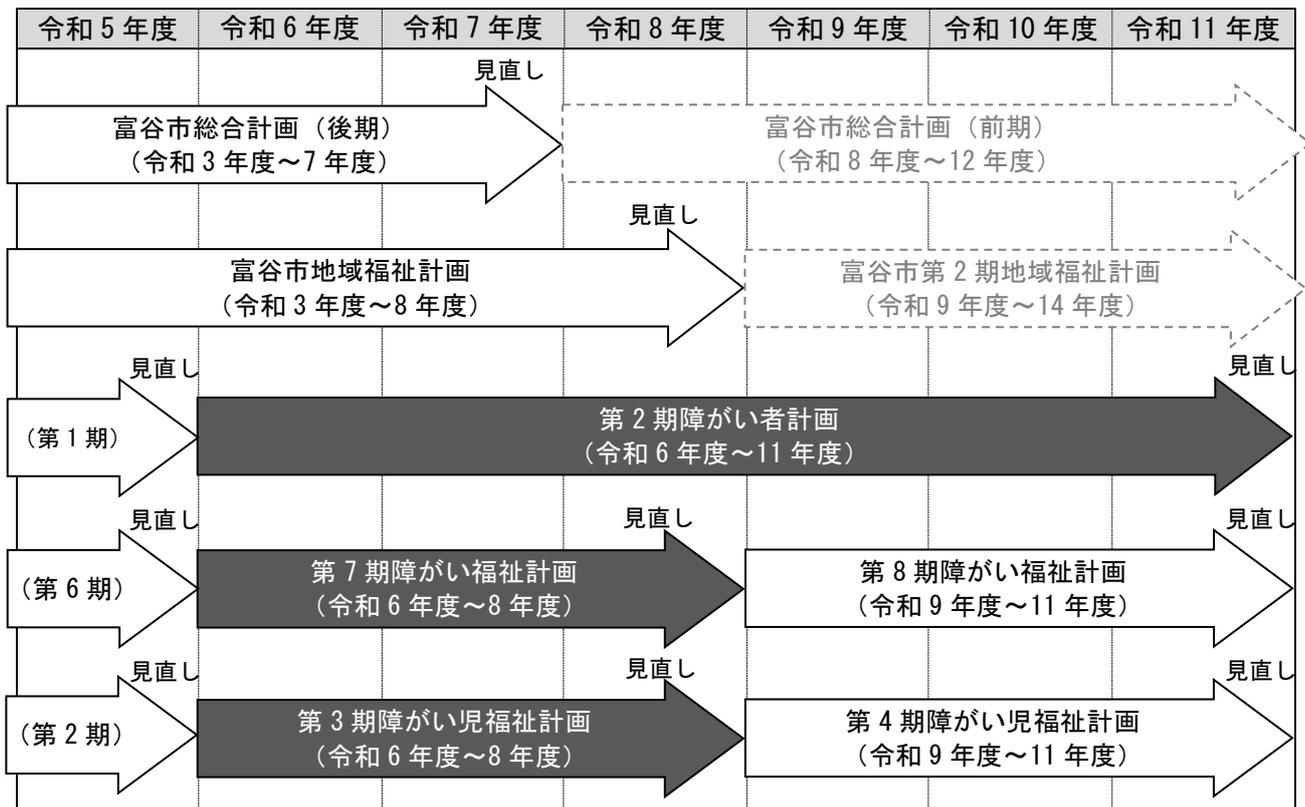
本市では、「障がい者計画」「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」の 3 つの計画を一体的に策定することとします。

	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法	障害者基本法 第 11 条第 3 項	障害者総合支援法 第 88 条第 1 項	児童福祉法 第 33 条の 20 第 1 項
内容	障がい施策の基本的方向 について定める計画 (計画期間: R6 年度~R11 年度の 6 年)	障がい福祉サービス等の 見込みとその確保策を定 める計画 (計画期間は 3 年 1 期)	障がい児通所支援等の 提供体制とその確保策 を定める計画 (計画期間は 3 年 1 期)
国	障害者基本計画(第 5 次) 基本原則 ・条約の理念に即して改 正された障害者基本法 の各基本原則に則り、当 該理念の実現に向けた 障害者の自立及び社会 参加の支援等のための 施策を総合的かつ計画 的に実施するもの	第 7 期障害福祉計画及び第 3 期障害児福祉計画に係 る基本指針 「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑 な実施を確保するための基本的な指針」 ・都道府県・市町村が参酌すべき基準を示すもの ・障害福祉計画と障害児福祉計画に係るものを一体 的に提示	

3. 計画期間

本市において第 2 期障がい者計画は、令和 6 年度から令和 11 年度までの 6 年
間を計画期間としており、第 7 期障がい福祉計画・第 3 期障がい児福祉計画は、
令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間を計画期間とします。

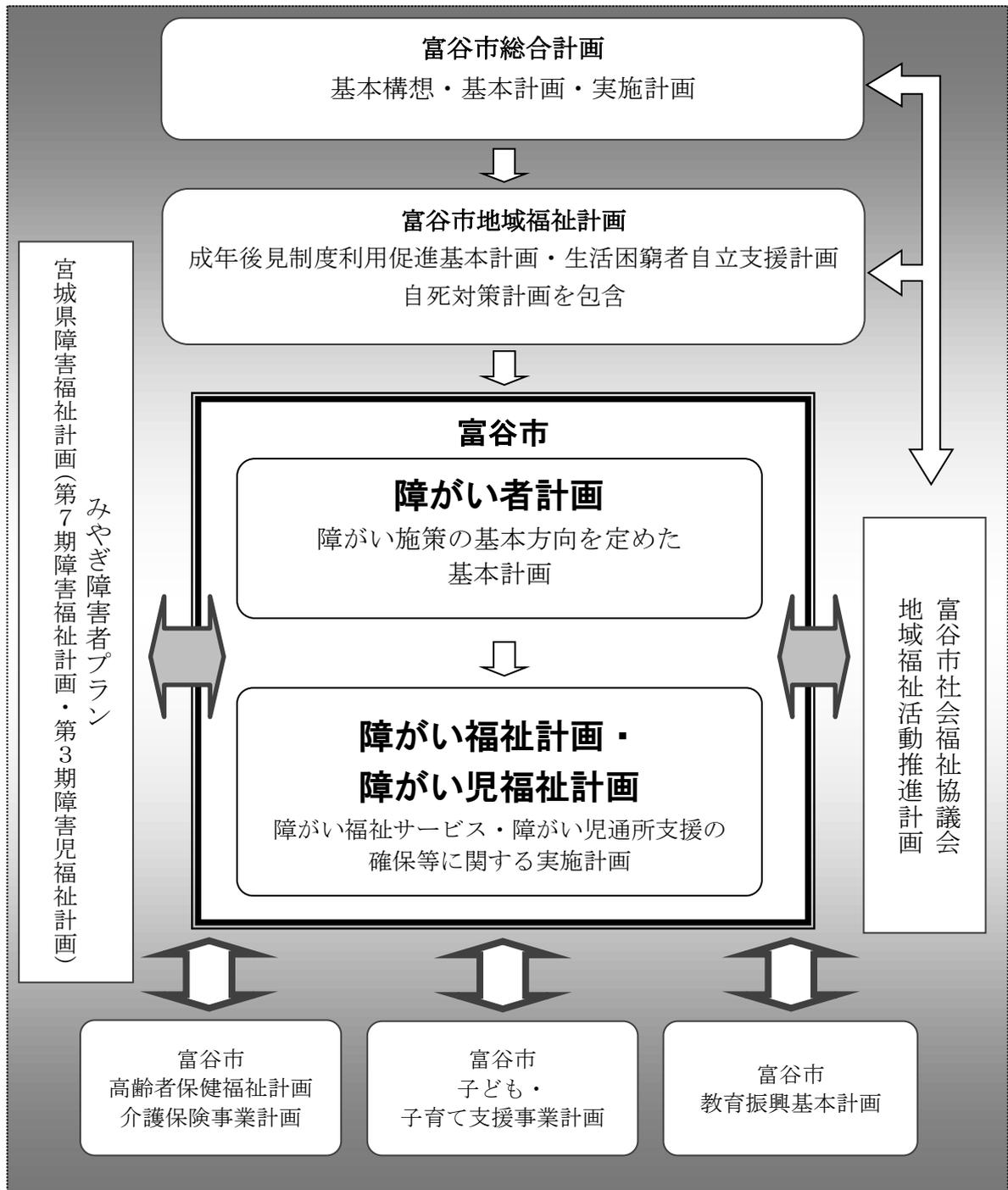
また、国の障害者施策の動向や社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じ
て計画の見直しを行います。



4. 計画の位置付け

富谷市障がい者計画は、富谷市総合計画を基本に障がい福祉施策の基本的な事項を定める計画と位置付けられています。障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、障害福祉サービス全般の具体的実施計画となるものです。

富谷市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画は、令和3年度（2021年度）に策定した上位計画である富谷市総合計画や福祉分野の上位計画である地域福祉計画その他関連計画との整合性を図るとともに、国の障害者基本計画（第5次）や県の計画である宮城県障害福祉計画（第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画）、みやぎ障害者プランとの整合・連携を図りながら策定するものです。



第 2 計画の考え方について

1. 障害者基本計画（第 5 次）について

障害者基本計画（第 5 次）の策定にあたっての基本的な考え方

1. 障害者基本計画（第 5 次）の位置付け

位置付け：障害者基本法に基づき策定される、政府が講ずる障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の最も基本的な計画
計画期間：令和 5（2023）年度から 9（2027）年度までの 5 年間

2. 障害者基本計画（第 5 次）の基本理念

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。

3. 各分野に共通する横断的視点

(1)障害者権利条約の理念の尊重・整合性の確保

(2)共生社会の実現に資する取組の推進

(3)当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援

(4)障害特性等に配慮したきめ細かい支援

(5)障害のある女性、子ども及び高齢者に配慮した取組の推進

(6)PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

4. 各分野における障害者施策の基本的な方針

<p>1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 権利擁護の推進、虐待の防止 (2) 障害を理由とする差別の解消の推進 	<p>7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 意思決定支援の推進 (2) 相談支援体制の構築 (3) 地域移行支援、在宅サービス等の充実 (4) 障害のある子どもに対する支援の充実 (5) 障害福祉サービスの質の向上等 (6) 福祉用具その他アクセシビリティの向上に資する機器の普及促進・研究開発及び身体障害者補助犬の育成等 (7) 障害福祉を支える人材の育成・確保
<p>2. 安全・安心な生活環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 住宅の確保 (2) 移動しやすい環境の整備等 (3) アクセシビリティに配慮した施設、製品等の普及促進 (4) 障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進 	<p>8. 教育の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) インクルーシブ教育システムの推進 (2) 教育環境の整備 (3) 高等教育における障害学生支援の推進 (4) 生涯を通じた多様な学習活動の充実
<p>3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 情報通信における情報アクセシビリティの向上 (2) 情報提供の充実等 (3) 意思疎通支援の充実 (4) 行政情報のアクセシビリティの向上 	<p>9. 雇用・就業、経済的自立の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 総合的な就労支援 (2) 経済的自立の支援 (3) 障害者雇用の促進 (4) 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保 (5) 一般就労が困難な障害者に対する支援
<p>4. 防災、防犯等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 防災対策の推進 (2) 復興の推進 (3) 防犯対策の推進 (4) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済 	<p>10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備 (2) スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック等競技スポーツに係る取組の推進
<p>5. 行政等における配慮の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 司法手続等における配慮等 (2) 選挙等における配慮等 (3) 行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等 (4) 国家資格に関する配慮等 	<p>11. 国際協力の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 国際社会に向けた情報発信の推進等 (2) 国際的枠組みとの連携の推進 (3) 政府開発援助を通じた国際協力の推進等 (4) 障害者の国際交流等の推進
<p>6. 保健・医療の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 精神保健・医療の適切な提供等 (2) 保健・医療の充実等 (3) 保健・医療の向上に資する研究開発等の推進 (4) 保健・医療を支える人材の育成・確保 (5) 難病に関する保健・医療施策の推進 (6) 障害の原因となる疾病等の予防・治療 	

2. 第 7 期障がい福祉計画・第 3 期障がい児福祉計画の基本的理念

令和 5 年 5 月 23 日に、厚生労働省から発出された「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」において、市町村が総合的な障害福祉計画等の策定にあたって留意すべき基本的な理念について示されたことから、第 7 期障がい福祉計画・第 3 期障がい児福祉計画の策定にあたっては下記の基本理念（一部抜粋）に基づき策定するものとします。

(1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進める。

(2) 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害者等が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう市町村を実施主体の基本とする。また、障害福祉サービスの対象となる障害者等の範囲を身体障害者、知的障害者及び精神障害者（発達障害者及び高次脳機能障害者を含む。）並びに難病患者等であって十八歳以上の者並びに障害児とし、サービスの充実を図り、都道府県の適切な支援等を通じて引き続き障害福祉サービスの均てん化を図る。また、発達障害者及び高次脳機能障害者については、従来から精神障害者に含まれるものとして障害者総合支援法に基づく給付の対象となっているところであり、引き続きその旨の周知を図る。さらに、難病患者等についても、引き続き障害者総合支援法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図るため、難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき特定医療費の支給認定を行う都道府県や難病患者等の相談に応じる難病相談支援センター等において、それぞれの業務を通じて難病患者等本人に対して必要な情報提供を行う等の取組により、障害福祉サービスの活用が促されるようにする。また、各地方公共団体が策定する障害福祉計画等においても、難病患者等が障害者総合支援法に基づく給付の対象となっていることを踏まえ、難病患者等への支援を明確化し、計画を策定するに当たっては、難病患者や難病相談支援センター等の専門機関の意見を踏まえる。

(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者等の自立支援の観点から、入所等（福祉施設への入所又は病院への入院をいう。以下同じ。）から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいう。）の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進める。

特に、入所等から地域生活への移行については、適切に意思決定支援を行いつつ地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障害福祉サービス等が提供される体制を整備する必要がある。例えば、重度化・高齢化した障害者で地域生活を希望する者に対しては、日中サービス支援型指定共同生活援助により常時の支援体制を確保すること等により、地域生活への移行が可能となるようサービス提供体制を確保する。

また、市町村は、地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活を希望する者に対する支援等を進めるために、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、短期入所の利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能を有する地域生活支援拠点等を整備するとともに、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能をさらに強化する必要がある。こうした拠点等の整備にあわせて、相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化する節目を見据えて、中長期的視点に立った継続した支援を行う必要がある。なお、地域生活支援拠点等と基幹相談支援センターのそれぞれの役割を踏まえた効果的な連携を確保する必要がある。さらに、精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取組の推進が必要である。これを踏まえ、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進める。

（４）地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、令和三年四月に施行された地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律による改正後の社会福祉法に基づく市町村の包括的な支援体制の構築の推進に取り組む。その際、市町村は同法に基づく地域福祉計画や重層的支援体制整備事業実施計画との連携を図りつつ、次に掲げる支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業実施計画との連携を図りつつ、次に掲げる支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業の活用も含めて検討し、体制整備を進める。

- ①属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能、多機関協働の中核の機能及び継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援
- ②①の相談支援と一体的に行う、就労支援、居住支援など、多様な社会参加に向けた支援
- ③ケアし支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能及び住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保の機能を備えた支援

（５）障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児支援を行うに当たっては、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援することが必要である。このため、障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害児通所支援及び障害児相談支援については市町村を、障害児入所支援については都道府県を実施主体の基本とし、障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、都道府県の適切な支援等を通じて引き続き障害児支援の均てん化を図ることにより、地域支援体制の構築を図る。

また、障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図る。さらに、障害児が障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進する。加えて、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築する。

こうしたサービス提供体制の整備等については、個別の状況に応じて、関係者や障害者等本人が参画して行う議論を踏まえた上で、市町村及び都道府県が定める障害保健福祉圏域ごとの整備の在り方を障害福祉計画等に位置付け、計画的に推進する。

(6) 障害福祉人材の確保・定着

障害者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材の確保・定着を図る必要がある。そのためには、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を行うとともに、職員の処遇改善等による職場環境の整備や障害福祉現場におけるハラスメント対策、ICT・ロボットの導入による事務負担の軽減、業務の効率化に関係者が協力して取り組んでいくことが重要である。

(7) 障害者の社会参加を支える取組・定着

障害者の地域における社会参加を促進するためには、障害者の多様なニーズを踏まえて支援すべきである。その際、文化・芸術活動や健康づくり、スポーツ等の分野を含め、地域でいきいきと安心して健康的に暮らすことができる社会を目指すことが重要である。

特に、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律を踏まえ、文化行政担当等の関係部局との連携を図りつつ、合理的配慮の提供とそのための環境整備に留意しながら、障害者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障害者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図る。

また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進する。

さらに、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律を踏まえ、デジタル担当や情報通信担当、産業政策担当等の関係部局との連携を図りつつ、障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障害当事者による ICT 活用等の促進を図る。

3. 第 7 期障がい福祉計画・第 3 期障がい児福祉計画 事業の展開と成果目標

1 自立支援給付事業・ 障がい児通所支援事業の推進

第 1 第 7 期障がい福祉計画・ 第 3 期障がい児福祉計画の事業

1. 自立支援給付（第 7 期障がい福祉計画）
 - (1) 訪問系サービス
 - ① 居宅介護 ② 重度訪問介護 ③ 同行援護
 - ④ 行動援護 ⑤ 重度障害者等包括支援
 - (2) 日中活動系サービス
 - ① 生活介護 ② 自立訓練（宿泊型、機能訓練、生活訓練）
 - ③ 就労系サービス（就労移行支援、就労継続支援 A 型・B 型、就労定着支援、就労選択支援）
 - ④ 療養介護 ⑤ 短期入所（福祉型、医療型）
 - (3) 居住系サービス
 - ① 自立生活援助 ② 共同生活援助（グループホーム）
 - ③ 共同生活援助（重度障害者） ④ 施設入所支援
 - (4) 相談支援系サービス
 - ① 計画相談支援 ② 地域移行支援 ③ 地域定着支援
2. 障がい児通所支援事業（第 3 期障がい児福祉計画）
 - ① 児童発達支援 ② 医療型を含む児童発達支援
 - ③ 放課後等デイサービス ④ 保育所等訪問支援
 - ⑤ 居宅訪問型児童発達支援 ⑥ 障害児相談支援
 - ⑦ 福祉型障害児入所支援※ ⑧ 医療型障害児入所支援※
 - ⑨ 医療的ケア児に対する関連分野の支援の調整
 - ⑩ 障がい児の地域社会へのインクルージョンの推進体制

※下線部は、新規又は内容が変更された必須目標
※福祉型障害児入所支援・医療型障害児入所支援は、
県・仙台市のみ

2 地域生活支援事業の推進

第 2 地域生活支援事業

1. 必須事業
 - ① 相談支援事業
(基幹相談支援センター等機能強化事業)
 - ② 成年後見制度利用支援事業・
成年後見制度法人後見支援事業
 - ③ 理解促進研修・啓発事業
 - ④ 自発的活動支援事業
 - ⑤ 意思疎通支援事業
 - ⑥ 手話奉仕員養成研修事業
 - ⑦ 日常生活用具給付等事業
 - ⑧ 移動支援事業
 - ⑨ 地域活動支援センター事業
2. 任意事業
 - ① 訪問入浴サービス事業
 - ② 日中一時支援事業
 - ③ 自動車運転免許取得・
改造助成事業
 - ④ 地域移行のための安心生活支援
 - ⑤ 成年後見制度普及啓発事業
3. 地域生活支援促進事業
 - ① 障害者虐待防止対策支援事業
 - ② 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業

第 3 成果目標

1. 国の指針による成果目標の設定
 - (1) 施設入所者の地域生活への移行
 - (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - (3) 地域生活支援の充実
 - (4) 福祉施設から一般就労への移行等
 - (5) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進
 - (6) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
 - (7) 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置
 - (8) 相談支援体制の充実・強化等
 - (9) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
 - (10) 各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要量の見込み及び見込量の確保方策
 - (11) 各年度における指定通所支援等の種類ごとの必要量の見込み及び見込量の確保方策
 - (12) 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

第 3 計画策定体制

1. 富谷市障がい者施策推進協議会

本計画の策定にあたり、障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項等を調査審議するため、障害者基本法第 36 条第 4 項の規定に基づき、学識経験者、障がい福祉サービス事業者及び職能団体、相談事業等関係者、被保険者等で構成された「富谷市障がい者施策推進協議会」を設置し、地域の障がい者を支える取り組み、障がい福祉サービスの提供体制の確保、関係機関によるネットワークの構築及び推進等に関する取り組みをより一層推進することを目的として、検討を重ね策定しました。

2. 住民参加

(1) 第 2 期障がい者計画・第 7 期障がい福祉計画・第 3 期障がい児福祉計画 実態把握調査

①調査の目的

富谷市第 2 期障がい者計画・第 7 期障がい福祉計画・第 3 期障がい児福祉計画を策定するにあたり、富谷市民の日常生活の状況や、課題・ニーズ等を把握し計画策定の基礎資料とするために本調査を実施しました。

②調査対象者

- ア 市内在住の身体障害者手帳所持者及び市外在住の居住地特例対象施設に入所する身体障害者手帳所持者（65 歳未満の方全数）
- イ 市内在住の療育手帳所持者及び市外在住の居住地特例対象施設に入所する療育手帳所持者（65 歳未満の方全数。ただし、身体障害者手帳所持者は除く）
- ウ 市内在住の精神障害者保健福祉手帳所持者及び市外在住の居住地特例対象施設に入所する精神障害者保健福祉手帳所持者（65 歳未満の方全数。ただし、身体・療育障害者手帳所持者は除く）

※65 歳以上は高齢者保健福祉計画・第 9 期介護保険事業計画実態把握調査にて実施

③調査対象及び方法

- ア 調査地域：本市全域
- イ 標本数：
 - ・身体障害者手帳所持者：366 名
 - ・療育手帳所持者：246 名
 - ・精神障害者保健福祉手帳所持者：236 名
- ウ 標本抽出方法：抽出調査を実施
- エ 調査期間：令和 4 年 12 月 2 日から令和 4 年 12 月 28 日
※封書により調査協力の依頼後、令和 5 年 1 月 26 日まで回収
- オ 調査方法：郵送配布、郵送回収
- カ 調査実施：保健福祉部 地域福祉課

④調査の回収状況

(単位：人)

	身体障害者手帳 所持者	療育手帳 所持者	精神障害者保健 福祉手帳所持者	合 計
対象者数	366	246	236	848
回収数 (率)	205 (56.0%)	129 (52.4%)	125 (53.0%)	459 (54.1%)

(2) 障がい児・者を持つ保護者へのヒアリング調査

①調査の目的

障がい者団体会員である障がい児・者を持つ保護者の方から、地域とのかかわりに関することを中心に課題や要望など意見をいただき、計画策定の基礎資料とするためにヒアリング調査（意見聴取）を実施しました。

[ヒアリング開催経過]		(単位：人)
日 時	団体名	参加者
令和 5 年 11 月 27 日(月)	いっぽの会 中高部	2
令和 5 年 11 月 27 日(月)	富谷市手をつなぐ育成会	9
令和 5 年 12 月 11 日(月)	いっぽの会 幼年部	2

○富谷市手をつなぐ育成会（知的障がい児者の親の会）

富谷市手をつなぐ育成会は、知的障がいの方及びその家族を支援するために、会員相互の親睦、療育環境の整備や社会参加の推進、地域福祉の向上を促進させるための活動を実施しています。

○いっぽの会（自閉スペクトラム症児者の親の会）

いっぽの会は、自閉スペクトラム症の方及びその家族を支援するために、会員相互の親睦、療育環境の整備や社会参加の推進、地域福祉の向上を促進させるための活動を実施しています。

(3) パブリックコメントの実施

- ①目 的：「富谷市第 2 期障がい者計画・第 7 期障がい福祉計画・第 3 期障がい児福祉計画」のご意見をいただくとともに、本市における障がい施策の周知・広報のため実施しました。
- ②実施方法：地域福祉課・各出張所での閲覧、富谷市ホームページに掲載
- ③実施期間：令和 6 年 1 月 4 日から令和 6 年 1 月 24 日

3. 富谷市・黒川地域自立支援協議会

本市と黒川郡内町村で構成する「富谷市・黒川地域自立支援協議会」（平成 19 年 4 月 1 日設立）において、障がい福祉計画の進捗状況の点検・評価を行うとともに、多様な課題への対応のあり方や地域のネットワーク、障がい者福祉の課題を整理し、事業の方策を検討*しました。

※障害者総合支援法第 88 条第 9 項及び児童福祉法第 33 条の 20 第 9 項の規定により、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の策定にあたっては、障害者総合支援法第 89 条の 3 第 1 項の協議会に意見を聴くよう努めることとなっている。

会議内容	R2 年度	R3 年度	R4 年度
全体会議	2	2	2
実務者会議	1	1	1
就労支援ネットワーク会	8	4	1
相談支援ネットワーク会	10	11	12
医療的ケア部会	2	2	2
放課後等デイサービスネットワーク会	2	2	1
グループホーム連絡会	0	0	0
精神包括ケアシステム協議会準備プロジェクト	2	1	1
事務局会議	11	10	11

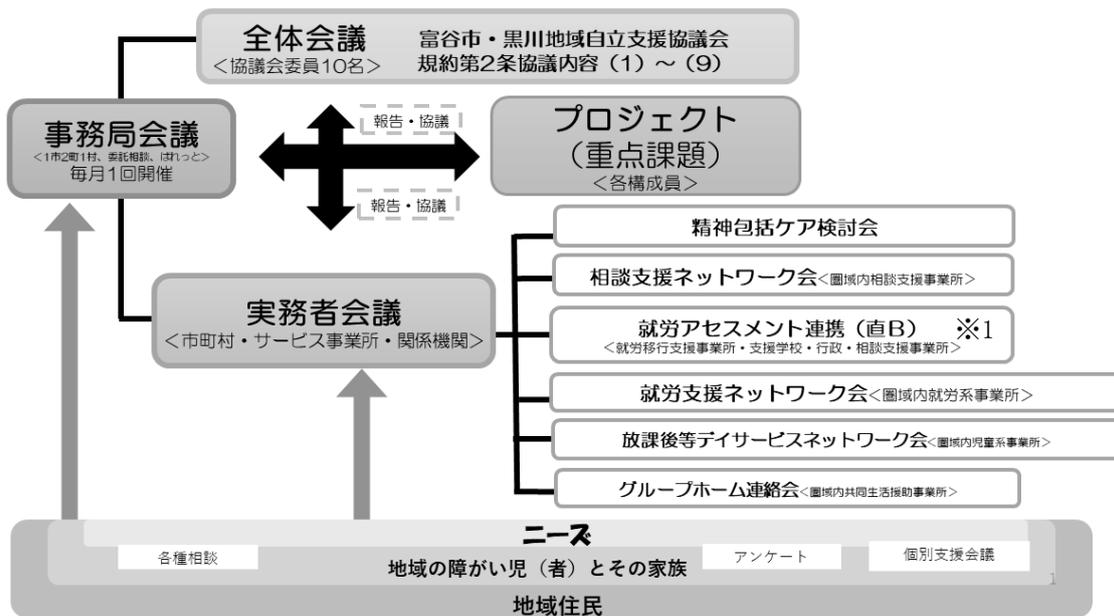
(単位：回)

○富谷市・黒川地域自立支援協議会に係る各会議の概要

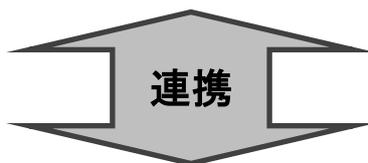
- ・全体会議：富谷市・黒川地域における障がい者等への支援体制の整備に関し、市町村や相談支援事業所等及び委員 10 人をもって組織され、圏域における課題や支援体制などを話し合う場として、中核的な役割を果たす協議の場として開催される会議です。
- ・実務者会議：富谷市・黒川地域における障がい者等への支援体制の整備に関し、市町村や相談支援事業所、就労支援事業所等の実務者が、圏域における課題や支援体制などを話し合う会議です。
- ・就労支援ネットワーク会：圏域の就労系事業所及び関係機関が、就労支援に関するネットワークの形成、就労に関する課題検討を行う会議です。
- ・相談支援ネットワーク会：圏域の相談支援事業所が、情報共有を行い、課題検討を行う会議です。
- ・医療的ケア部会：医療的ケア部会は、相談支援ネットワーク会の定例協議事項とし、課題確認の実施を行っている他、全体会議の協議事項としている部会です。
- ・放課後等デイサービスネットワーク会：圏域の児童通所系サービス事業所が、情報共有を行い、課題検討を行う会議です。
- ・グループホーム連絡会：圏域の共同生活援助事業所が、情報共有を行い、課題検討を行う会議です。
- ・精神包括ケアシステム協議会準備プロジェクト：基幹相談支援事業所と市町村が連携し、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築のため共に取り組む事業体制です。
- ・事務局会議：富谷市・黒川地域における障がい者等への支援体制の整備に関し、市町村や相談支援事業所等が圏域における課題の確認や支援体制などを定期的に話し合う会議です。

[富谷市・黒川地域自立支援協議会と富谷市障がい者施策推進協議会]

◆令和6年度 富谷市・黒川地域自立支援協議会 構成図(案)



(令和5年度富谷市・黒川地域自立支援協議会資料より)



◆富谷市障がい者施策推進協議会の構成図



※1 障がい者に対して適切な就労支援を行うことを目的としたもの。就労面に関する客観的な情報(作業能力、就労意欲、集中力等)を把握するため、面談や作業観察を通して就労移行支援事業所等がアセスメントを行う事業。富谷市・黒川地域では、卒業後の就労支援の一環として、支援学校高等部在学中の障がい児に対して、就労アセスメントを実施している。

第Ⅱ章 障がい者の現状と推移及び
第6期障がい福祉計画・
第2期障がい児福祉計画の評価

第1 障がい者の現状と推移

1. 本市の人口構造

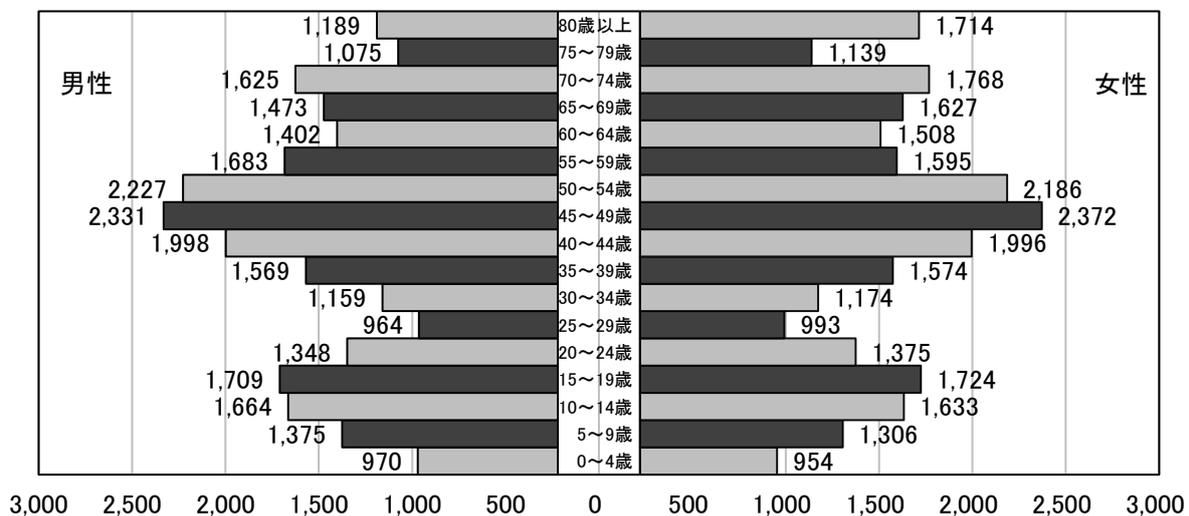
令和5年1月1日時点の総人口は、男性25,761人、女性26,638人、合計52,399人となっています。

年齢別人口構造を人口ピラミッドの形態で見ると、男女ともに45～49歳が最も多く、次いでその前後の40～44歳、50～54歳、そのほかに10～19歳、70～74歳人口も男女とも膨らみが見られます。

平成30年以降の人口動態を見ると、自然動態については自然増減が減少傾向にあります。

[人口ピラミッド（令和5年1月1日現在）]

(単位：人)



資料：住民基本台帳人口（宮城県ホームページ 住民基本台帳年報より 令和5年1月1日現在）

[人口動態（各年12月末現在）]

(単位：人)

	社会動態			自然動態			差引増減
	転入数	転出数	社会増減	出生数	死亡数	自然増減	
平成30年	1,886	2,034	△148	390	313	77	△71
令和元年	1,935	1,969	△34	356	324	32	△2
令和2年	1,775	1,896	△121	288	303	△15	△136
令和3年	1,796	1,732	64	338	339	△1	63
令和4年	1,953	1,967	△14	292	373	△81	△95

資料：住民基本台帳人口異動報告 市民課調べ

2. 総人口の推移

本市の総人口の推移は、令和4年度末時点で52,215人と、令和3年度の52,374人から159人(0.3%)減少しています。富谷市総合計画により、その後は増加していくものと予測されています。

老年人口割合は、令和4年度では22.3%と令和3年度より0.4ポイント増加していますが、年少人口割合は15.0%で0.5ポイント減少しており、今後も緩やかに少子高齢化は進行していくものと予想されます。

[人口・世帯数の推移(各年度末現在)]

(単位：人・世帯・%)

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
総人口(外国人含む)	52,374	52,215	53,143	54,071	55,000	55,928
0~14歳	8,112	7,856	7,666	7,476	7,287	7,097
年少人口割合	15.5	15.0	14.4	13.8	13.2	12.7
15~64歳	32,794	32,702	33,530	34,358	35,185	36,013
生産年齢人口割合	62.6	62.6	63.1	63.6	64.0	64.4
65歳以上	11,468	11,657	11,947	12,237	12,528	12,818
老年人口割合	21.9	22.3	22.5	22.6	22.8	22.9
世帯数	20,007	20,237	20,490	20,747	21,007	21,270
1世帯あたりの人数	2.62	2.58	2.59	2.61	2.62	2.63

資料：住民基本台帳人口 各年度末現在

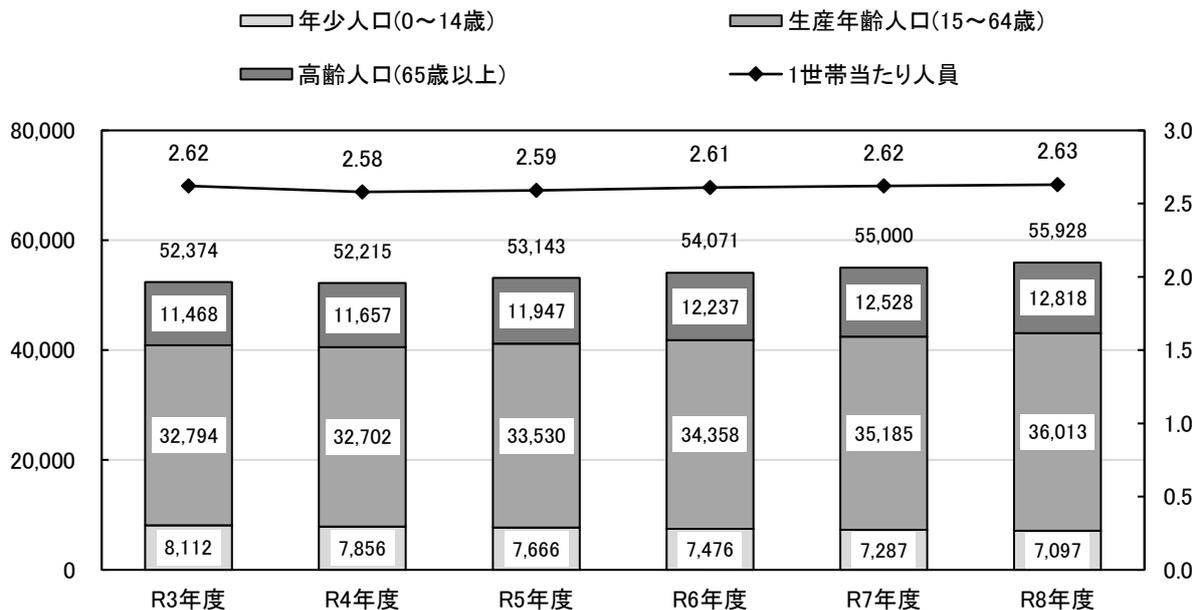
※令和5年度以降は推計値及び見込み

※人口推計は、「富谷市総合計画」の推計値を基本に、各年を按分して算出

第Ⅱ章 障がい者の現状と推移及び第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の評価

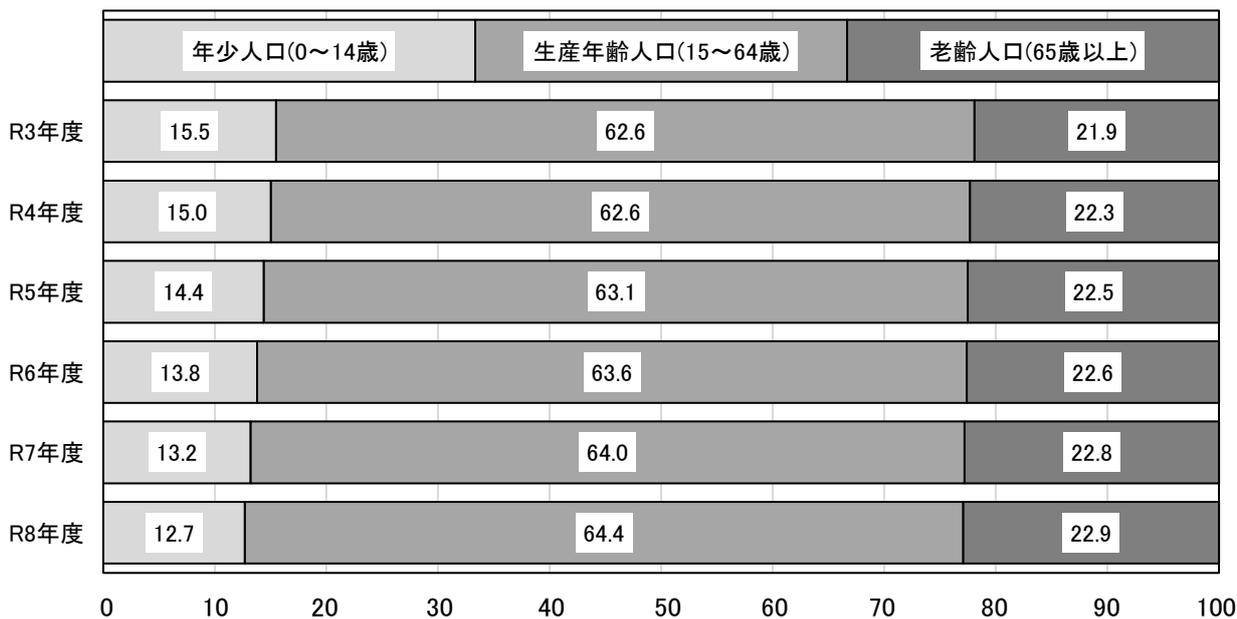
[人口・1世帯当たりの人員の推移（各年度末現在）]

(単位：人)



[人口割合の推移（各年度末現在）]

(単位：%)



3. 障がい者の現状と推移

(1) 障害者手帳交付状況

[障害者手帳交付状況（各年度末現在）]

(単位：人・%)

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
身体障害者手帳	1,202	1,196	1,224	1,263	1,300	1,340
療育手帳	280	294	306	322	340	359
精神障害者保健福祉手帳	278	301	330	363	399	438
合計	1,760	1,791	1,860	1,948	2,039	2,137
総人口	52,374	52,215	53,143	54,071	55,000	55,928
総人口比	3.36	3.43	3.50	3.60	3.71	3.82

《総人口》資料：住民基本台帳人口

《各障害手帳所持者数》資料：行政実績報告書

※令和5年度以降は推計値及び見込み

※障害の重複を含む

《参考値》：国・宮城県における障害者手帳交付状況（総人口比）

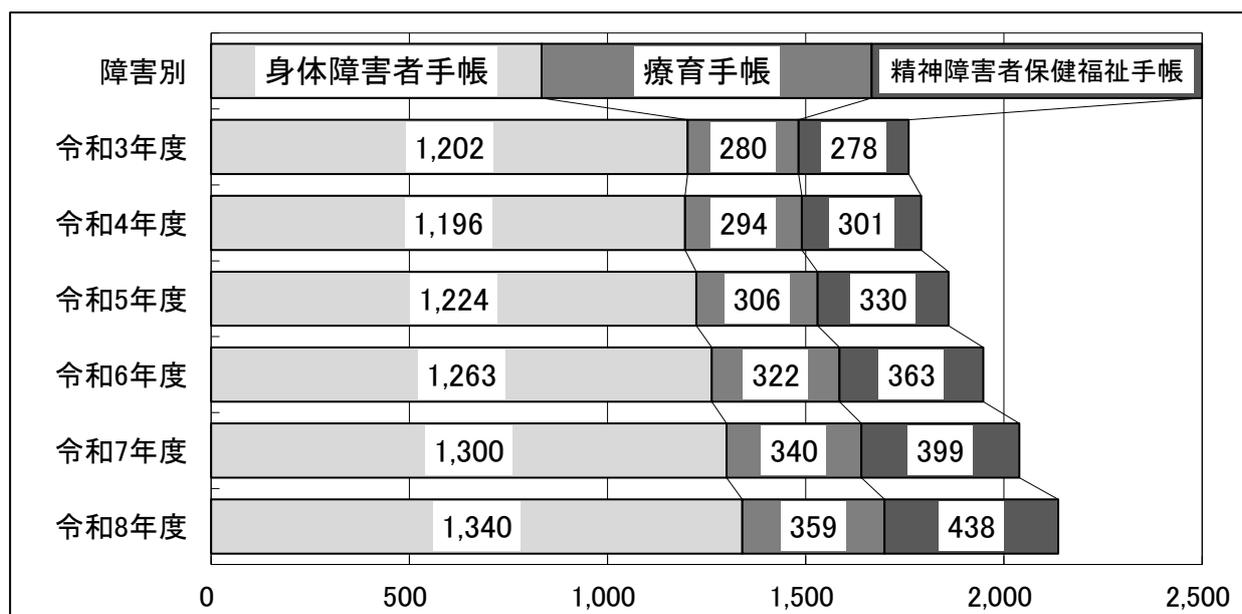
国 9.2%：人口千人当たりの人数で見ると、身体障害者は34人、知的障害者は9人、精神障害者は49人となる。複数の障害を併せ持つ者もいるため、単純な合計にはならないものの、国民のおよそ9.2%が何らかの障害を有していることになる。（令和5年版障害者白書（平成28年・令和2年調査））

宮城県 5.5%：障害者手帳交付人数：宮城県ホームページ（令和5年3月末現在）

宮城県推計人口：宮城県ホームページ（令和5年4月1日現在（県の統計方法に則したものの））

[障害者手帳交付状況（各年度末現在）]

(単位：人)

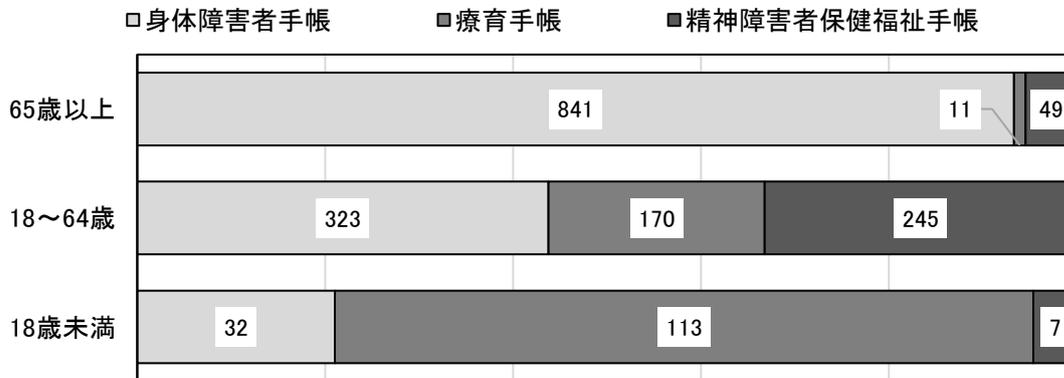


第Ⅱ章 障がい者の現状と推移及び第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の評価

令和4年度の各手帳の年齢層別分布は、身体障害者手帳では65歳以上、療育手帳では18歳未満、精神障害者保健福祉手帳では18～64歳の年齢層が多くなっています。

[障害者手帳年齢別交付状況（令和4年度末）]

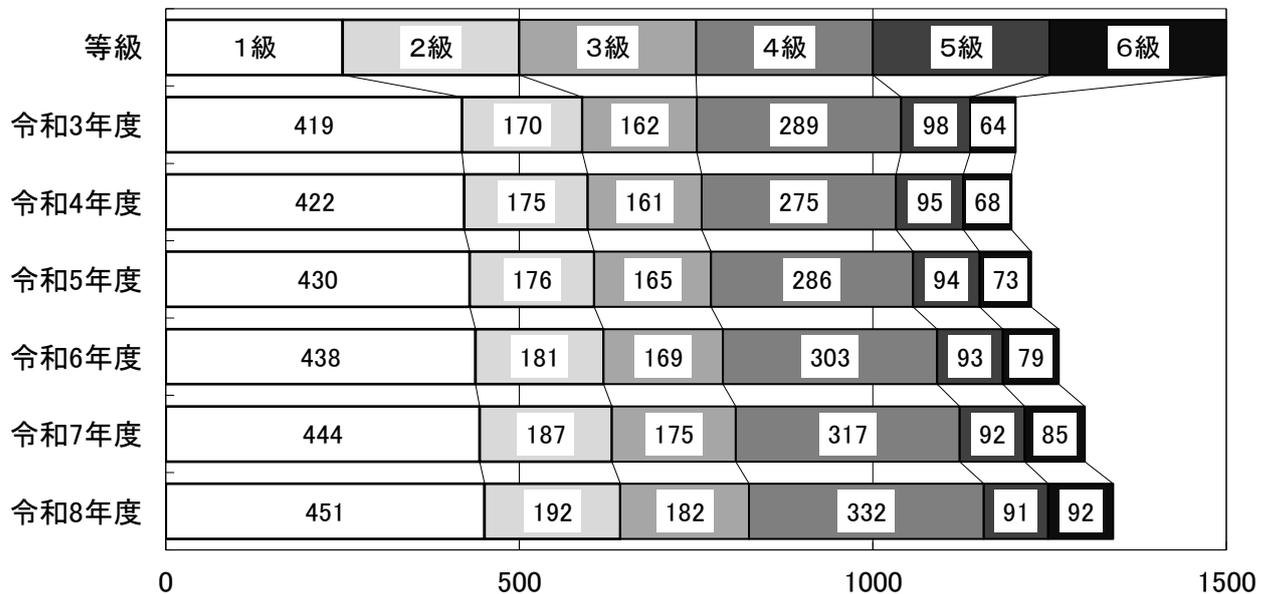
（単位：人）



(2) 身体障害者手帳交付状況

令和4年度末時点の本市の身体障害者手帳の交付人数は1,196人となっており、令和3年度からはやや減少しましたが、人口の推移によっては増加が見込まれます。

[身体障害者手帳等級別交付状況（各年度末現在）]



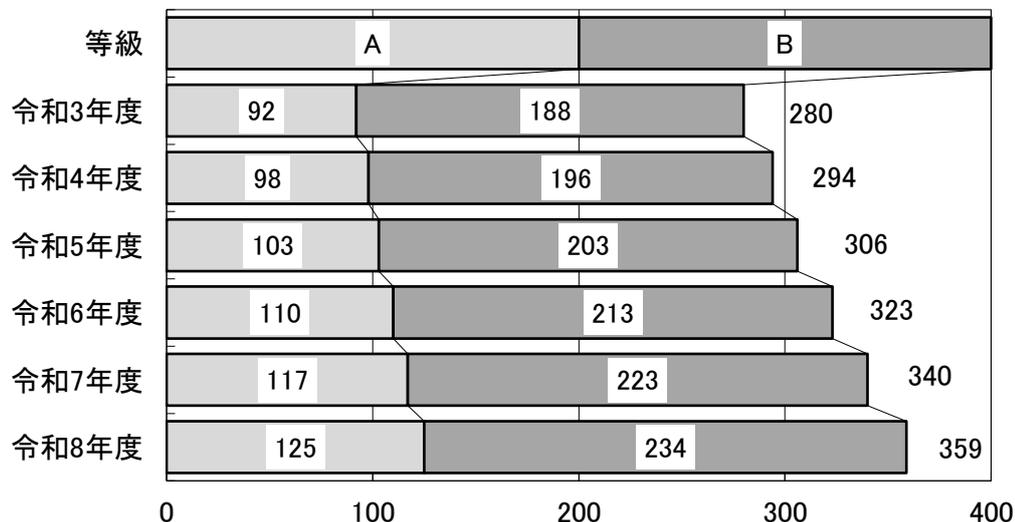
資料：福祉行政報告例 各年度末現在
 ※令和5年度以降は見込み及び推計値
 ※手帳の等級の数字が小さいほど重度となります。

(3) 療育手帳交付状況

令和4年度末時点の本市の療育手帳の交付人数は294人となっており、増加が続いているため、今後もその傾向が続くものとみられます。

[療育手帳等級別交付状況（各年度末現在）]

(単位：人)



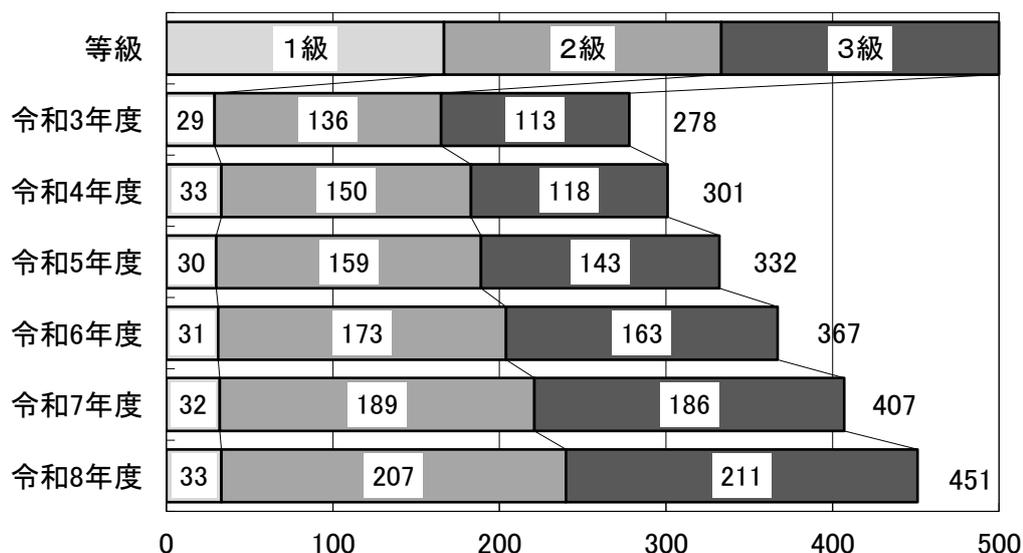
資料：行政実績報告書 各年度末現在
 ※令和5年度以降は見込み及び推計値
 ※等級は最重度、重度はA、中度、軽度はBと表します。

(4) 精神障害者保健福祉手帳交付等の状況

令和4年度末時点の本市の精神障害者保健福祉手帳の交付人数は301人となっており、増加が続いているため、今後もその傾向が続くものとみられます。

[精神障害者保健福祉手帳等級別交付状況（各年度末現在）]

(単位：人)



資料：行政実績報告書
 ※令和5年度以降は見込み及び推計値
 ※手帳の等級の数字が小さいほど重度となります。

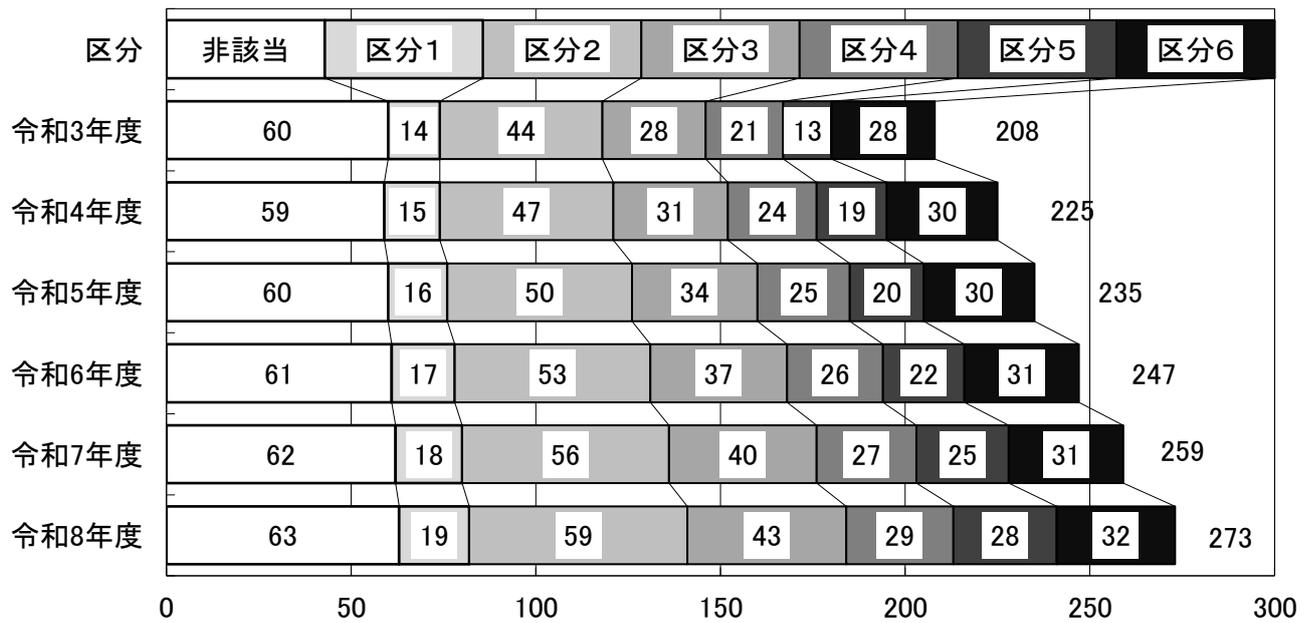
(5) 障害支援区分の状況

令和4年度末時点の障害支援区分の認定状況は225人と、令和3年度より17人の増加となっています。区分別では、非該当を除いた区分1から区分6において認定者数が増加しています。

認定者の推計は、緩やかに増加し、令和8年には273人になり、特に区分2、区分3においては、令和3年度より9人増になる見込みとなっています。

[障害支援区分別の推移（各年度末現在）]

(単位：延人数)



資料：行政実績報告書

※令和5年度以降は見込み及び推計値

※区分の数字が大きいほど重度となります。

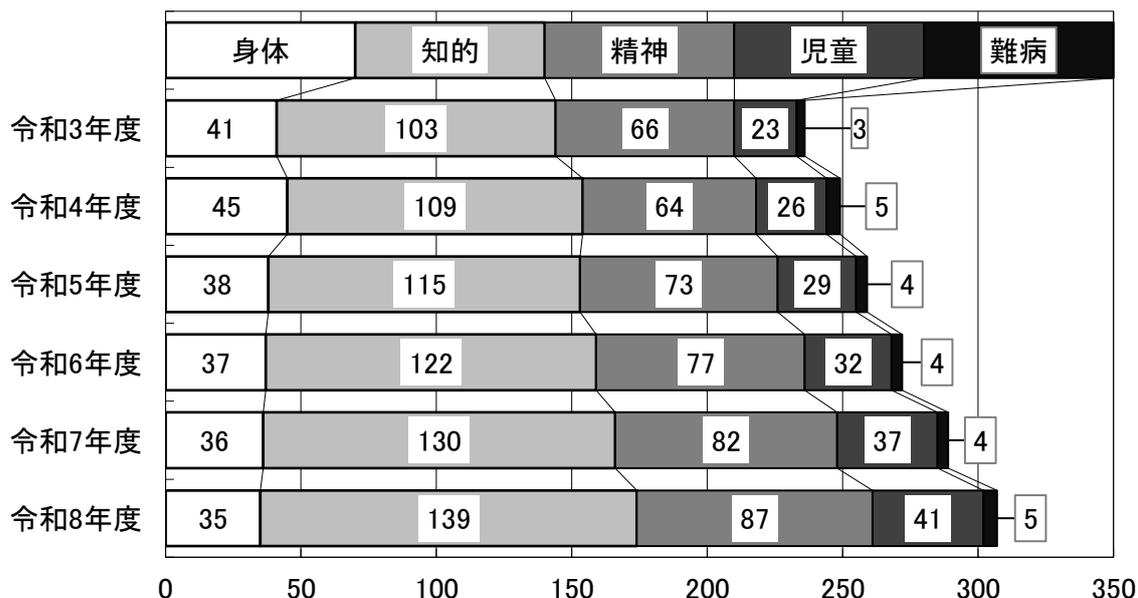
(6) 自立支援給付支給者の状況

令和4年度末時点の自立支援給付支給者の状況は、249人と令和3年度より13人の増加となっています。種別では、ほぼ横ばいで推移しており、知的が109人と全体の43.8%を占めています。

支給者の推計は、緩やかに増加し、令和8年度には307人と見込んでいます。

[自立支援給付支給者数（各年度末現在）]

(単位：人)



資料：行政実績報告書

※令和5年度以降は見込み及び推計値

※難病等は手帳未所持者のみ

(7) 自立支援医療受給者の状況

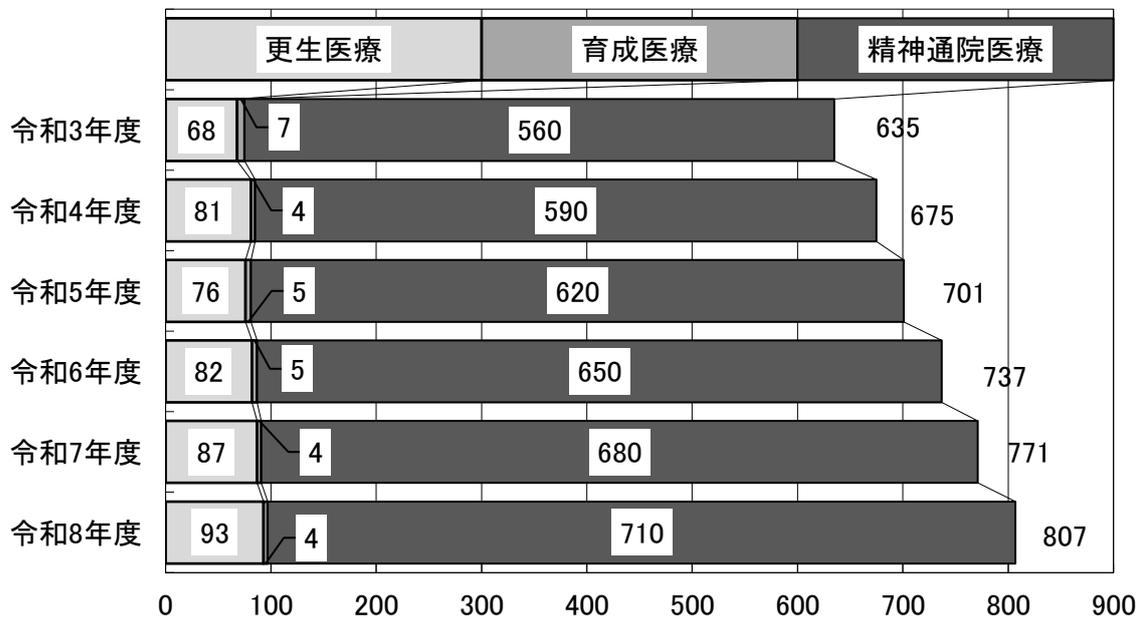
令和4年度末時点の自立支援医療受給者の状況は、675人と令和3年度より40人増加となっています。

種別では、令和4年度は令和3年度より更生医療は13人増、精神通院医療には30人増となっていますが、育成医療においては、令和3年度より3人減少しています。

受給者の推計は、育成医療以外の更生医療と精神通院医療は増加傾向で推移していくものと見込まれ、令和8年度には更生医療が93人、精神通院医療が710人に、自立支援医療合計は807人になると見込んでいます。

[自立支援医療受給者数（各年度末現在）]

(単位：人)



資料：行政実績報告書

※令和5年度以降は見込み及び推計値

※事業実施は都道府県となります。

(8) 特定医療（指定難病）及び小児慢性特定疾病の特定医療費受給者数について

令和4年度末時点の特定医療費受給者数は420人、小児慢性特定疾病医療費受給者数は62人と、令和2年度より特定医療費受給者数は横ばい、小児慢性特定疾病医療費受給者数は11人の減少となっています。

[特定医療費受給者数（各年度末現在）]

(単位：疾病・人)

種別等		R2年度	R3年度	R4年度
特定医療費（指定難病） （対象疾病数 338）	医療受給者数	420	403	420
	該当疾病数	65	64	65
小児慢性特定疾病 （対象疾病数 788）	医療受給者数	73	63	62
	該当疾病数	47	43	40

出典（資料）：塩釜保健所（黒川支所）より

※各年3月31日現在、但し対象疾病数については令和5年3月31日現在

(9) 就学等の状況

①市内保育所・幼稚園の状況

市内保育所・幼稚園の加配対象児童の在籍状況は、全児童数215人に対して16人が在籍しており、全体の7.44%が加配対象児童となっています。なお、種別としては知的障害・発達の遅れが全体の7割以上を占めています。

[保育所・幼稚園の加配対象児童数（令和5年3月末現在）]

(単位：人・%)

種別	年少	年中	年長	計
知的障害・発達の遅れ	6	6	3	15
情緒障害	1	1	2	4
病弱・虚弱	0	0	0	0
肢体不自由	0	0	0	0
聴覚障害・難聴	1	0	0	1
視覚障害・弱視	0	0	0	0
加配対象児童数	6	6	4	16
全児童数	69	76	70	215
割合	8.70	7.89	5.71	7.44

資料：子育て支援課・教育総務課調べ

※種別の重複を含むため、加配対象児童数と種別合計が一致するとは限りません

②市内小学校の状況

市内小学校の障がい児の在籍状況は、全児童数 3,529 人に対して 75 人が支援学級に在籍しており、全体の 2.13%が支援対象児童となっています。令和2年3月1日時点では 1.66%だったことから、増加の傾向が見られます。

なお、障がい種別としては知的障がい・発達の遅れが全体の約 5 割、情緒障がいが約 4 割を占めています。

[小学校の特別支援学級在籍者数（令和5年3月1日現在）]

(単位：人・%)

種別	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
知的障害・発達の遅れ	5	7	9	7	7	3	38
情緒障害	1	4	6	6	11	5	33
病弱・虚弱	0	0	0	0	0	2	2
肢体不自由	1	0	0	0	1	0	2
聴覚障害・難聴	0	0	0	0	0	0	0
視覚障害・弱視	0	0	0	0	0	0	0
特別支援学級在籍者数	7	11	15	13	19	10	75
全児童数	535	543	591	586	637	637	3,529
割合	1.31	2.03	2.54	2.22	2.98	1.57	2.13

資料提供：教育委員会

出典：令和4年4月1日以降の小・中・義務教育学校児童生徒数調及び毎月1日現在学級数増減調

③市内中学校の状況

市内中学校の障がい児の在籍状況は、全児童数 2,031 人に対して 30 人が支援学級に在籍しており、全体の 1.48%が支援対象児童となっています。令和2年3月1日時点では 1.35%だったことから、増加の傾向が見られます。

なお、障がい種別としては知的障害・発達の遅れが約 6 割、情緒障害が約 3 割を占めています。

[中学校の特別支援学級在籍者数（令和5年3月1日現在）]

(単位：人・%)

種別	1年生	2年生	3年生	計
知的障害・発達の遅れ	4	5	8	17
情緒障害	2	4	4	10
病弱・虚弱	0	0	0	0
肢体不自由	1	1	0	2
聴覚障害・難聴	1	0	0	1
視覚障害・弱視	0	0	0	0
特別支援学級在籍者数	8	10	12	30
全生徒数	710	646	675	2,031
割合	1.13	1.55	1.78	1.48

資料提供：教育委員会

出典：令和4年4月1日以降の小・中・義務教育学校児童生徒数調及び毎月1日現在学級数増減調

④特別支援学校高等部への進学状況

特別支援学校高等部に在籍する児童のうち、25%が重度知的障がい児となっています。また、重度知的障がい児の全てが特別支援学校高等部に在籍しています。

[特別支援学校高等部在籍者数（令和5年11月1現在）]

(単位：人)

種別	1年生	2年生	3年生	計
知的障害（療育手帳A）	1	1	4	6
知的障害（療育手帳B）	6	6	4	16
肢体不自由	1	0	0	1
聴覚障害	0	1	0	1
特別支援学級在籍者数	8	8	8	24

資料提供：地域福祉課

(10) 母子保健の状況

①障がい児童等に関する勉強会

(ア) 障がい児童等に関する勉強会

障がい児童等に関する勉強会の参加状況は、令和3年度の参加延数は令和2年度と比較して57人減少し21人となり、令和4年度は24人となりました。なお、令和3年度から参加者が減少しているのは、自閉スペクトラム症に係る当事者の方を対象としたためです。

[障がい児童等に関する勉強会の参加者数（各年度末現在）]

(単位：回・人)

項目	R2年度	R3年度	R4年度
開催回数	8	5	3
延参加者数	78	21	24

資料提供：子育て支援センター

出典：行政実績報告書

(イ) 子どもの発達障がい理解促進に関する研修

子どもの発達障がい理解促進のための研修を行い、令和4年度の参加延数は15人となりました。発達障がいへの理解や保護者間の情報共有などを行うことで、発達障がい児との関わり方を学ぶ機会を設けています。

[子どもの発達障がい理解促進の研修参加者数（令和4年度末現在）]

（単位：回・人）

研修	項目	R4年度
乳幼児期保護者向け研修	開催回数*	2
	延参加者数	16
学童期～青年中期保護者向け研修	開催回数*	2
	延参加者数	28

資料提供：地域福祉課

出典・主催：障がい者等相談支援窓口

*コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった令和3年度分も実施

②学童発達相談

学童発達相談の相談状況は、令和3年度の実相談者数は87人と令和2年度より8人増加し、延人数も121人と16人増加となっています。令和4年度も実相談者数は92人になっており、増加傾向にあります。

[学童発達相談者数（各年度末現在）]

（単位：回・人）

項目	R2年度	R3年度	R4年度
開催数	105	121	113
相談者数（実人数）	79	87	92
相談者数（延人数）	105	121	113

資料提供：子育て支援センター

出典：行政実績報告書、事業実績計画・報告

③親と子の教室

親と子の教室の参加状況は、令和3年度の開催数は16回で、対象者組は25組と令和2年度より2組増加しました。参加延数は255人と令和2年度より52人増加となっています。令和4年度は開催数が19回となっていることから単純比較ができませんが、対象組数及び延参加者数ともに増加傾向にあります。

[親と子の教室の参加者数（各年度末現在）]

（単位：回・組・人）

項目	R2年度	R3年度	R4年度
開催数	16	16	19
対象者組（幼児・親）	23	25	27
延参加者数	203	255	281

資料提供：子育て支援センター

出典：行政実績報告書

(11) 障がい者雇用状況について

仙台公共職業安定所大和出張所（以下「ハローワーク大和」という。）管内（富谷市・大和町・大衡村）における障がい者の雇用状況は、令和3年度の法定対象企業数（50人以上の民間企業）52社に対し、法定雇用率（一般の民間企業2.3%）を達成している雇用率達成企業は14社（達成率26.9%）となりましたが、令和4年度には法定対象企業数53社に対し雇用率達成企業は25社（達成率47.2%）となりました。

[障がい者の雇用状況（各年6月1日現在）]

（単位：社・人・%）

年 度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
対象企業数	48	52	53
障がい者雇用数	330.0	322.5	327.5
雇用率達成企業数	25	14	25
法定雇用率達成企業の割合	52.1	26.9	47.2

資料：ハローワーク大和調べ 出典：障害者雇用状況報告
 （参考）法定雇用率達成企業の割合（令和4年6月1日現在）
 国………48.3% 出典：厚生労働省ホームページ
 宮城県…50.2% 出典：宮城県労働局ホームページ

第2 調査結果から見る障がい者の状況と課題

第2期障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画実態把握調査 (第Ⅰ章再掲)

①調査の目的

富谷市第2期障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画を策定するにあたり、富谷市民の日常生活の状況や、課題・ニーズ等を把握し計画策定の基礎資料とするために本調査を実施しました。

②調査対象者

- ア 市内在住の身体障害者手帳所持者及び市外在住の居住地特例対象施設に入所する身体障害者手帳所持者（65歳未満の方全数）
- イ 市内在住の療育手帳所持者及び市外在住の居住地特例対象施設に入所する療育手帳所持者（65歳未満の方全数。ただし、身体障害者手帳所持者は除く）
- ウ 市内在住の精神障害者保健福祉手帳所持者及び市外在住の居住地特例対象施設に入所する精神障害者保健福祉手帳所持者（65歳未満の方全数。ただし、身体・療育障害者手帳所持者は除く）

※65歳以上は高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画実態把握調査にて実施

※以降、特段の断りがない場合、本調査のことをアンケートと呼ぶ

③調査対象及び方法

- ア 調査地域：本市全域
- イ 標本数：
 - ・身体障害者手帳所持者：366名
 - ・療育手帳所持者：246名
 - ・精神障害者保健福祉手帳所持者：236名
- ウ 標本抽出方法：抽出調査を実施
- エ 調査期間：令和4年12月2日から令和4年12月28日
※封書により調査協力の依頼後、令和5年1月26日まで回収
- オ 調査方法：郵送配布、郵送回収
- カ 調査実施：保健福祉部 地域福祉課

1. 相談先や支援体制について

(1) 障がいや発達の不安や悩みの相談先（該当するもの全て回答）

no	項目	身体障がい者 (n=205)		知的障がい者 (n=129)		精神障がい者 (n=125)	
		件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
1	家族や親せき	141	68.8	96	74.4	93	74.4
2	友人・知人	49	23.9	18	14.0	25	20.0
3	近所の人	7	3.4	0	0.0	3	2.4
4	職場の上司や同僚	15	7.3	12	9.3	10	8.0
5	かかりつけの医師や看護師	131	63.9	58	45.0	106	84.8
6	病院のケースワーカーや介護保険のケアマネジャー	14	6.8	5	3.9	9	7.2
7	通所施設や保育所（園）、幼稚園、学校の先生	18	8.8	45	34.9	7	5.6
8	障がい者団体や家族会	8	3.9	12	9.3	0	0.0
9	サービス提供事業所	20	9.8	37	28.7	13	10.4
10	相談支援事業所などの民間の相談窓口	7	3.4	28	21.7	7	5.6
11	地域活動支援センター	7	3.4	9	7.0	6	4.8
12	地域支援センター「ぱれっとよしか」	4	2.0	8	6.2	2	1.6
13	宮城県発達障害者支援センター「えくぼ」	0	0.0	1	0.8	0	0.0
14	とみや子育て支援センター「とみここ」	3	1.5	11	8.5	0	0.0
15	教育委員会	0	0.0	1	0.8	1	0.8
16	民生委員・児童委員	3	1.5	1	0.8	1	0.8
17	市役所	13	6.3	15	11.6	20	16.0
18	保健所	0	0.0	1	0.8	2	1.6
19	宮城県精神保健福祉センター	0	0.0	0	0.0	2	1.6
20	宮城県リハビリテーション支援センター	6	2.9	2	1.6	0	0.0
21	障がい者等相談支援窓口	6	2.9	10	7.8	4	3.2
22	児童相談所	0	0.0	4	3.1	1	0.8
23	いのちの電話	0	0.0	0	0.0	6	4.8
24	障がい者110番	0	0.0	0	0.0	0	0.0
25	特にない	25	12.2	9	7.0	16	12.8
26	人には相談したくない	2	1.0	1	0.8	4	3.2
27	その他	7	3.4	3	2.3	5	4.0
	不明・無回答	9	4.4	6	4.7	0	0.0

0% 50% 100% 0% 50% 100% 0% 50% 100%

(2) 将来のことで不安に思うこと（該当するもの全てに回答）

no	項目	身体障がい者 (n=205)		知的障がい者 (n=129)		精神障がい者 (n=125)	
		件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
1	進学のことについて	12	5.9	22	17.1	7	5.6
2	就職のことについて	28	13.7	47	36.4	47	37.6
3	高齢になった時のことについて	117	57.1	60	46.5	67	53.6
4	友人や仲間、理解者がいるか	12	5.9	28	21.7	37	29.6
5	自立した生活ができるか	38	18.5	63	48.8	65	52.0
6	お金や財産の管理ができるか	25	12.2	66	51.2	58	46.4
7	支援者がいなくなった後の住まいについて	27	13.2	58	45.0	48	38.4
8	支援者がいなくなった後の経済面について	42	20.5	66	51.2	67	53.6
9	支援者がいなくなった後の生活（家事・移動等）について	57	27.8	74	57.4	56	44.8
10	その他	13	6.3	0	0.0	16	12.8
	不明・無回答	32	15.6	15	11.6	8	6.4

相談先や支援体制については、全体的には「家族や親せき」が多い傾向があります。知的障がい者の場合は「通所施設や保育所（園）、幼稚園、学校の先生」や「サービス提供事業所」「相談支援事業所などの民間の相談窓口」も多くなっていますが、精神障がい者の場合は「かかりつけの医師や看護師」が最も多くなっています。前回調査（令和元年度実施、以下同様。）でも3障害全てで「医療機関」が1位、「家族や親戚」が2位と傾向は変わりませんが、「家族や親せき」の回答が3～4割だったのに対し、今回は6～7割と大幅に増加している傾向が見られています。

将来のことで不安に思うことについては、全体的には「高齢になった時のことについて」「支援者がいなくなった後の経済面について」「支援者がいなくなった後の生活（家事・移動等）について」等が高くなっており、いずれも自らを支援してくれる人がいなくなった時のことを不安に思っていることが示されているため、障がい者が高齢になったときへの支援体制の一層の強化が必要になってきます。

2. 生活の状況について

(1) 現在どのように暮らしているか（該当するもの1つ回答）

no	項目	身体障がい者 (n=205)		知的障がい者 (n=129)		精神障がい者 (n=125)	
		件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
1	一人で暮らしている	12	5.9	1	0.8	4	3.2
2	家族と暮らしている	180	87.8	108	83.7	115	92.0
3	グループホームで暮らしている	2	1.0	5	3.9	3	2.4
4	福祉施設（障害者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしている	6	2.9	9	7.0	1	0.8
5	病院に入院している	4	2.0	0	0.0	1	0.8
6	その他	0	0.0	2	1.6	1	0.8
	不明・無回答	1	0.5	4	3.1	0	0.0

0% 50% 100% 0% 50% 100% 0% 50% 100%

(2) 今後3年以内にどのような暮らしをしたいと思うか（該当するもの1つ回答）

no	項目	身体障がい者 (n=205)		知的障がい者 (n=129)		精神障がい者 (n=125)	
		件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
1	一般の住宅で一人暮らしをしたい	24	11.7	8	6.2	16	12.8
2	家族と一緒に生活をしたい	152	74.1	94	72.9	95	76.0
3	グループホームなどを利用したい	4	2.0	9	7.0	4	3.2
4	福祉施設（障害者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしたい	9	4.4	7	5.4	1	0.8
5	その他	7	3.4	7	5.4	6	4.8
	不明・無回答	9	4.4	4	3.1	3	2.4

0% 50% 100% 0% 50% 100% 0% 50% 100%

(3) 希望する暮らしを送るためには、どのような支援があれば良いと思うか（該当するもの全てに回答）

no	項目	身体障がい者 (n=205)		知的障がい者 (n=129)		精神障がい者 (n=125)	
		件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
1	在宅で医療的ケアなどが適切に受けられること	38	18.5	9	7.0	15	12.0
2	障がい者に適した住居の確保	42	20.5	29	22.5	25	20.0
3	必要な在宅サービスが適切に利用できること	59	28.8	30	23.3	26	20.8
4	生活訓練等の充実	14	6.8	37	28.7	13	10.4
5	経済的な負担の軽減	119	58.0	71	55.0	80	64.0
6	相談対応等の充実	37	18.0	55	42.6	50	40.0
7	地域住民等の理解	27	13.2	38	29.5	26	20.8
8	コミュニケーションについての支援	22	10.7	44	34.1	32	25.6
9	その他	11	5.4	8	6.2	14	11.2
	不明・無回答	29	14.1	15	11.6	19	15.2

生活の状況について、一人暮らし、グループホーム、福祉施設で暮らしている方が数%ほどいますが、多くの障がい者は家族と暮らしていることが分かります。

今後3年以内にどのような暮らしをしたいと思うかについては、3障害全ての障がい種別において「家族と一緒に生活したい」が7割以上を占め、次いで身体障がい者・精神障がい者では「一人暮らし」、知的障がい者では「グループホーム等」となっています。知的障がい者においては、前回調査時は「自宅」、「グループホーム」がともに3割台でしたが、今回は「グループホーム等」が2割以上減る結果となっています。また、身体障がい者・精神障がい者でも前回と比較し、「グループホーム」「福祉施設」の回答が減っている傾向が見られます。

希望する暮らしを送るために必要だと思う支援については、全ての障がい種別において「経済的な負担の軽減」が5~6割台と最も高く、次いで身体障がい者では「必要な在宅サービスが適切に利用できること」、知的障がい者・精神障がい者では「相談対応の充実」となっています。

3. 就労について

(1) どのような就労を希望するか（該当するもの1つ回答）

no	項目	身体障がい者 (n=16)		知的障がい者 (n=6)		精神障がい者 (n=25)	
		件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
1	会社などで正職員として働きたい	1	6.3	0	0.0	3	12.0
2	会社などで正職員として、短時間勤務などの障がい者配慮を受けて働きたい	4	25.0	1	16.7	9	36.0
3	会社などでパート、アルバイト、非常勤職員、派遣社員として働きたい	4	25.0	0	0.0	5	20.0
4	自営業を営みたい	0	0.0	0	0.0	2	8.0
5	就労継続支援事業所（A型・B型）で働きたい	6	37.5	1	16.7	3	12.0
6	その他	0	0.0	3	50.0	2	8.0
	不明・無回答	1	6.3	1	16.7	1	4.0

(2) 就労を希望しない場合、その理由（該当するもの全てに回答）

no	項目	身体障がい者 (n=51)		知的障がい者 (n=12)		精神障がい者 (n=37)	
		件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
1	障がいを理由に採用を断られたことがあり、諦めているため	1	2.0	0	0.0	3	8.1
2	障がい・病気の症状のため	27	52.9	11	91.7	30	81.1
3	高齢のため	9	17.6	0	0.0	2	5.4
4	定期収入（障害年金・不動産収入等）・預貯金があるため	3	5.9	0	0.0	3	8.1
5	家事に専念しているため	12	23.5	0	0.0	5	13.5
6	働くための技術や知識がないため	3	5.9	4	33.3	12	32.4
7	就職の仕方がわからないため	0	0.0	0	0.0	2	5.4
8	働く意欲がないため	3	5.9	1	8.3	14	37.8
9	その他	11	21.6	1	8.3	4	10.8
	不明・無回答	0	0.0	0	0.0	0	0.0

(3) 就労の場所で必要な支援（該当するもの全てに回答）

no	項目	身体障がい者 (n=205)		知的障がい者 (n=129)		精神障がい者 (n=125)	
		件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
1	通勤手段の確保	87	42.4	72	55.8	52	41.6
2	勤務場所におけるバリアフリー等の配慮	75	36.6	13	10.1	20	16.0
3	短時間勤務や勤務日数等の配慮	84	41.0	41	31.8	74	59.2
4	勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること	90	43.9	35	27.1	77	61.6
5	在宅勤務の拡充	70	34.1	13	10.1	47	37.6
6	職場の障がい者理解があること	125	61.0	86	66.7	79	63.2
7	職場で介助や援助等が受けられること	47	22.9	49	38.0	25	20.0
8	具合が悪くなった時に気軽に通院できること	79	38.5	40	31.0	58	46.4
9	就労後のフォローなど職場と支援機関の連携	44	21.5	62	48.1	44	35.2
10	企業ニーズに合った就労訓練	31	15.1	24	18.6	22	17.6
11	仕事についての職場外での相談対応、支援	41	20.0	43	33.3	50	40.0
12	その他	7	3.4	4	3.1	14	11.2
	不明・無回答	24	11.7	11	8.5	7	5.6

どのような就労を希望するかについて、身体障がい者の場合は「短時間勤務などの障がい者配慮を受けて働きたい」「パート、アルバイト、非常勤職員、派遣社員として働きたい」「就労継続支援事業所（A型・B型）で働きたい」が多く、知的障がい者の場合はいずれの割合も低く、精神障がい者の場合は「短時間勤務などの障がい者配慮を受けて働きたい」が最も多くなっています。

就労を希望しない場合の理由について、身体障がい者の場合は「障がい・病気の症状のため」「家事に専念しているため」などが多くなっており、知的障がい者の場合は「障がい・病気の症状のため」「働くための技術や知識がないため」が多くなっており、精神障がい者の場合は「障がい・病気のため」「働くための技術や知識がないため」「働く意欲がないため」が多くなっています。

就労の場所で必要な支援について、身体障がい者の場合は「職場の障がい者理解があること」「勤務場所におけるバリアフリー等の配慮」「在宅勤務の拡充」などが多くなっており、知的障がい者の場合は「職場の障がい者理解があること」「通勤手段の確保」「就労後のフォローなど職場と支援機関の連携」が多くなっており、精神障がい者の場合は「職場の障がい者理解があること」「勤務時間や日数等の配慮」「短時間勤務や勤務日数等の配慮」「在宅勤務の拡充」などが多くなっています。

これらのことから、身体障がい者の場合は、継続的な就労を希望する割合が高い一方で、障がい者理解やバリアフリー等の配慮等の周り理解や環境整備が必要なが分かります。知的障がい者の場合は、継続的な就労が困難である状況があり、就労を開始した後の職場の障がい者理解やフォローなどが必要であることが分かります。精神障がい者の場合は、短時間でも継続的な勤務を望む声が多い一方で、働くための意欲や技術に不安を抱えており、勤務時間や日数に対する配慮を求めていることが分かります。

4. 交通対策について

(1) 外出時の交通手段（該当するもの全てに回答）

no	項目	身体障がい者 (n=205)		知的障がい者 (n=129)		精神障がい者 (n=125)	
		件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
1	自家用車（自分で運転する）	113	55.1	14	10.9	61	48.8
2	タクシー	38	18.5	7	5.4	15	12.0
3	路線バス	64	31.2	43	33.3	58	46.4
4	富谷市民バス	24	11.7	20	15.5	31	24.8
5	家族による送迎	96	46.8	84	65.1	58	46.4
6	隣近所の友人・知人による送迎	3	1.5	1	0.8	3	2.4
7	ボランティアによる送迎	3	1.5	0	0.0	0	0.0
8	介護タクシー	12	5.9	1	0.8	0	0.0
9	施設送迎	17	8.3	46	35.7	4	3.2
10	その他	8	3.9	4	3.1	16	12.8
	不明・無回答	7	3.4	4	3.1	3	2.4

(2) タクシーチケットの申請・利用状況（該当するもの1つに回答）

no	項目	身体障がい者 (n=205)		知的障がい者 (n=129)		精神障がい者 (n=125)	
		件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
1	申請し、利用している	29	14.1	5	3.9	1	0.8
2	申請したが、まだ利用していない	8	3.9	1	0.8	0	0.0
3	申請をする予定である	7	3.4	0	0.0	1	0.8
4	申請するつもりはない	30	14.6	16	12.4	19	15.2
5	申請対象外である	69	33.7	57	44.2	50	40.0
6	制度を知らなかった	47	22.9	40	31.0	49	39.2
	不明・無回答	15	7.3	10	7.8	5	4.0

外出時の交通手段について、身体障がい者の場合は「自家用車（自分で運転する）」が最も多く、次いで「家族による送迎」が多くなっています。知的障がい者の場合は「家族による送迎」が最も多く、次いで「施設送迎」が多くなっています。精神障がい者の場合は「自家用車（自分で運転する）」「路線バス」「家族による送迎」がほぼ同数となっています。

タクシーチケットの申請・利用状況について、申請対象外であることを除いた場合、身体障がい者では「制度を知らなかった」が多く「申請し、利用している」「申請するつもりはない」がほぼ同数となっています。知的障がい者と精神障がい者では「制度を知らなかった」が多く、それに次いで「申請するつもりはない」となっています。

これらのことから、身体障がい者の場合は、「自家用車（自分で運転する）」か「家族による送迎」等で外出している傾向があり、それぞれ前回調査から2.3ポイント、21.3ポイント上昇しています。知的障がい者の場合は「家族による送迎」「施設送迎」で外出している傾向があり、それぞれ前回調査から8.9ポイント、3.4ポイント上昇しています。精神障がい者の場合は「自家用車（自分で運転する）」「路線バス」「家族による送迎」で外出している傾向があり、それぞれ前回調査から20.0ポイント、5.7ポイント、8.3ポイント上昇しています。全ての障がい種別において、全体的に外出の機会が増えている傾向がうかがえます。

障がい者自身が外出する手段として、公共交通機関の利用に加え、自家用車や家族による送迎などの様々な選択肢を活用するための支援体制を整えることが、外出機会の拡大につながると考えられます。

5. 権利擁護について

(1) 地域福祉権利擁護事業・成年後見制度の認知度と利用意向（該当するもの1つに回答）

[地域福祉権利擁護事業についての認知度]

no	項目	身体障がい者 (n=205)		知的障がい者 (n=129)		精神障がい者 (n=125)	
		件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
1	知っている	20	9.8	9	7.0	6	4.8
2	聞いたことはあるが、詳しくは知らない	29	14.1	32	24.8	16	12.8
3	知らない	125	61.0	79	61.2	89	71.2
	不明・無回答	31	15.1	9	7.0	14	11.2

[地域福祉権利擁護事業についての利用意向]

no	項目	身体障がい者 (n=205)		知的障がい者 (n=129)		精神障がい者 (n=125)	
		件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
1	利用している	0	0.0	1	0.8	1	0.8
2	すぐにも利用したい	0	0.0	1	0.8	3	2.4
3	今は必要ないが、将来利用してみたい	25	12.2	44	34.1	19	15.2
4	利用したくない	24	11.7	4	3.1	11	8.8
5	わからない	87	42.4	54	41.9	57	45.6
	不明・無回答	69	33.7	25	19.4	34	27.2

[成年後見制度についての認知度]

no	項目	身体障がい者 (n=205)		知的障がい者 (n=129)		精神障がい者 (n=125)	
		件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
1	知っている	53	25.9	33	25.6	20	16.0
2	聞いたことはあるが、詳しくは知らない	46	22.4	36	27.9	35	28.0
3	知らない	75	36.6	54	41.9	53	42.4
	不明・無回答	31	15.1	6	4.7	17	13.6

[成年後見制度についての利用意向]

no	項目	身体障がい者 (n=205)		知的障がい者 (n=129)		精神障がい者 (n=125)	
		件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
1	利用している	0	0.0	2	1.6	0	0.0
2	すぐにも利用したい	0	0.0	1	0.8	3	2.4
3	今は必要ないが、将来利用してみたい	33	16.1	44	34.1	21	16.8
4	利用したくない	29	14.1	9	7.0	13	10.4
5	わからない	80	39.0	51	39.5	58	46.4
	不明・無回答	63	30.7	22	17.1	30	24.0

(2) 障がい児・障がい者の虐待通報・相談窓口について (該当するもの1つに回答)

no	項目	身体障がい者 (n=205)		知的障がい者 (n=129)		精神障がい者 (n=125)	
		件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
1	知っている	30	14.6	15	11.6	16	12.8
2	知らない	103	50.2	61	47.3	69	55.2
3	聞いたことがあるが、内容はよくわからない	50	24.4	47	36.4	33	26.4
	不明・無回答	22	10.7	6	4.7	7	5.6

(3) 障がいがあることで差別を受けたり、嫌な思いをすることがあるか（該当するもの1つに回答）

no	項目	身体障がい者 (n=205)		知的障がい者 (n=129)		精神障がい者 (n=125)	
		件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
1	ある	38	18.5	29	22.5	34	27.2
2	少しある	49	23.9	52	40.3	35	28.0
3	ない	100	48.8	42	32.6	51	40.8
	不明・無回答	18	8.8	6	4.7	5	4.0

(4) 差別を受けたり、嫌な思いをした場所（該当するもの全てに回答）

no	項目	身体障がい者 (n=87)		知的障がい者 (n=81)		精神障がい者 (n=69)	
		件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
1	学校・職場	44	50.6	49	60.5	38	55.1
2	仕事を探す時	19	21.8	7	8.6	20	29.0
3	外出中	42	48.3	28	34.6	23	33.3
4	余暇を楽しむ時	13	14.9	13	16.0	8	11.6
5	病院などの医療機関	11	12.6	8	9.9	12	17.4
6	住んでいる地域	9	10.3	10	12.3	14	20.3
7	その他	8	9.2	4	4.9	11	15.9
	不明・無回答	2	2.3	1	1.2	0	0.0

(5) ヘルプマークの利用状況（該当するもの1つに回答）

no	項目	身体障がい者 (n=205)		知的障がい者 (n=129)		精神障がい者 (n=125)	
		件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
1	利用している	21	10.2	10	7.8	17	13.6
2	知っているが、利用はしていない	110	53.7	57	44.2	53	42.4
3	知らない	58	28.3	55	42.6	51	40.8
	不明・無回答	16	7.8	7	5.4	4	3.2

(6) 子どもの権利条約について（該当するもの1つに回答）

no	項目	身体障がい者 (n=205)		知的障がい者 (n=129)		精神障がい者 (n=125)	
		件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
1	知っている	9	4.4	7	5.4	6	4.8
2	知らない	113	55.1	79	61.2	87	69.6
3	聞いたことがあるが、内容はよくわからない	62	30.2	35	27.1	24	19.2
	不明・無回答	21	10.2	8	6.2	8	6.4

※本市では2018年に「富谷市子どもにやさしいまちづくり宣言」をしています

地域福祉権利擁護事業について、「知っている」と答えた割合はいずれも10%以下となっており、その利用状況についても「わからない」が最も多くなっています。

成年後見人制度について、「知っている」と答えた割合は2割前後で、利用意向については「わからない」が多いものの「今は必要ないが、将来利用してみたい」も2割前後あります。

「地域福祉権利擁護事業」「成年後見制度」の認知度は、3障害全てで「知らない」が最も高く、前回調査と比較しても約1割増えています。また、「今は必要ないが将来利用してみたい」との回答が、1~3割あるため、引き続き制度周知の必要性があると考えられます。

障がい児・障がい者の虐待通報・相談窓口について、「知っている」と答えた割合は1割強で、「知らない」「聞いたことがあるが、内容はよくわからない」が8割程度となっています。

障がいがあることで差別を受けたり、嫌な思いをしたりすることがあるかについて、身体障がい者の場合「ない」が5割程度ですが、知的障がい者や精神障がい者の場合は「ある」と「少しある」の割合が6割程度になっています。

差別を受けたり、嫌な思いをしたりした場所について、「学校・職場」が全てで5割を超えており、精神障がい者では「仕事を探す時」も多くなっています。

ヘルプマークについて、「利用している」割合は全体では1割程度で、「知っているが、利用はしていない」が最も高くなっています。

子どもの権利条約について、「知っている」は5%前後で「知らない」と「聞いたことがあるが、内容はよくわからない」が8割超となっています。

全体として、地域福祉権利擁護事業への認知度は低く、虐待通報・相談窓口についても認知度が低くなっていることが分かります。また、差別を受ける場所は「学校・職場」など身近な環境に負担を感じていることが分かります。このことから、支援を必要としている人の権利や意思決定を社会全体で支援するため、権利擁護と成年後見制度の利用促進に取り組む必要があります。

6. 災害時について

(1) 災害時に一人で避難できるか（該当するもの1つに回答）

no	項目	身体障がい者 (n=205)		知的障がい者 (n=129)		精神障がい者 (n=125)	
		件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
1	できる	102	49.8	28	21.7	67	53.6
2	できない	47	22.9	63	48.8	12	9.6
3	わからない	45	22.0	33	25.6	41	32.8
	不明・無回答	11	5.4	5	3.9	5	4.0

(2) 近所に助けてくれる人がいるか（該当するもの1つに回答）

no	項目	身体障がい者 (n=205)		知的障がい者 (n=129)		精神障がい者 (n=125)	
		件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
1	いる	49	23.9	34	26.4	17	13.6
2	いない	75	36.6	46	35.7	69	55.2
3	わからない	66	32.2	39	30.2	35	28.0
	不明・無回答	15	7.3	10	7.8	4	3.2

(3) 災害時に困ること（該当するもの全てに回答）

no	項目	身体障がい者 (n=205)		知的障がい者 (n=129)		精神障がい者 (n=125)	
		件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
1	投薬や治療が受けられない	83	40.5	34	26.4	69	55.2
2	補装具の使用が困難になる	21	10.2	2	1.6	4	3.2
3	補装具や日常生活用具の入手ができなくなる	23	11.2	9	7.0	8	6.4
4	救助を求めることができない	20	9.8	34	26.4	14	11.2
5	安全なところまで、迅速に避難することができない	61	29.8	53	41.1	22	17.6
6	被害状況、避難場所などの情報が入手できない	21	10.2	38	29.5	16	12.8
7	周囲とコミュニケーションがとれない	26	12.7	47	36.4	41	32.8
8	避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安	78	38.0	49	38.0	38	30.4
9	避難所では生活ができない	43	21.0	45	34.9	31	24.8
10	その他	4	2.0	3	2.3	7	5.6
11	特になし	37	18.0	17	13.2	18	14.4
	不明・無回答	17	8.3	8	6.2	8	6.4

(4) 避難所で生活できない理由 (該当するもの全てに回答)

no	項目	身体障がい者 (n=43)		知的障がい者 (n=45)		精神障がい者 (n=31)	
		件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
1	自宅のベッドから動けないから	3	7.0	1	2.2	1	3.2
2	生命維持のための医療機器が必要だから	3	7.0	0	0.0	2	6.5
3	間仕切りや個室の部屋がないから	17	39.5	18	40.0	18	58.1
4	トイレが使いにくいから	23	53.5	9	20.0	6	19.4
5	避難所がバリアフリーになっていないから	14	32.6	2	4.4	2	6.5
6	障がいに対する周囲の理解がないから	8	18.6	18	40.0	17	54.8
7	避難所には障がい者に理解している支援者がいないから	11	25.6	22	48.9	11	35.5
8	人に迷惑をかけてしまうことが心配だから	23	53.5	30	66.7	14	45.2
9	その他	11	25.6	4	8.9	8	25.8
	不明・無回答	1	2.3	0	0.0	0	0.0

(5) 災害に対するの準備 (該当するもの全てに回答)

no	項目	身体障がい者 (n=205)		知的障がい者 (n=129)		精神障がい者 (n=125)	
		件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
1	非常用持出用品や備蓄品に、障がいの特性にあった医薬品や食料等を用意している	44	21.5	30	23.3	26	20.8
2	医薬品や病状などの情報を用意している	43	21.0	10	7.8	24	19.2
3	家族や知人等の緊急連絡先を用意している	61	29.8	33	25.6	36	28.8
4	緊急時には、家族や友人等に支援を依頼している	34	16.6	23	17.8	15	12.0
5	避難場所を知っている	64	31.2	41	31.8	39	31.2
6	避難行動要支援者名簿に登録をしている	13	6.3	8	6.2	2	1.6
7	市や地域の避難訓練に参加している	12	5.9	4	3.1	3	2.4
8	その他	4	2.0	2	1.6	4	3.2
9	特にしていない	63	30.7	47	36.4	48	38.4
	不明・無回答	19	9.3	7	5.4	6	4.8

災害時に一人で避難できるかについて、身体障がい者の場合「できる」が約5割、「できない」が2割強となっています。知的障がい者の場合「できる」が約2割、「できない」が約5割となっています。精神障がい者の場合「できる」が約5割、「できない」が約1割となっています。

近所に助けてくれる人がいるかについて、身体障がい者と知的障がい者の場合「いる」が2割強、「いない」が4割弱ですが、精神障がい者の場合は「いる」が1割強、「いない」が6割弱となっています。

災害時に困ることについて、身体障がい者の場合「投薬や治療が受けられない」が4割、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が4割弱となっています。知的障がい者の場合「安全なところまで、迅速に避難することができない」「周囲とコミュニケーションが取れない」「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が4割前後となっています。精神障がい者の場合「投薬や治療が受けられない」が6割弱、「周囲とコミュニケーションが取れない」が3割強となっています。

避難所で生活できないと回答した方の場合、その理由について、身体障がい者と知的障がい者の場合「人に迷惑をかけてしまうことが心配だから」が最も多く、精神障がい者の場合「間仕切りや個室の部屋がないから」が最も多くなっています。

災害に対しての準備について、全ての障がい種別において「特にしていない」が最も多く、「避難場所を知っている」は3割程度にとどまっています。

これらのことから、身体障がい者については、災害時に一人で避難できる方は比較的多いものの、避難先での設備に不安があり周囲に迷惑をかけてしまわないか不安であることが分かります。知的障がい者については、災害時に一人で避難できない方が多く「迅速に避難することができない」も多いことから、避難そのものに困難を抱えていることが分かります。精神障がい者については、一人で避難することができる方が多い一方で、近所に助けてくれる人がいないことや避難先での環境に不安があることが分かります。

以上を踏まえると、災害そのものに対して準備を整える意識への働きかけを行うとともに、避難所への避難が困難な方の在宅避難も含め、地域のネットワークなど災害時の体制づくりが必要です。

第3 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の評価

障がい福祉サービスの種類と概要

	サービスの種類	対象	サービスの概要	
介護給付	居宅介護	者・児	自宅で入浴、排せつ、食事等の介助や掃除、洗濯等を行う。	
	重度訪問介護	者	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する者であって常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援等を総合的に行う。	
	同行援護	者・児	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う。	
	行動援護	者・児	行動に著しく困難を有し常時介護を要する知的障がい者や精神障がい者の人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う。	
	重度障害者等包括支援	者・児	介護の必要性がととも高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。	
	日中活動系	短期入所 (福祉型・医療型)	者・児	自宅で介護する人が病気の場合などに短期間、施設に宿泊し入浴、排せつ、食事の介護等を行う。 医療型は医療的ケアを要する方が対象。
		療養介護	者	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う。
		生活介護	者	常に介護を必要とする人に昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。
	施設系	施設入所支援 (福祉型・医療型)	者	施設に入所する人に夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う 医療型は医療的ケアを要する方が対象。
	訓練等給付	居住支援系	自立生活援助	者
共同生活援助			者	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、その他の日常生活上の援助を行う。
訓練系・就労系		自立訓練（機能訓練）	者	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う。
		自立訓練（生活訓練）	者	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行う。
		就労移行支援	者	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。
		就労継続支援（A型）	者	一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力等の向上のために必要な訓練を行う。
		就労継続支援（B型）	者	一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力等の向上のために必要な訓練を行う。
		就労定着支援	者	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う。
（新）就労選択支援 R7年度～	者	就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して本人の希望、就労能力や適性等に合った選択支援を行う。		

障がい児通所支援サービスの種類と概要

		サービスの種類	サービスの概要
障がい児通所支援に係る給付	障がい児通所系	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う。
		医療型児童発達支援	児童発達支援に合わせ、上肢・下肢または体幹に障がいがある児童に対して必要とされる治療を行う。
		放課後等デイサービス	授業の終了後又は休校日に、児童は立つ支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う。
	障がい児訪問系	居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児の居宅を訪問して発達支援を行う。
		保育所等訪問支援	保育所、乳児院・児童養護施設等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外との児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う。
	障がい児入所系	福祉型障害児入所施設	施設に入所している障がい児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う。
医療型障害児入所施設		施設に入所又は指定医療機関に入院している障がい児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行う。	

相談支援系サービスの種類と概要

		サービスの種類	対象	サービスの概要
相談支援に係る給付	相談支援系	計画相談支援	者・児	障がい福祉サービス利用申請に伴い、一人ひとりに応じた「サービス等利用計画」を作成する。また、サービスの支給決定後は一定期間ごとにサービスの利用状況や本人の意向等を確認し、必要に応じて計画の見直しを行う。
		障害児相談支援	児	障がい児通所支援の利用申請に伴い、一人ひとりに応じた「障がい児支援利用計画」を作成する。また、サービスの支給決定後は一定期間ごとにサービスの利用状況や本人・保護者の意向等を確認し、必要に応じて計画の見直しを行う。
		地域移行支援	者	住居の確保等、地域での生活に移行するための活動に関する相談、各障がい福祉サービス事業所への同行支援等を行う。
		地域定着支援	者	常時、連絡体制を確保し障がいの特性に起因して生じた緊急事態等における相談、障がい福祉サービス事業所等と連絡調整など、緊急時の各種支援を行う。

地域生活支援事業（必須事業）の種類と概要

	事業の種類	対象	事業の概要
地域生活支援事業	相談支援事業	者・児	<p>○障害者等相談支援事業</p> <p>障がい者等やその家族等からの福祉に関する様々な問題について、相談支援専門員が相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障がい福祉サービス等の利用支援等を行うとともに、障がい者の権利擁護のために必応な援助を行うもの。</p> <p>○基幹相談支援センター等機能強化事業</p> <p>相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、専門職員を配置し、障がい者相談支援事業者等に対する専門的な指導、助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組みを実施する。本市では、富谷市・黒川地域を圏域として委託している。</p> <p>○住宅入居等支援事業（居住サポート事業）</p> <p>賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がいのある人等に対して、入居に必要な調整等の支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて地域生活を支援する。</p>
	成年後見制度利用支援事業	者	成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がいのある人や精神障がいのある人に対して、成年後見制度の利用を支援することにより、障がいのある人の権利擁護を図る。
	成年後見制度法人後見支援事業	者	成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保できる体制整備を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図る。
	理解促進研修・啓発事業		障がいのある人等に対する理解を深めるため、広報活動、研修会等を行う。
	自発的活動支援事業		障がい福祉の増進と共生社会の実現に向け、障がいのある人等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みとして、ピアサポート、災害対策、孤立防止活動支援、ボランティア活動支援等を行う団体に対し、補助金等支援を行う。
	意思疎通支援事業	者・児	手話通訳者、要約筆記者の派遣事業、点訳、代筆、代読、音声訳等、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等とその他の者の意思疎通を支援する。
	手話奉仕員養成研修事業		聴覚障がい者等との交流活動の促進、実施主体の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する。
	日常生活用具給付等事業	者・児	日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具などの日常生活用具を給付または貸与する。

			<p>①介護訓練支援用具 特殊寝台や特殊マットなどの、身体介護を支援する用具や障がいのある子どもが訓練に用いるいす等</p> <p>②自立生活支援用具 入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置など、障がいのある人の入浴、食事、移動などを支援する用具</p> <p>③在宅療養等支援用具 電気式たん吸引器や盲人用体温計など、在宅療養等を支援する用具</p> <p>④情報・意思疎通支援用具 点字器や人工喉頭など、情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具</p> <p>⑤排泄管理支援用具 ストマ用装具など、排泄管理を支援する衛生用品</p> <p>⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費) 小規模な住宅改修を行う際の費用の一部助成</p>
	移動支援事業	者・児	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等、社会参加のために外出の際の支援を行う。
	地域活動支援センター事業	者・児	<p>①基礎的事業 通所者へ創作的活動又は生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流を促進させることによって、地域における障がい者等の自立の促進と社会参加を図る。</p> <p>②機能強化事業（余暇支援事業） 一般就労者や就労支援事業所への通所者などに対してサロン（月1回）を開催し、利用者の交流を図る。</p>

地域生活支援事業（任意事業）の種類と概要

	事業の種類	対象	事業の概要
（地域生活支援事業）	福祉ホームの運営		現に住居を求めている障がい者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障がい者の地域生活を支援する。
	訪問入浴サービス	者・児	地域における身体障がい者・児の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がい者・児の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、もって福祉の増進を図る。
	生活訓練等	者	障がい者等に対し、日常生活上必要な訓練及び指導等を行うことにより、生活の質の向上を図る。
	日中一時支援	者・児	障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として行う。

第Ⅱ章 障がい者の現状と推移及び第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の評価

	地域移行のための安心生活支援	者	障がい者が地域で安心して暮らすための支援体制を整備することにより、障がいがあっても自ら選んだ地域で暮らしていけるよう地域生活への移行や定着を支援する。
	巡回支援専門員整備		保育所や放課後児童クラブ等の子どもやその親が集まる施設・場に巡回等支援を実施し、障がい“気になる”段階から支援を行うための体制の整備を図り、保育所等訪問支援等との連携により、発達障がい児等の福祉の向上を図る。
	相談支援事業所等（地域援助事業者）における退院支援体制確保		精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の5の規定に基づく地域援助事業者が退院支援体制の確保に要する費用の一部について補助を行い、医療保護入院者の地域生活への移行を促進する。
	協議会における地域資源の開発・利用促進等の支援		市町村の協議会において、先進的な地域資源の開発・利用促進等に向けた取組を行い、障がい者への総合的な地域生活支援の実現を図る。
	児童発達支援センターの機能強化		地域における障がい児等支援の基盤整備を進めるには、地域の障がい児等支援の拠点を整備する必要があるため、児童発達支援センター等について、安定的な事業運営を図りつつ事業内容の改善を行うことによる機能強化等を進めるほか、障がい福祉サービス事業所等による地域住民の相談等の対応及び啓発等を図る。
地域生活支援事業（社会参加支援）	レクリエーション活動等支援	者・児	障がい者等の交流、余暇活動の質の向上、体力増強等に資するためのレクリエーション活動等を行うことにより、障がい者等の社会参加を促進する。
	芸術文化活動振興	者・児	障がい者等の芸術文化活動を振興することにより、障がい者等の社会参加を促進する。
	点字・声の広報等発行	者・児	文字による情報入手が困難な障がい者等のために、地域生活を営む上で必要な情報を提供することにより、障がい者等の社会参加を促進する。
	奉仕員養成研修		点訳又は朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員等を養成することにより、障がい者等の社会参加を促進する。
	複数市町村による意思疎通支援の共同実施促進		意思疎通に支障がある障がい者等を支援するため、複数の市町村による意思疎通支援事業の共同実施のための検討を進めることにより、障がい者等の社会参加を促進する。
	家庭・教育・福祉連携推進事業		市区町村において、家庭への身近な支援を行うための教育・福祉連携施策を実施することにより、地域で教育と福祉が連携した切れ目ない支援を行う。
	自動車運転免許取得費給付・改造費助成事業	者	自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成する。

	事業の種類	対象	事業の概要
（地域 就業・就 労支援 事業）	盲人ホームの運営	者	視覚障がい者の自立更生を図ることを目的とする盲人ホームを運営することにより、視覚障がい者の就業・就労促進を図り、もって視覚障がい者の福祉の向上を図る。
	知的障害者職親委託	者	知的障がい者の自立更生を図るため、知的障がい者を一定期間、知的障がい者の更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行うことにより、就職に必要な素地を与えるとともに雇用の促進と職場における定着性を高め、もって知的障がい者の福祉の向上を図る。
	雇用施策との連携による 重度障害者等就労支援 特別事業	者	重度障がい者等に対する就労支援として、雇用施策と福祉施策が連携し、通勤支援や職場等における支援を行う。

地域生活支援促進事業の種類と概要

	事業の種類	対象	事業の概要
地域生活 支援促進 事業	成年後見制度普及啓発 事業		成年後見制度の利用を促進することにより、障がい者の権利擁護を図る。
	障害者虐待防止対策支援 事業		障がい者虐待の未然防止及び早期発見、迅速な対応、再発防止等のため、市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者権利擁護センターの体制整備や関係機関等との連携協力体制の整備等を図る。
	重度訪問介護利用者の 大学修学支援事業	者	重度障がい者が修学するために必要な支援体制を大学が構築できるまでの間、重度障がい者に対して修学に必要な身体介護等を提供する。

1. 自立支援給付事業の推移

[サービス種類別、自立支援給付（介護給付費・訓練等給付費）の推移（各年度3月サービス利用分）]

(単位：時間・日・人)

事業名		第6期計画 見込量			第6期計画 実績		
		R3年度	R4年度	R5年度	R3年度	R4年度	R5年度*
訪問系サービス							
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	延時間	1,015	1,049	1,093	1,133	1,417	1,583
	実人数	37	38	39	38	46	50
日中活動系サービス							
生活介護	延日数	898	870	863	987	1,071	1,096
	実人数	46	45	43	52	56	59
自立訓練（機能訓練）	延日数	5	5	5	0	21	28
	実人数	1	1	1	0	1	1
自立訓練（生活訓練）	延日数	145	161	187	63	149	157
	実人数	8	9	10	3	7	7
就労移行支援	延日数	180	200	220	117	235	215
	実人数	15	16	17	9	15	14
就労継続支援（A型）	延日数	299	343	393	207	233	215
	実人数	16	19	22	10	12	14
就労継続支援（B型）	延日数	1,150	1,230	1,290	1,328	1470	1,521
	実人数	66	70	73	70	75	77
就労定着支援	実人数	2	3	4	4	4	5
療養介護	実人数	4	4	4	3	3	3
短期入所福祉型	延日数	215	220	225	101	156	124
	実人数	28	28	27	25	37	39
短期入所医療型	延日数	5	5	5	4	0	4
	実人数	1	1	1	1	0	1
居住系サービス							
自立生活援助	実人数	1	1	1	0	0	0
共同生活援助	実人数	29	31	33	31	36	40
施設入所支援	実人数	16	16	16	19	18	18
相談支援事業							
計画相談支援	実人数	35	40	45	43	38	42
地域移行支援	実人数	1	1	1	0	0	0
地域定着支援	実人数	5	8	10	4	5	6

資料：第6期市町村障害福祉計画進捗状況等調査

※令和5年度は実績の推計値

(1) 訪問系サービス

(居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援)

現状と課題

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）は、令和3年度より利用延人数、利用延時間数ともに増加しています。

特に、居宅介護や重度訪問介護については介護保険サービス利用者が不足分の補填として申請する利用者が増えています。そのため、適切な量の支給となるようケアマネジャーとの意思疎通を図っていく必要があります。

(2) 日中活動系サービス

(生活介護・短期入所（福祉型・医療型）・自立訓練（機能訓練・生活訓練）・就労移行支援・就労継続支援（A型・B型）・就労定着支援・療養介護）

現状と課題

日中活動系サービスは、ほとんどのサービスで実績値が増加傾向です。実績としては、特に就労移行支援、短期入所（福祉型）の増加幅が大きく、自立訓練（機能訓練）においては令和4年度において1名の利用実績がありました。また、就労定着支援については、市内の事業所は1か所ですが、利用者数が増えている状況です。

障がいのある方の地域移行や就労移行を促進するため、各々の状態に応じたサービスが選択できるとともに、切れ目のないサービス提供体制の構築が必要となっています。

(3) 居住系サービス

(自立生活援助・共同生活援助（グループホーム）・施設入所支援)

現状と課題

実績はほぼ横ばいですが、依然ニーズは高くなっています。また、自立生活援助については、県内に4か所しか整備されていないこともあり、利用実績はありません。

今後も引き続き、家族等の介護や居宅サービスによる支援だけでは地域生活が困難であり、施設入所支援の必要性・緊急性が高い障がいのある方に対する受け入れ体制を含め、検討していく必要があります。

(4) 相談支援系サービス

(計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援)

現状と課題

計画相談支援について、サービス利用者の増加により、相談支援事業所の不足が生じ、セルフプラン利用者が増加しています。令和4年度より、セルフプラン利用者の適切な

第Ⅱ章 障がい者の現状と推移及び第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の評価

サービス利用のため、委託相談においてモニタリングを実施し、必要な場合はケース共有し、計画相談へつなげることができています。また、地域定着支援についてはほぼ横ばいなため、引き続き事業の周知及び活用に努めていく必要があります。

〔(参考)セルフプランの実績〕

(単位：人・%)

	R3年9月	R4年9月	R5年9月
セルフプラン対象者／受給者数	21/232	25/248	30/269
セルフプラン作成率	9.1	10.0	11.2

資料：サービス等利用計画・障害児支援利用計画作成の進捗状況に係る調査

2. 障がい児通所支援サービスの推移

[サービス種類別の推移（各年度3月サービス利用分）]

(単位：時間・日・人)

事業名		第2期計画 見込量			第2期計画 実績		
		R3年度	R4年度	R5年度	R3年度	R4年度	R5年度*
児童発達支援	延日数	202	222	242	390	443	528
	実人数	27	28	29	44	49	60
医療型児童発達支援	延日数	0	0	0	0	0	0
	実人数	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	延日数	1,478	1,581	1,698	1,387	1,683	1,650
	実人数	130	140	150	117	128	132
保育所等訪問支援	延日数	1	2	3	1	0	0
	実人数	1	2	3	1	0	0
居宅訪問型 児童発達支援	延日数	0	0	0	0	0	0
	実人数	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	実人数	21	24	27	41	44	52
医療的ケア児に対する関連 分野の支援を調整するコー ディネーターの配置	実人数	1	1	1	1	1	1

資料：第6期市町村障害福祉計画進捗状況等調査

※令和5年度は実績の推計値

(1) 児童発達支援

現状と課題

児童発達支援の実績値は、見込み量を大幅に超えています。本市の状況としては、サービス提供できる事業所が5箇所設置されていますが、利用ニーズが多いことから、引き続きサービス提供基盤の維持が必要です。

(2) 医療型児童発達支援

現状と課題

医療型児童発達支援については、利用実績はありません。必要に応じて、圏域内市町村と連携しながら、サービス体制整備について検討が必要です。

(3) 放課後等デイサービス

現状と課題

放課後等デイサービスの実績値は、見込みの範囲内ですが、年々増加しており、利用ニーズも高い状況が継続しています。本市では、令和5年8月末現在、市内に10か所の事業所があります。

今後については、高まる利用ニーズに対して、サービス提供基盤の確保・検討が必要です。

(4) 保育所等訪問支援

現状と課題

保育所等訪問支援については、定時での利用ではないため実績にばらつきがありますが、支給決定者数は増加しています。

本市には現在2か所の事業所があることから、教育機関等と連携をとりながら事業実施していくことが必要です。

(5) 居宅訪問型児童発達支援

現状と課題

居宅訪問型児童発達支援については、令和5年8月末時点で実績はありません。

本市には令和5年8月末現在、1か所の事業所があることから、必要に応じて、事業実施していくことが必要です。

(6) 障害児相談支援

現状と課題

障害児相談支援については、サービス利用者の増加とともに見込み量を大幅に超えています。令和5年9月末現在、圏域内の指定障害児相談支援事業所の担当件数が飽和状態となり、新規利用者が利用しにくい状態となってきたことから、新たな相談支援専門員の確保・人材育成が課題となっています。

[(参考)セルフプランの実績]

(単位：人・%)

	R3年9月	R4年9月	R5年9月
セルフプラン対象者／受給者数	18/169	13/185	20/208
セルフプラン作成率	10.7	7.0	9.6

資料：サービス等利用計画・障害児支援利用計画作成の進捗状況に係る調査

(7) 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

現状と課題

医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置については、富谷市・黒川地域自立支援協議会にて協議しており、令和3年度に基幹相談支援センターへ配置済みです。

3. 地域生活支援事業及び地域生活支援促進事業の推移

①市町村必須事業

[サービス種類別、地域生活支援事業（市町村必須事業）の推移（各年度末現在）]
 (単位：人・事業所)

事業名		第6期計画 見込量			第6期計画 実績		
		R3年度	R4年度	R5年度	R3年度	R4年度	R5年度※
相談支援事業	事業所数	2	2	2	1	1	1
	延人数				60	119	180
成年後見制度 利用支援事業	実人数	2	2	2	1	1	1
成年後見制度 法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
意思疎通支援事業	実人数	8	8	8	3	5	6
手話奉仕員養成研修 事業	修了者数 (登録者数)	20	0	20	11 (10)	0	13 (13)
日常生活用具 給付等事業	実人数	101	105	109	110	99	100
移動支援事業	事業所数				16	18	22
	実人数	17	20	21	23	25	28
地域活動支援センター 事業 上段：平日（基礎事業） 下段：土日（余暇支援： 機能強化事業）	登録者数	20	20	20	17	17	16
		33	35	37	28	29	29

資料：行政実績報告書

※令和5年度は実績の推計値

②市町村任意事業

[サービス種類別、地域生活支援事業（市町村任意事業）の推移（各年度末現在）]
 (単位：人・日)

事業名		第6期計画 見込量			第6期計画 実績		
		R3年度	R4年度	R5年度	R3年度	R4年度	R5年度※
訪問入浴サービス事業	実人数	3	3	4	5	6	5
	延日数	210	210	280	274	386	420
日中一時支援事業	実人数	6	6	6	1	4	3
	延日数	208	208	208	8	8	16
自動車運転免許取得費 給付・改造費助成事業	実人数	6	6	6	4	3	5
地域移行のための安心 生活支援事業	実人数	2	3	4	4	5	7
成年後見制度普及啓発 事業	実施の 有無	無	有	有	無	無	有

資料：行政実績報告

※令和5年度は実績の推計値

③地域生活支援促進事業

[サービス種類別、地域生活支援促進事業の推移（各年度末現在）]
 (単位：時間)

事業名		第6期計画 見込量			第6期計画 実績		
		R3年度	R4年度	R5年度	R3年度	R4年度	R5年度※
障害者虐待防止対策 支援事業	実施の 有無	有	有	有	有	有	有
重度訪問介護利用者の 大学修学支援事業	延利用 時間数				73.5	145	0

資料：行政実績報告

※令和5年度は実績の推計値

4. 成果目標の推移

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

令和5年度末における地域生活に移行する者の数値目標の設定にあたっては、国の基本指針に基づき、令和5年度末までに、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行するとともに、令和元年度末時点の施設入所数から1.6%以上削減を目安に、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定することとされています。現状、施設に入所されている方の多くが現在の社会資源等の状況では地域での生活が難しく、また、障がいの重度化等を理由として施設入所を希望する方も一定数いることから、目標を達成することは困難な状況です。

項目	目標 実績	数値	国の指針による考え方
令和元年度末時点の 入所者数 (A)		17人	令和元年度末時点の入所者数
目標年度入所者数 (B)	目標	16人	令和5年度末時点の入所者数の見込み
	実績	17人	
【目標値】 削減見込み	目標	1人	令和元年度末時点から令和5年度末までの 施設入所者の削減数 (A-B)
	実績	0人	
【目標値】 地域生活移行人数 (C)	目標	1人	令和元年度末時点からの施設入所から地 域生活への移行見込み
	実績	0人	

※令和5年度は実績の推計値

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」を引き続き成果目標とした国の基本指針に基づき、令和5年度末までに、保健、医療、福祉関係者による協議の場において重層的な連携による支援体制構築を図ることを目標として設定しており、令和6年度より協議の場として精神包括ケア検討会の確立を見込んでいます。

また、令和3年度に基幹相談支援センターによる、富谷市・黒川地域の各相談支援事業所に向けた精神障がいケースの支援ニーズ調査を行い、地域としての課題の抽出を行いました。支援ニーズ調査の結果、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築における福祉の基盤については地域で整備はできるものの、保健、医療の基盤については富谷市・黒川地域の各市町村において体制が異なるため、総合的な基盤の整備については課題となりました。

項目	目標実績	目標値			国の指針による考え方
		R3年度	R4年度	R5年度	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	目標	2回	2回	2回	協議の場の一年間の開催回数の見込み
	実績	2回	2回	2回	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	目標	10人	10人	10人	保健・医療・福祉・介護・当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあつては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込み
	実績	20人	20人	20人	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定および評価の実施	目標	2回	2回	2回	協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込み
	実績	2回	2回	2回	
精神障がい者の地域移行支援利用者数	目標	1人	1人	1人	現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案した、利用者数の見込み
	実績	0人	0人	0人	
精神障がい者の地域定着支援利用者数	目標	2人	4人	5人	現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案した、利用者数の見込み
	実績	1人	1人	1人	
精神障がい者の共同生活援助利用者数	目標	9人	10人	11人	現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案した、利用者数の見込み
	実績	12人	15人	18人	
精神障がい者の自立生活援助利用者数	目標	1人	1人	1人	現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案した、利用者数の見込み
	実績	0人	0人	0人	

※令和5年度は実績の推計値

（3）地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の基本指針に基づき、令和元年度に富谷市・黒川郡内町村で共同整備した地域生活支援拠点において、相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受け入れ・対応、専門的な対応、地域の体制づくり等のさらなる機能充実を目指し、富谷市・黒川地域自立支援協議会において、検証及び検討を行いました。

項目	目標値	国の指針による考え方
地域生活支援拠点等の整備	1か所整備済	令和5年度末までに市又は圏域内に少なくとも1つ設置
地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数	年2回	地域生活支援拠点等の機能充実に向けた検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数を設定する

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

①一般就労への移行

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定しました。

目標値の設定にあたっては、国の基本指針に基づき、令和5年度末までに、令和元年度の一般就労への移行者数の1.27倍以上、就労移行支援事業については、令和元年度の一般就労への移行実績の1.3倍以上、就労継続支援A型事業については、令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.26倍以上、就労継続支援B型事業については、概ね1.23倍以上を目安にこれまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定しましたが、就労継続支援A型事業を除いた全ての事業において年間移行者数の目標を達成しました。

項目	目標実績	数値	国の指針による考え方
令和元年度末時点の一般就労への移行者数		3人	令和元年度の一般就労への移行実績
令和5年度末時点の年間移行者数	目標	5人	令和元年度末実績の1.27倍以上
	実績	6人	
令和5年度末時点 就労移行支援事業からの年間移行者数	目標	4人	令和元年度末実績の1.3倍以上
	実績	5人	
令和5年度末時点 就労継続支援A型事業からの年間移行者数	目標	1人	令和元年度末実績の1.26倍以上
	実績	0人	
令和5年度末時点 就労継続支援B型事業からの年間移行者数	目標	0人	令和元年度末実績の1.23倍以上
	実績	1人	

※令和5年度は実績の推計値

②就労定着支援事業の利用者数の増加

目標値の設定にあたっては、国の基本指針に基づき、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを目安にこれまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定し、目標を達成しています。

項目	目標 実績	数 値	国の指針による考え方
令和5年度年間一般就労 移行者数 (A)	目標	5人	令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者の数
	実績	6人	
令和5年度就労定着支援 事業利用者数 (B)	目標	4人	令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用
	実績	5人	
令和5年度の就労定着支援事 業の利用割合 (B/A)	目標	80%	令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する者の割合
	実績	83.4%	

※令和5年度は実績の推計値

③就労定着率の高い就労定着支援事業所の増加

目標値の設定にあたっては、国の基本指針に基づき、令和5年度末までに、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることとされており、前計画策定時は市内に就労定着支援事業所はありませんでしたが、令和4年1月に市内初の就労定着支援事業所が整備されました。

項目	目標 実績	数 値	国の指針による考え方
市内就労定着支援 事業所数 (A)	目標	1事業所	令和5年度末の就労定着支援事業所数
	実績	1事業所	
就労定着率8割以上の 事業所数 (B)	目標	1事業所	令和5年度末における就労定着率8割以上の就労定着支援事業所数を7割以上とする
	実績	1事業所	
就労定着率の高い 事業所の割合 (B/A)	目標	100%	令和5年度末における就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の割合
	実績	100%	

※令和5年度は実績の推計値

(5) 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針に基づき、相談支援体制を充実・強化するため、令和5年度末までを目標に、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制を強化する機能を整備することとされており、本市においては基幹相談支援センターがその機能を担っていることから、基幹相談支援センターでの相談支援事業所への指導・助言等の実績を計上しています。

項目	目標 実績	目標値			国の指針による考え方
		R3年度	R4年度	R5年度	
総合的・専門的な 相談支援	目標	有	有	有	令和5年度末までに障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込み
	実績	有	有	有	
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	目標	12件	12件	12件	令和5年度末までの実施件数見込み
	実績	35件	67件	54件	
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	目標	12件	12件	12件	令和5年度末までの支援件数見込み
	実績	66件	135件	151件	
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	目標	12回	12回	12回	令和5年度末までの実施回数見込み
	実績	12回	12回	12回	

※令和5年度は実績の推計値

(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針に基づき、障がい者が真に必要とする障がい福祉サービス等の提供を行うため、令和5年度末までを目標に、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を整備することとされており、本市においては、富谷市・黒川地域自立支援協議会がその機能を担っていることから、富谷市・黒川地域自立支援協議会事務局会議内での実績件数を計上しています。

項目	目標 実績	目標値			国の指針による考え方
		R3年度	R4年度	R5年度	
サービスの質の向上を図るための体制構築	目標	有	有	有	令和5年度末までに市または圏域において協議の場を設置する
	実績	有	有	有	
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	目標	2人	2人	2人	都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員参加人数の見込み
	実績	2人	2人	2人	
障害者自立支援審査支払システムによる審査結果の共有	目標	有 12回	有 12回	有 12回	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数の見込み
	実績	有 10回	有 11回	有 12回	

※令和5年度は実績の推計値

(7) 発達障がい者等に対する相談支援の提供体制の構築

国の基本指針に基づき、発達障がい者等に対して適切な対応を行うため、令和5年度末までを目標に、ペアレントプログラム^{※1}やペアレントトレーニング^{※2}などの発達障がい者等の家族等に対する支援体制の整備することとされており、本市においては、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の受講者数は目標値に達したものの、ペアレントメンターの人数目標は達成できませんでした。また、ピアサポート活動への参加については、「いっぽの会（自閉スペクトラム症児・者の親の会）」などの活動支援を通じた当事者同士の交流会の参加延べ人数を実績とし、目標を達成しました。

項目	目標 実績	目標値			国の指針による考え方
		R3年度	R4年度	R5年度	
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	目標	0人	0人	1人	現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、受講者数の見込みを設定する
	実績	2人	7人	10人	
ペアレントメンター ^{※3} の人数	目標	0人	0人	1人	現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込みを設定する
	実績	0人	0人	0人	
ピアサポートの活動への参加人数	目標	45人	50人	55人	現状のピアサポートの活動状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、数の見込みを設定する
	実績	110人	323人	350人	

※令和5年度は実績の推計値

※1 発達障がいの子どもを育てる保護者や養育者の方を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通して学び、保護者や養育者のかかわり方や心理的なストレスの改善、お子さんの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を目ざす家族支援のアプローチの一つ。

※2 発達障がいの子どもや自分自身について「行動」で把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的とした簡易的なプログラム。「行動で考える」「叱って対応するのではなく、適応行動ができたことを」ほめて対応する」「孤立している保護者が仲間を見つける」という3つの目標に向けて取り組む。

※3 メンターとは「信頼のおける仲間」という意味。発達障がいの子どもを育てた保護者が、その育児経験を活かし、同じ親の立場から子育てで同じ悩みを抱える保護者などに対してグループ相談や子どもの特性などを伝えるサポートブック作り、情報提供等を行うもの。ペアレントメンターは、地域で実施している養成研修を経て活動を行っている。また、地域にて円滑にメンター活動が行われるようペアレントメンター・コーディネーターが調整などを行う。

(8) 障害児支援の提供体制の整備等

① 児童発達支援センターの整備

児童発達支援に加えて保育所等訪問支援、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を合わせて行う等、障がい児支援の中核的な役割を担うこども発達センター「あかいしの森」を中心に、今後も支援体制の充実を図っていきます。

項目	数値目標	国の指針による考え方
児童発達支援センターの整備	1か所 (整備済)	令和5年度末までに、各市町村において、少なくとも1か所以上設置することを基本とする。 (市町村単独での設置が困難な場には、圏域での設置であっても差し支えない)

② 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

障がいのある児童の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、専門職員による保育所や小学校等への訪問支援を行う保育所等訪問支援を整備しているこども発達センター「あかいしの森」を中心に、今後も子育て支援課・市内事業所・黒川地域内事業所等と連携を図りながら、継続して支援を利用できる体制の構築・連携体制の強化を図っていきます。

項目	数値目標	国の指針による考え方
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	1か所 (整備済)	令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する

③ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の整備

重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるよう、主に重症心身障害児を支援する障害児(者)多機能型事業所「ふわり」を中心に、今後も黒川地域内事業所等と連携を図りながら、継続して支援を利用できる体制の構築・連携体制の強化を図ります。

項目	数値目標	国の指針による考え方
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の整備	1か所 (整備済)	令和5年度末までに、各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。(市町村単独での設置が困難な場には、圏域での確保であっても差し支えない)

④主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスの整備

重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるよう、主に重症心身障害児を支援するが、障害児（者）多機能型事業所「ふわり」を中心に、今後も黒川地域内事業所等と連携を図りながら、継続して支援を利用できる体制の構築・連携の強化を図ります。

項目	数値目標	国の指針による考え方
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスの整備	1か所 (整備済)	令和5年度末までに、各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。(市町村単独での設置が困難な場には、圏域での確保であっても差し支えない)

⑤医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、国の基本指針に基づき、関係機関との連携を図り、令和5年度末までを目標に整備することとされており、本市においては、富谷市・黒川地域自立支援協議会において医療的ケアに関することを協議する場を設置していることから、引き続き関係機関と協議しながら、支援に関する連携体制の構築をさらに進めます。

項目	数値目標	国の指針による考え方
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1か所 (整備済)	令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置する。(市町村単独での設置が困難な場合は、都道府県が関与した上での、圏域での設置であって差し支えない)

医療的ケア児等に関するコーディネーターについては、令和3年度より基幹相談支援センターへ配置しています。

項目	目標	数値目標	国の指針による考え方
	実績		
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	目標	1人	地域における医療的ケア児のニーズ等を勘案して、必要となる配置人数の見込み
	実績	1人	

第Ⅲ章 障がい者の現状と施策の展開

◎施策の体系

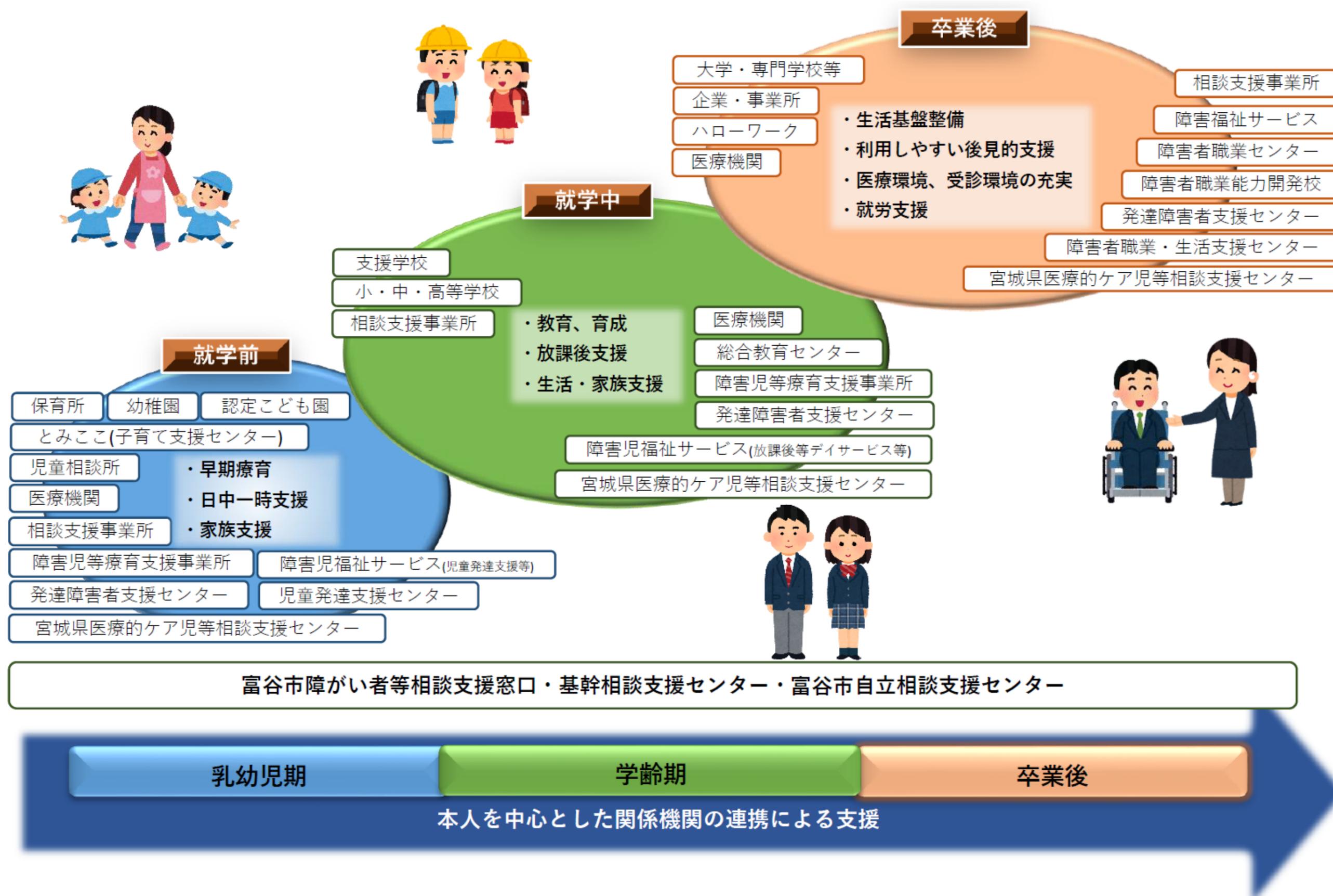
1. 第2期障がい者計画施策の体系

現計画の基本理念は踏襲し、国の障害者基本計画（第5次）の施策分野等に基づき施策体制を見直します。
 その中でも、特に重点的に取り組む施策を「重点施策」、その他の施策を「基本施策」として位置付けます。

基本理念	事業体系	施策分野	施策	事業	ページ
障がい者が住みなれた地域で 安心して暮らせるまちづくり	第1 家族や地域で 共に支える まちづくり	1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	1. 障がいを理由とする差別の解消の推進 重点 2. 権利擁護の推進、虐待の防止	障がい者への理解促進 権利擁護の推進・虐待の防止	73-75
		2. 防災、防犯等の推進	1. 防災対策の推進 重点	地域の防災・地域ぐるみの見守り体制の強化 避難行動要支援者名簿の登録・緊急通報システム事業	76-77
		3. 保健・医療の推進	1. 保健・医療の適切な提供等 重点	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	78-79
	第2 自立して共に つながる まちづくり	1. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	1. 相談支援体制の充実・強化 重点 2. 地域移行支援・在宅サービス等の充実 3. 障がいのあることに対する支援の充実 4. 障がい福祉サービスの質の向上等	相談支援体制の充実・強化 自立支援給付事業 障がい児通所支援事業 サービスの充実と質の向上 地域生活支援事業の充実 その他の障がい者等支援	80-84
		2. 教育の振興	1. インクルーシブ教育システムの推進 2. 教育環境の整備 3. 生涯を通じた多様な学習活動の充実	インクルーシブ教育 就学前・就学时・就学後の支援	84-85
		3. 雇用・就業、経済的自立の支援	1. 総合的な就労支援 2. 経済的自立の支援 3. 障がい者雇用の促進	就労前・就労時・就労後の支援 就労機会の拡大	85-88
		4. 行政等における配慮の充実	1. 選挙等における合理的配慮の提供等 2. 行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等	選挙等における合理的配慮の提供 行政機関における障がい者理解促進	88
	第3 楽しみや 生きがいのある生活が 送れる まちづくり	1. 安心・安全な生活環境の整備	1. 住宅の確保 2. 移動しやすい環境の整備 3. 障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進	住宅の居住支援 安心・安全な移動 交通弱者対策の推進 家族介護者支援・障がい者団体の充実	89-90
		2. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	1. 情報提供の充実等 2. 意思疎通支援の充実	情報アクセシビリティの向上 読書バリアフリーの推進 意思疎通支援事業の充実	91-92
		3. 文化芸術活動・スポーツ等の振興	1. 文化芸術活動・余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備 2. スポーツに親しめる環境の整備	文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動等	92-93

2. ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の推進

障がい児者等とその家族が地域で安心して暮らしていけるよう、関係機関との緊密な連携により、切れ目のない支援等が可能となるような取り組みを推進し、成長段階に応じた支援ネットワークの形成による体制整備を拡充していきます。



第1 家族や地域で共に支えるまちづくり

1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

1-1. 障がいを理由とする差別の解消の推進

現状と課題

平成28年10月7日、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の規定に基づき、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針に則して、富谷市職員が適切に対応するために必要な事項として「障害を理由とする差別の解消の推進に関する富谷市職員対応要領」を策定しました。そして、この要領に基づき、富谷市職員に対して各種テーマを用いて必要な研修啓発等を行ってきました。

また、委託をしている基幹相談支援センターの基幹相談支援センター機能強化業務の中で、障がいを理由とする差別の解消案件について協議の場を設置しています。

課題としては、「障害者差別解消法」や「合理的配慮」について、事業者や地域住民に十分浸透していないため、今後一層力を入れ、障がいへの理解や差別解消への意識を広めることで、誰もが暮らしやすい地域づくりを推進することが必要です。

今後の取り組み

障害者差別解消法は令和6年4月1日に改正され、事業者による障がいのある方への合理的配慮の提供が義務化されます。事業者には、商業その他の事業を行う企業や団体、店舗、個人事業主やボランティア活動をするグループも含まれます。障がいのある人から社会の中にあるバリアを除くために何らかの対応を必要としているとの意思が示されたときには、負担が重すぎない範囲で対応することが求められます。

社会的障壁により多くの制限を受けている全ての方が対象となることから、当事者から相談を受けた場合は対話を通じて解決策を検討する機会を設けるとともに、地域の事業者や住民に対する周知啓発を図ってまいります。

1-2. 権利擁護の推進、虐待の防止

現状と課題

権利擁護の推進としては、平成28年5月、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、令和3年3月に「富谷市地域福祉計画」へ「成年後見制度利用促進基本計画」を包含し策定しました。また、高齢者、障がい者等が地域で安心して暮らせる体制整備の一環として、財産管理又は日常生活等の支援を要する方の権利擁護の観点から、成年後見制度を円滑に利用できるようにするために、地域福祉課及び富谷市保健福祉総合支援センターが令和4年3月に富谷市成年後見制度利用促進に係る中核機関を設置しました。さらに、その業務を協議する場として、令和5年2月に「富谷市成年後見制度利用促進協議会」を設置しました。中核機関としては、権利擁護に関する啓発活動、関係機関とのネットワークを活用した多職種連携による個別支援、市民後見人の養成・育成、成年後見人等に対する報酬費用助成などを含む、成年後見制度の利用促進に関する体制整備(次ページ参照)に努めました。しかしながら、アンケート調査では、成年後見制度について「知っている」と答えた割合は2割前後にとどまっているため、認知度に課題があることが分かりました。

虐待防止の体制については、本市の地域福祉課を窓口として、障がい支援事業所、警察署、宮城県障害者権利擁護センターや宮城県高齢者・障害者虐待対応連絡協議会(虐待対応専門職チーム)などの関係機関と連携しながら、障がい者(児)虐待相談・指導・助言・日常的な金銭管理等の支援を行っています。また、ホームページ等で、虐待防止や相談窓口等の啓発を行い、相談や通報時の速やかな対応に努めています。

虐待事案については、富谷市障がい者虐待防止連絡協議会(実務者会議)において支援方針を決定し、虐待対応進行管理を行っています。また、支援関係機関等の虐待防止に関する意識の醸成を目的とし、富谷市障がい者虐待防止連絡協議会(代表者会議)において、研修等を行っています。

虐待等による権利侵害が発生した際には、専門職等からの助言を得ながら、成年後見制度利用に向けた支援や生活に必要な福祉サービスの利用、日常的な金銭管理などの支援等につなげています。

今後の取り組み

中核機関を担う保健福祉総合支援センターや富谷市社会福祉協議会権利擁護センターとの連携強化により、親亡き後のことを見据え、障がいのある方の権利侵害の防止や被害の救済を図るため、成年後見制度が必要な障がい者への制度の周知啓発を図り、「知っている」の方の割合を増加させる他、相談支援や利用促進、市民後見人の育成・法人後見の担い手の育成も視野にいれた支援を一体的に行い、地域連携ネットワークの更なる強化を図ります。また、障がいのある方に対する虐待の防止を図るため、今後も事業所向けに研修会を開催するとともに、通報相

談窓口を含めた啓発活動を継続して参ります。

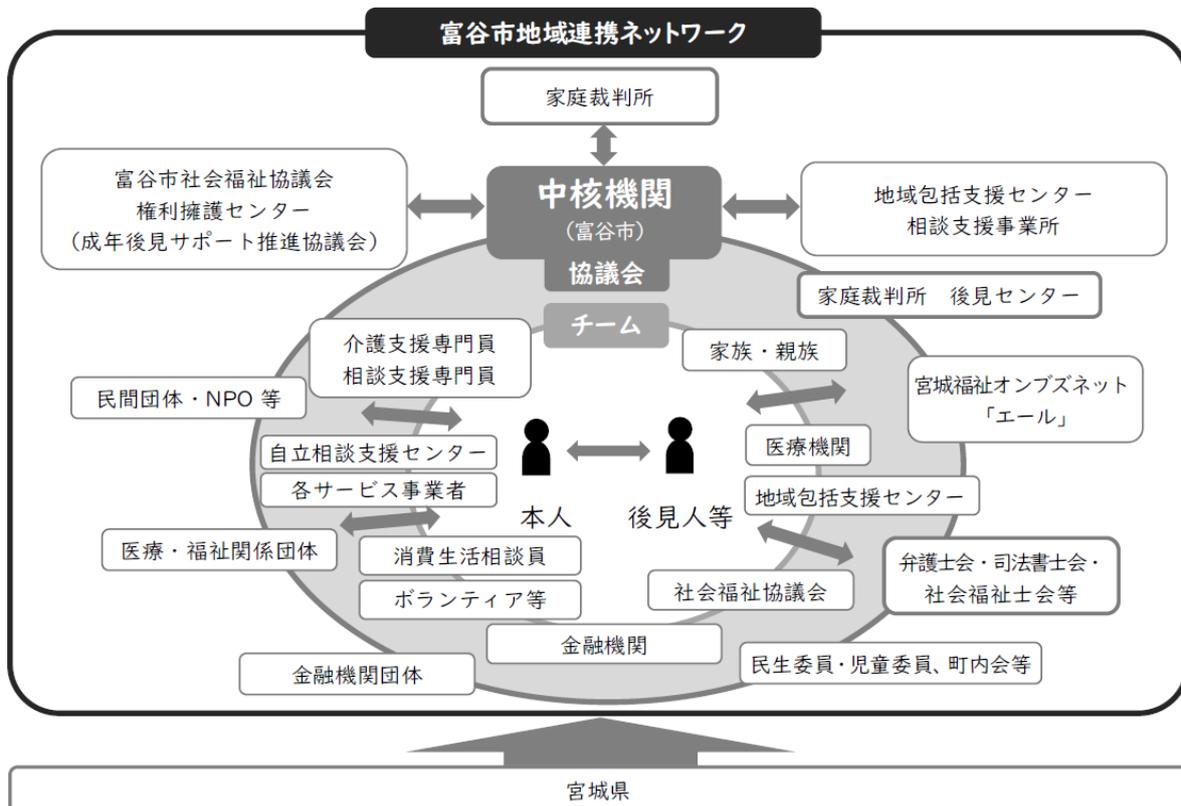
富谷市地域連携ネットワークのイメージ図

《地域連携ネットワークの役割》

- 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- 早期の段階からの相談・対応体制の整備
- 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

《中核機関の機能》

- 広報機能、相談機能、利用促進機能、後見人支援機能、不正防止効果



※富谷市地域福祉計画(令和3年度～令和8年度)より引用

2. 防災・防犯等の推進

2-1. 防災対策の推進

(1) 地域の防災対策の推進・地域ぐるみの見守り体制の強化

現状と課題

災害時、障がいのある人を含む、自力で避難することが困難な方への円滑な避難支援や安否確認の実施には、地域住民、自治会、自主防災組織など、地域の幅広い協力が不可欠です。

また、防災計画における障がい特性に配慮した情報伝達手法についての検討や、在宅避難者・福祉避難所への情報提供等の整備及び強化が必要です。

災害時に一人で避難できない方や、家族が不在もしくは一人暮らしの場合に近所に助けてくれる方がいない方が必要な時に個々の特性に合わせた避難ができるよう、行政による支援体制に加え、町内会や民生委員・児童委員等といった地域の福祉リーダーとの連携を進めるほか、地域における住民同士の支え合いについて促しています。

また、在宅酸素療法や医療的ケア等により電子機器に頼っている方々にとって、災害等による長期の停電は生命に直結する問題であることから、非常用電源の確保について、平時からの正確な実態把握と支援体制の構築が必要です。

今後の取り組み

福祉避難所については、令和3年5月の災害対策基本法改正により、福祉避難所となる指定避難所にあっては、あらかじめ受入対象者を定めておくことで、本人と家族が避難する施設であることを公示できる制度が創設されています。

令和5年12月時点では、市内の6法人（14施設）と協定締結を行っていることから、対象者の具体的な割振りについて検討を行っていきます。

また、地域住民、関係する機関・団体、ボランティアの協力のもと、関係者が災害時支援のための連携体制を構築し、避難行動要支援者の避難支援に関して普及啓発に努めながら、災害時における避難行動要支援者一人ひとりの避難支援対策を共有し、災害時に障がいのある人が必要な支援・援助が受けられるよう、障がい特性に配慮した情報伝達、避難誘導體制の整備、福祉避難所の充実、自主防災組織の育成など、避難行動要支援者対策の拡充が必要です。

自主防災組織としては、日ごろの見守りや声かけを通じて、地域の中で災害時に行動ができる必要な連携強化も重要です。

また、視覚障がい者や聴覚障がい者など災害情報を得られにくい方々が、災害の状況を把握しやすくするための有効な対策を検討するとともに、医療的ケア児者等への活用を想定し、日常生活用品目へ非常用電源を追加すべく検討します。

(2) 避難行動要支援者名簿の登録及び個別計画

・ 避難行動要支援者名簿の登録

現状と課題

長寿福祉課において、地域防災計画に基づき、災害発生時の避難誘導及び安否確認を目的として、「避難行動要支援者避難支援プラン」を策定しています。

避難行動要支援者名簿と個別計画の作成を行うにあたり、本課においても、定期的に身体障害者手帳 1・2 級の第 1 種を所持している方、療育手帳 A を所持している方、精神障害者保健福祉手帳 1 級を所持している方の情報を長寿福祉課へ提供しています。

避難行動要支援者名簿と個別計画の情報は、平常時より、町内会、民生委員、富谷市社会福祉協議会、黒川地域行政事務組合に情報提供し、災害発生時の避難支援等に活用しています。

また、避難行動要支援者の避難支援については、近隣に頼れる親類等がない場合、町内会長や民生委員が直接、複数人の支援を担わざるを得ない状況に陥ることがあることが課題です。

今後の取り組み

今後とも障がい者ご本人や医療的ケア等を受けながら生活する方々含め、ご家族等の意向に寄り添いながら実態把握に努めるとともに、避難行動要支援者名簿への登録や個別計画の策定を進め、制度の周知啓発に努めます。

避難支援については、地域全体で支え合う制度であることから、生活の実情に合わせた地域支援者を確保できるよう努めます。

3. 保健・医療の推進

3-1. 保健・医療の適切な提供等

(1) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

現状と課題

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムでは、精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、障がい者等に対して医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加、地域の助け合い、普及啓発が包括的に確保されたケアシステムの構築が求められます。

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを推進していくために、保健福祉部内専門職検討会において、精神障がい者のほか精神保健に係る相談として、自殺対策、虐待（児童・高齢者・障がい者）、介護、生活困窮者支援・生活保護、母子保健・子育て支援等の各分野において精神保健上の課題を抱えているケースも多く、複合的な課題への支援のニーズに直面していることを共有しました。

このことから、相談支援体制として、精神障がい者及び精神保健に課題を抱える方並びにその家族に対して、包括的な支援が確保されるよう相談支援体制を整えることが重要です。

また、富谷市・黒川地域自立支援協議会「精神包括ケアシステム協議会準備プロジェクト」において、福祉を起点とした基盤整備の検討を行っていますが、保健・医療を起点とした基盤整備の課題には地域性があることから、市町村単位での検討が必要です。

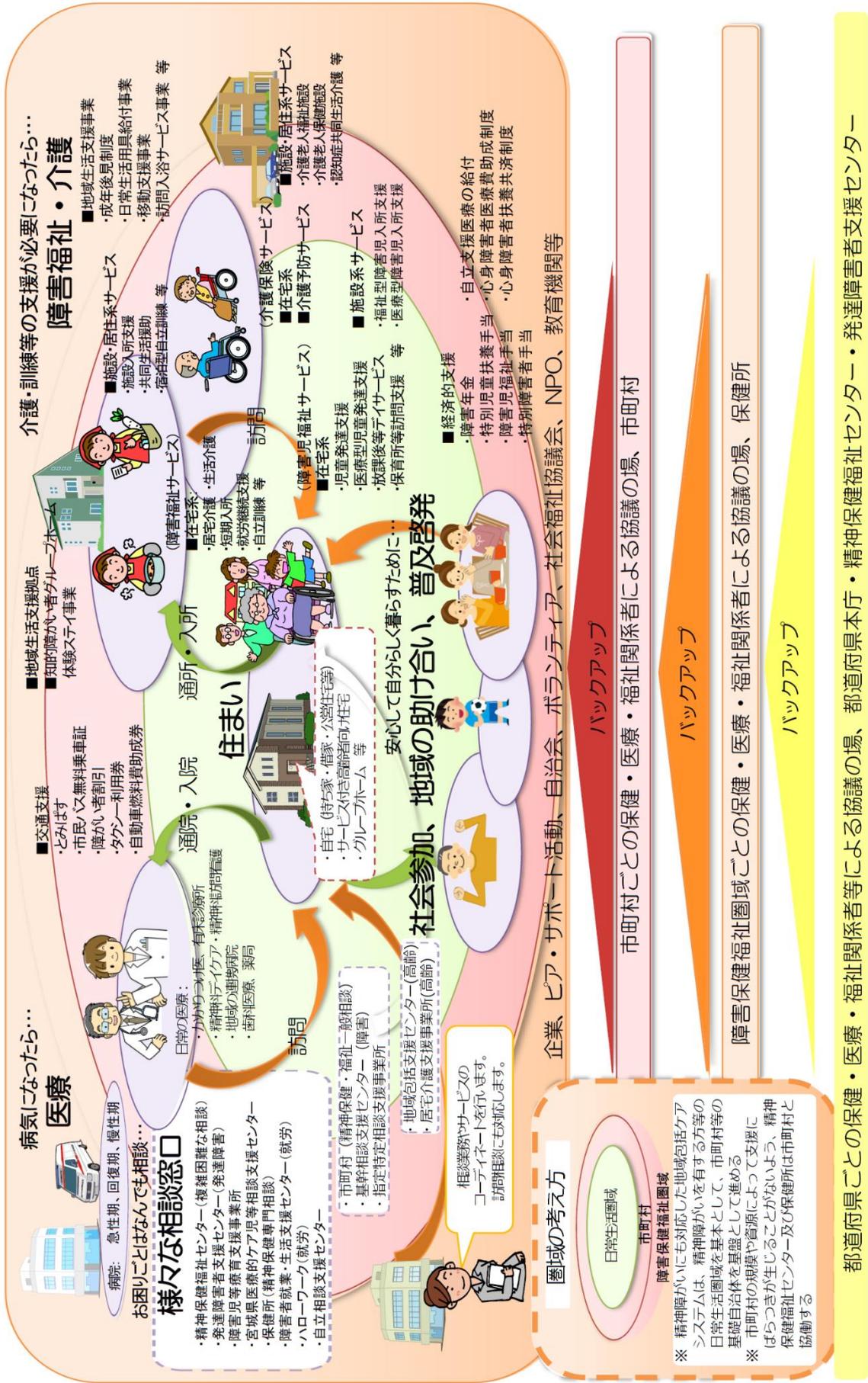
今後の取り組み

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築プロセスの PDCA サイクルに従い、地域の課題の共有、目標設定、個別の支援を通じた連携構築、成果の評価を念頭に入れ取り組みます。

さらに、「保健・医療を起点とした基盤整備の検討」及び「福祉を起点とした基盤整備の検討」の両視点を持ったうえで「個別支援の検討」「支援体制の整備」「地域基盤の整備」の3つの軸に添って、機能を発揮させていきます。

また、当事者の方、県や関係機関、各事業所等と協力のもと、市民とともに学び合い、地域づくりを推進する観点から、ストレス対処や精神疾患に関する正しい理解の普及啓発等を行うとともに、精神保健福祉相談の充実のため、精神科医師による精神保健相談を開設し、問題解決に向けた支援の検討を行います。

富谷市における精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムのイメージ図



第2 自立して共につながるまちづくり

1. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

1-1. 相談支援体制の充実・強化

現状と課題

相談支援事業では、相談件数が社会参加や就労相談を中心に年々増加傾向にあります。また、重度化してからのサービス利用に関する相談も多く、専門分野の指定特定相談支援事業者との連携の強化が求められています。

本市の相談支援事業は、地域で暮らす障がい者（児）やその保護者へのケアマネジメントを行う「特定非営利活動法人 自閉症ピアリンクセンター ここねっと」（以下「基本相談」という。）と、黒川圏域4市町村共同による総合的・専門的な相談支援を行う「地域支援センター ぱれっとよしおか」（以下「基幹相談」という。）へ業務を委託し、対応いただいています。なお、基本相談については、令和4年度より相談支援専門員の体制が1名から2名となっています。

現状の取り組みとして、基本相談においては、本市に特化した相談支援体制の整備を図るため、本市で指定している指定特定相談支援事業所へのヒアリング調査を行い、各事業所が抱える困り感等の課題解決に向けた相談支援体制の充実を図るための検討を行っています。

また、基幹相談においては、富谷市・黒川圏域における相談支援ネットワーク会での事例検討等を通じて、相談支援専門員の経験値やスキルを高め合うことができます。

現状、サービス利用者の増加に伴った指定特定相談支援事業所の不足とセルフプラン利用者の増加が生じていますが、セルフプラン利用者の適切なサービスの利用支援のため、基本相談がモニタリングを実施し、必要な場合はケース共有をしたうえで指定特定相談支援事業者へ繋ぐことができます。

今後の取り組み

相談支援事業では黒川郡内共同での基幹相談への委託を継続するとともに、基本相談との連携をより一層強化し、新規でのサービス利用者や継続ケースの相談対応への体制を整えていきます。また、相談者のニーズを適確に捉えながら、地域資源等も活用したケアマネジメントに努め、質の高い地域生活を支援します。

1-2. 地域移行支援・在宅サービス等の充実

現状と課題

障がいのある方が地域で暮らしていくためには、在宅で必要な支援を受けられることが前提となります。現状として、サービス利用を必要としない方も多いと推測されますが、今後、福祉施設入所者の地域生活への移行に伴う在宅サービスへの需要や、介護保険サービス利用者においては不足分の補填として障がい福祉サービス（主に居宅介護、重度訪問介護）を申請する方が増えていることから、障がい福祉サービス全体の需要が高まることが想定され、本人のニーズに合った適切な障がい福祉サービスの支給が求められます。

富谷市・黒川圏域にて事業委託している地域生活支援拠点等整備事業（緊急時の短期入所受け入れ）につきましては、令和4年度末時点の実績において、富谷市在住の登録者が5名となりました。

今後の取り組み

介護給付、訓練等給付など、障がいのある方とその家族がいつでもどこでも必要とするサービスを選択して利用できるサービス基盤の整備を促進し、適切量の支給となるよう今後も計画相談員やケアマネジャーとの意思疎通を図っていく必要があります。

家族（親）の介護により在宅で生活している障がい者も親亡き後のことを考え、障がい特性に配慮した生活の場やサービス基盤の整備・強化を図ります。

地域生活支援拠点等整備事業につきましては、今後も、富谷市・黒川地域自立支援協議会を通じて緊急時支援体制の情報共有を行いながら、障がい者等とその家族等の介護者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう支援していきます。

1-3. 障がいのある子どもに対する支援の充実

現状と課題

乳幼児健康診査の際、経過観察となった児童について、子育て支援センターでの教室や保健師による個別支援を行っています。発達上、就学後も継続した支援が必要とされる児童に対して適切に教育が提供できるように、子育て支援センターや子育て支援課、教育総務課、学校教育課と連携を図り支援を実施しています。

一方で、近年増加傾向にある発達障がいの診断を標榜する医療機関が少ないこともあり、3歳児健診後から就学時相談まで発達確認する機会がなく、支援へのつなぎ遅れが懸念されます。

今後の取り組み

支援を要する児童の把握に努め、個々に必要な支援が就学後も受けられるように、子育て支援課及び学校教育課・幼稚園・保育所・福祉施設・医療機関・相談支援事業所等関係機関との連携を図ります。障がい児等一人ひとりの個性や能力を尊重し、その可能性を最大限に伸ばし生きる力を育ていけるよう、早期に教育機関や保護者の障がい等への理解や認知などを促進し、児童の療育環境の整備・保護者支援が行えるよう、切れ目のない支援に努めます。

また、子育て支援センターにおいて、令和6年度より5歳児発達チェック事業（仮称）を実施し、就学前の発達段階についての情報提供や相談対応を行う予定であるなど、機会の確保を推進していきます。

1-4. 障がい福祉サービスの質の向上等

(1) 障がい福祉サービスの質の向上

現状と課題

発達障がいや医療的ケアが必要な障がい児など、専門的かつ多様な支援が求められており、また、障がい福祉サービス利用者で介護保険サービスを併給している方も増加しています。今後、障がいの特性に応じた多種多様な支援を要するほか、介護者や家族の高齢化や障がい者自身の高齢化により障がい福祉サービスの需要が増加することが想定されます。

今後の取り組み

富谷市・黒川地域自立支援協議会の会議において、各事業所、各自治体の意見や事例等について共有を図り、障がい特性に応じた適切な障がい福祉サービスの支給について協議・検討していくことで、よりきめ細やかな支援に繋げていけるよう取り組みます。また、宮城県が主催する障がい福祉サービス等の研修会に参加し、担当職員の知識を深め、個々の障がいのある人のニーズに合わせた障がい福祉サービスの支給決定に努めます。なお、介護保険併給利用につきましては、高齢担当課と給付の適正化を図る観点から協議を行います。

(2) 地域生活支援事業の充実

現状と課題

日常生活用具給付等事業では、47品目の多種多様な用具を給付対象としており、必要とする品目の案内や周知が必要となります。また、排泄管理支援用品（ストマ用品、紙おむつ等）は継続的な給付を行っており、本人の在庫管理についても配慮が必要となります。

意思疎通支援事業や移動支援事業などのそれぞれの障がいに応じたサービスについては、必要な方が必要なサービスをタイムリーに受けられるよう、対象者への案内や周知が必要となります。

今後の取り組み

日常生活用具給付等事業については、身体障害者手帳交付等のタイミングを捉えて事業の周知を図り、必要な時に迅速に給付できるようにするとともに、排泄管理支援用具については、対象者の現況把握に努め継続した支援を行います。

また、物価高騰に伴う日常生活用具の基準額改定についても検討を行うとともに、停電時においても電気式たん吸引器等を利用できるようにするための非常用電源を、日常生活用具品目へ追加すべく検討していきます。

意思疎通支援事業や移動支援事業については、手帳の申請時や相談支援事業所との連携などにより、対象者の状況と必要とするサービスを把握し、適切なサービスを案内します。

(3) その他の障がい者等支援

①在宅酸素療法者酸素濃縮器利用助成事業

現状と課題

対象者の把握は、身体障害者手帳取得に係る相談や障がいサービスガイドブックをきっかけとする場合が多いため、対象者本人への事業周知とともに、円滑に利用できるよう医療機関への事業周知も求められます。

今後の取り組み

窓口での対応等において対象者の把握に努めるとともに、呼吸器障害の新規障害者手帳取得者には、手帳送付時に必要書類を同封し、円滑な申請につながるよう努めています。

②小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業

現状と課題

国が定める特定の疾病（788 疾患）に該当し、小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受け在宅療養をしている 18 歳未満の児童に対し、電気式たん吸引器等の日常生活用具を給付しています。

今後の取り組み

保健所との連携により対象者把握に努めるとともに、電気式たん吸引器等の日常生活用具の給付の充実を図り、安心できる日常生活を支援します。

③知的障がい者グループホーム体験ステイ事業

現状と課題

介護者や家族（主として親）の高齢化などにより、ニーズの高まりはあるかと思われませんが、積極的な事業利用までは至っていない状況です。

今後の取り組み

対象者の家族を含めた生活設計を支援し、障がい者の方々が生涯安心して暮らせるように努めます。また、グループホームの空室情報の把握に努め、グループホーム入居に際して必要な訓練や他者との交流などの体験ができるように体制整備に努めます。

2. 教育の振興

2-1. インクルーシブ教育システムの推進

現状と課題

通常学級や特別支援学級など障がい等の状況に応じて、個別最適な教育の提供に努めていますが、その一方で「多様性社会」あるいは「共生社会」の実現のためには、互いが適切に共存し合う新たな学びの環境を強化していく必要があります。

また、放課後児童クラブにおいて、発達障がい等により支援を必要としている要支援児童に対し、基本相談支援事業者の相談支援専門員が、児童クラブの職員に対して、児童との関わりに対する助言等を行うなど子どもたちが安心して過ごせる場の確保に繋げるための後方支援を行っています。

今後の取り組み

障がいのある子どもを含めて個別最適な教育環境の提供に配慮しつつ、全ての子どもが同じ場所でともに学べる環境の実現に向けて、国等の動向を踏まえながら、インクルーシブ教育の発展に努めます。

2-2. 教育環境の整備

現状と課題

障がいのある児童、生徒等の就学に係る教育支援に関し調査審議するため毎年開催している就学支援委員会では、専門的な知見を取り入れながら、それぞれの子どもの実態に即した最適な教育環境を多角的に協議し、保護者との合意形成を図った上で進級先等を決定しています。

就学前・就学时・就学後の支援として、発達障がいを含めた障がい等により継続した個別の支援が必要とされる児童に対して適切な教育が提供できるように、子育て支援課や教育総務課、学校教育課と連携を図り、研修を通じた療育支援や加配等を実施しています。

今後の取り組み

経過観察児支援として、保健師による対象児及び保護者への個別支援（養育に関する相談支援・障がい福祉サービス導入への支援・就学时相談支援等）を行うとともに、就学前の発達段階についての情報提供や相談対応を行っていきます。また、就学後も誰一人取り残すことのない教育の実現に向けて、関係機関と連携を図り、日常的な教育相談・就学相談等を行いながら、子どもや保護者の思いを重視した多様な学びの場を提供することに努めます。

2-3. 生涯を通じた多様な学習活動の充実

現状と課題

学校卒業後、障がいのある方が継続して学べる場や交流の場が求められています。障がいのある方々が生涯を通じて教育、文化、スポーツなどの様々な活動に親しむことができる機会が必要です。

今後の取り組み

誰もが障がいの有無にかかわらずともに学び、生きる共生社会の実現に向けて、生涯学習課・福祉施設等関係機関との連携を図ります。また、新図書館では、大活字本の提供や対面朗読室を設けて対面朗読、デイジー(DAISY)図書の提供、郵送貸出などのサービスを行うことを検討します。

3. 雇用・就業・経済的自立の支援

3-1. 総合的な就労支援

現状と課題

現在、市内の就労系サービス事業所は6箇所あり、うち就労移行支援事業と就労継続支援A型事業と就労定着支援事業の指定を受けている事業所が1箇所、就労継続支援B型事業の指定を受けている事業所が5箇所あり、市内全ての事業所において、現在定員に達しておらず、受け入れが可能な状況となっています。また、本市で指定管理にて運営している地域活動支援センターでは利用者間の交流や休日の余暇支援を行っています。

第三章 障がい者の現状と施策の展開

就労先に関しては、住まいの近くであることも大事な要件ではありますが、ご本人の適性にあった作業内容等で選ぶことも重要であると考えています。

また、就労移行支援事業所を利用した後、職場復帰や就労定着支援を利用する方も増加傾向にあるので、今後もハローワークや宮城県障害者就業・生活支援センター等専門機関との連携により、より効果的な就労支援が求められます。

今後の取り組み

就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して本人の希望、就労能力や適性等に合った選択支援を行う「就労選択支援」事業については、令和7年度中に新たに障がい福祉サービスで新設される予定であるため、事業所への新規導入の協力を要請し、利用者への周知等積極的に行います。

また、「障害者雇用促進月間（9月）」を中心に、障がい者雇用にかかわる制度・施策の周知徹底を図ることや、市内外で開催する雇用に関するイベント等への参加や啓発の充実を図ります。他にも、各種雇用促進制度を活用して、事業者へ雇用や就労移行支援への積極的な協力を要請し、「宮城県障害者就業・生活支援センター」などと連携しながら、ネットワークづくりに努め、相談や情報提供を含めた就労の支援を図ります。

さらに、引き続き本市で事業委託している地域活動支援センターで、一般就労をしている方や就労支援事業へ通所している方々を対象に、月1回サロンを開催し、お話やゲーム、スポーツ等を通じて休日の余暇支援や利用者間の交流を図っていきます。

3-2. 経済的自立の支援

現状と課題

アンケートの調査結果では、身体障がい者の就労率は51.7%、知的障がい者は38.0%、精神障がい者は36.0%と、4~5割が未就労者となっています。就労を希望する方が求める就労形態は、精神障がい者では会社等で正社員としての希望が多く、身体障がい者は就労継続支援事業所（A型・B型）が、知的障がい者はその他での就労希望が多くなっています。

令和4年度の就労系サービスの実利用人数は就労継続支援B型で80人、就労継続支援A型で15人、就労移行支援で23人、就労定着支援で5人の利用がありました。経済的自立をできるほどの収入を得ている人が少ないことが課題となっています。

金銭管理については、基本相談支援事業者により金融リテラシー[※]に関する研修を開催しています。

※経済的に自立し、より良い生活を送るために必要なお金に関する知識や判断力のこと

今後の取り組み

経済的な自立が出来るように、必要な各種助成制度の周知のほか親亡き後を見据えた生活設計も含めた研修の開催、就労系サービスを利用している方の相談窓口である指定特定相談支援事業所や基本相談の体制強化に努めるほか、就労系サービス提供事業所のスキルアップを図るため、就労系サービス提供事業所への指導・助言、また、就職を希望する障がいのある人が様々な職種にチャレンジできるように、就労系サービス事業所の推進に努めます。

さらに、障がいのある方と企業の間で生じる課題の解消や企業の実習受け入れ機会を確保・拡大すること等を通じ、福祉的就労から一般就労移行をさらに促すとともに、就労先での定着のための継続的な支援体制の整備に努めます。

3-3. 障がい者雇用の促進

現状と課題

現状、就労移行支援を利用し、一般就労に結びついた方は令和4年度において6人おり、前計画の成果目標では、就労移行支援事業から一般就労への年間移行者数を5人で設定していたため、目標を達成しています。しかし、就労移行支援事業を利用した方の中には、就労移行支援事業の標準利用期間内（2年間）に一般就労への移行が叶わなかったケースもあったため、黒川地域行政事務組合が主催する障害支援区分認定審査会で標準利用期間を超えた支給量（最大1年間）の決定を認めていただき、障がいのある人の一般就労へのサポートを行っています。

また、支援学校を卒業する子ども達に対しても、卒業後に障がい者枠での一般就労や、就労系サービスの利用に繋げるため、本人、ご家族、学校関係者、就労予定先企業担当者、宮城県障害者就業・生活支援センター「わ〜く」のほか、本市の保健師も地域移行支援会議へ参加し、支援学校卒業後の進路について目標の共有化を行っています。

市役所内の障がい者雇用率については、新規事業や欠員等により会計年度任用職員が必要となった部署に、障がい者の採用を検討することを呼びかけ、令和5年12月に法定雇用障害者数を達成することができました。

今後の取り組み

就労系サービスを利用する方の一般就労や就労後の職場定着率を向上させるため、就労系サービス事業所への指導・助言のほか、令和7年度から新設される予定の「就労選択支援」の利用啓発を図り、自身に合った就労移行支援事業所や一般就労先を選択できるよう支援します。

また、障がいのある人の就労には受け入れ側の理解・協力が必要不可欠であるため、市役所内においては理解・普及・啓発を図ります。

今後も、市としては各種サービスの紹介等を行いながら、就労後の精神面での

第Ⅲ章 障がい者の現状と施策の展開

サポート等支援に努め、障がい者の就労機会の拡大を図っていくよう努めます。

また、市役所における法定雇用率は、令和6年度より引き上げられるため、障がい者雇用に今後も積極的に取り組んでいきます。

4. 行政等における配慮の充実

4-1. 選挙における合理的配慮の提供

現状と課題

投票に支援が必要な方に対して、車いす介助や記名の代筆、コミュニケーションボードの設置等を行っていますが、投票所への交通手段がない方や移動が困難な方などへの選挙啓発の推進が必要となっています。

今後の取り組み

障がい等により投票が難しい方がより投票しやすいよう、移動支援の活用等も含めた投票環境の整備に努めます。

4-2. 行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等

現状と課題

本市では、職員を対象とした差別の解消・理解促進を目的とした研修等を行っています。

また、障害者優先調達推進法が平成25年4月1日より施行され、障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等が定められています。

本市でも、障がい者の就労施設が供給する物品等に対する需要の増進のため、優先的かつ積極的に取り組みを行っています。

今後の取り組み

引き続き、市役所職員に対する研修等の実施や障がい施設等からの優先調達について実施します。また、年度ごとに市としての優先調達計画を策定し、市全体として障がい者の就労施設を支援し、就労している方の雇用の安定を図るよう努めます。

第3 楽しみや生きがいのある生活が送れるまちづくり

1. 安心・安全な生活環境の整備

1-1. 住宅の確保・充実

現状と課題

障がい者に係る住宅確保要配慮者について、相談を受けた場合には関係機関と調整を図ります。

今後の取り組み

相談を受けた場合には、民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び住宅確保要配慮者向けの賃貸住宅の供給の促進、その他必要な措置について、宮城県居住支援協議会への情報提供等を含め連携を図ります。

1-2. 移動しやすい環境の整備

現状と課題

高齢者・障がい者を対象に、平成28年度より外出支援乗車証「とみばす」を導入し、高齢者・障がい者の外出支援をしています。とみばすの入金手続きについて、以前から要望のあった各出張所での手続きが、令和5年10月より行えるようになりました。また、平成30年度より要介護度3～5の高齢者・重度障がい者等を対象に、令和5年度からは医療的ケア児も対象に重度障がい者等福祉タクシー利用券（以下「タクシー利用券」という。）の交付を行っています。令和5年度からは重度心身障がい者・医療的ケア児等を対象に重度心身障がい者等自動車燃料費助成券（以下「燃料費助成券」という。）の交付を行っています。

また、企画政策課で運行管理を行っている富谷市民バスでは、障害者手帳所持者とその介護者1名の運賃が無償化されているほか、運行されている6台のバスのうち半数が、低床化や補助ステップ付のバスとなっています。また、バリアフリーに配慮した車両による富谷市デマンド型交通の運行も行っています。

とみばすの交付者数は令和2年度～令和4年度はおよそ350人で、交付対象者全体から占める割合は2割強となっています。

調査結果によれば、「路線バス」の利用割合は身体障がい者が31.2%、知的障がい者が33.3%、精神障がい者が46.4%となっている一方で「家族による送迎」では、身体障がい者が46.8%、知的障がい者が65.1%、精神障がい者が46.4%と全体として高い割合となっています。また「自分で運転する」の割合も、身体障がい者と精神障がい者ではそれぞれ5割前後となっていることから、全体の傾向として、必ずしも公共交通機関を利用する方が多い状況ではないことが分かります。

タクシー利用券についてのアンケートでは、対象外であることを除けば、制度を知らなかったという回答が多かったものの、申請するつもりはないという回答

第三章 障がい者の現状と施策の展開

もその半数程度見られたことから、対象者の方が事業を適切に選択していることが想定されます。

今後の取り組み

とみばすについては、今後も公共交通機関による外出支援として継続して行っていきます。

タクシー利用券については、必要な方が適切に選択できるよう、さらなる事業の周知に努めていきます。

燃料費助成券については、新たに令和5年4月より交付を行っており、ニーズの多様化を踏まえて事業を選択できるようにしています。こちらにつきましても、引き続き事業の周知に努めていきます。

また、市民バスについても、全路線においてバリアフリーに配慮した車両での運行ができるよう努めていきます。

今後も各事業の周知に努め、多くの方に外出支援乗車証「とみばす」や「タクシー利用券」「燃料費助成券」を利用していただき、社会参加と安心・安全な移動を支援することにより、障がい者等の生活を支えていきます。

1-3. 障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進

(1) 家族介護者・障がい者団体支援の充実

現状と課題

知的障がいを伴わない発達障がいのある方を含め、障がいのある方の保護者等への支援を行っている障がい者（児）団体への支援は、保健福祉部の各課においてそれぞれの役割のもと実施しており、一体的支援のためには連携が必要です。

また、障がい者団体としては、やおき会^{*}、いっぽの会、手をつなぐ育成会、基本相談支援事業所の家族サロンのほか、自発的活動支援事業を活用した団体もあります。このように、様々な障がい者団体が活動していますが、その必要性を再認識することで、より共感・共有が得られ効果的なピアカウンセリングが展開できるものと思われま。す。※精神障がいを抱える方を持つ家族の会

既存団体では、会員の高齢化が進行し、会の存続を課題とする団体もあります。地域で必要とする方に、多く会の活動を知ってもらう機会が必要です。

今後の取り組み

今後も、各運営事務局等と連携しながら、本人や家族同士の意見交換等、同じ悩みを持つ方の交流・相談の場として、ピアカウンセリングの場を設けます。障がい者団体の活動内容について、今後も障がい者やその家族、地域住民などからなる団体が、共生社会の実現に向け自発的に行う活動を支援するため、補助金を交付する「自発的活動支援事業」の周知にも努めます。

2. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

2-1. 情報提供の充実

(1) 情報アクセシビリティの向上

現状と課題

各種手帳交付の際に「障がいサービスガイドブック」を配布し、市のサービスと民間業者による割引制度等のサービスの周知をしています。

この「障がいサービスガイドブック」は、毎年度必要な箇所の変更を行っています。また、このガイドブックに掲載している情報は、ホームページでも確認できるようにしています。

さらに、市長公室において視覚障がい者等が市政情報を入手しやすくするため、広報とみや令和5年10月号より、市公式ホームページ及びYouTubeで音声版を作成し公開しています。また、身体障害者手帳（視覚障害）1～3級で希望者にはCDの配布、各公民館図書室ではCDの貸出を行っています。

今後の取り組み

引き続き対象者がいつでも最新情報を確認できるよう「障がいサービスガイドブック」の整備に努め、広報とみやのCDの配布を受けられていない対象者についても、継続して配布に係るアンケートを行っていく予定です。

今後とも、聴覚障がい者や視覚障がい者等の情報アクセシビリティの向上に努めます。

(2) 読書バリアフリーの推進

現状と課題

令和5年度現在、市立の公共図書館はありませんが、各公民館図書室では広報とみやのCDの貸出を行っています。

今後の取り組み

生涯学習課図書館等複合施設開館準備室において、富谷市民図書館の令和7年度開館に向けて準備を進めています。そこでは、大活字本の提供、対面朗読室を設けての朗読やデイジー(DAISY)図書の提供・郵送貸出などのサービスの提供を検討しています。

2-2. 意思疎通支援事業の充実

現状と課題

意思疎通支援事業は、聴覚、言語機能、音声機能及び視覚の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳、要約筆記、代筆・代読等の方法により、障がい者等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳士・手話通訳者・要約筆記者や代筆・代読ヘルパーの派遣に加え、遠隔手話アプリを利用するためのタブレット端末を設置し、意思疎通の円滑化を図ることを目的として実施しています。

今後の取り組み

引き続き、聴覚、言語機能、音声機能及び視覚の障がい者の方への必要な支援を行います。

3. 文化芸術活動・スポーツ等の振興

3-1. 文化芸術活動・余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備

現状と課題

地域活動支援センターのサロンにおける余暇支援を推進すべく、関係機関との情報連携に努めます。また、市役所の市民ギャラリーにて、芸術作品の展示も随時行われています。

今後の取り組み

障がい者のアート作品のフォーラムや展示会等の開催を通じて、障がい者との交流の機会を創出するとともに、障がい者との相互理解を図るイベント等の情報提供に努めます。

3-2. 障がい者がスポーツに親しめる環境の整備

現状と課題

生涯学習課において、障がい者スポーツ教室を宮城県障害者スポーツ協会と連携し開催しています。また、令和4年度と令和5年度には、インクルーシブスポーツキャラバンが富谷市を会場として開催されました。

今後の取り組み

今後も、宮城県と連携し、障がい者スポーツ等関連行事の普及に向けた一層の周知啓発や情報提供を通じた情報発信に努めるとともに、関係団体との連携強化を図り、障がい者スポーツ大会やインクルーシブスポーツキャラバン等の開催に向けて、支援体制を図っていきます。

第IV章 障がい福祉計画・障がい児 福祉計画の事業の展開

第1 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の事業

1. 自立支援給付事業（第7期障がい福祉計画）

令和6年度から令和8年度における自立支援給付事業等は、過去の利用実績から見た障がい者数の増加率等に基づき、各サービスの必要見込量を算出しています。

[自立支援給付事業の実績と見込み（各年4月～3月利用分（12ヶ月分）]

（単位：時間・日・人）

事業名	第6期計画実績			第7期計画見込量			
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	
訪問系サービス							
居宅介護	延時間	7,732	8,276	8,352	8,584	8,711	8,867
	実人数	36	42	45	50	54	59
重度訪問介護	延時間	5,829	6,400	6,536	6,962	7,194	7,555
	実人数	6	7	7	8	8	9
同行援護	延時間	263	182	264	276	288	300
	実人数	4	3	3	3	3	3
行動援護	延時間	74	146	82	82	96	104
	実人数	2	3	3	3	4	4
重度障害者等包括支援	延時間	0	0	0	0	0	0
	実人数	0	0	0	0	0	0
日中活動系サービス							
生活介護	延日数	11,977	11,996	12,639	12,866	13,370	13,690
	実人数	53	58	60	64	67	71
（うち重度障害者）	延日数	0	150	293	432	579	830
	実人数	0	2	3	4	5	7
宿泊型自立訓練	延日数	475	795	780	989	1,048	1,207
	実人数	3	4	4	4	4	5
自立訓練（機能訓練）	延日数	0	129	172	272	334	422
	実人数	0	1	1	2	3	3
自立訓練（生活訓練）	延日数	655	811	738	818	796	842
	実人数	6	5	4	4	3	3
（うち精神障害者）	延日数	488	558	628	698	768	838
	実人数	5	4	3	3	4	5
就労移行支援	延日数	1,806	2,417	2,612	3,084	3,372	3,782
	実人数	26	23	30	30	35	37
就労継続支援（A型）	延日数	2,338	2,756	2,599	2,825	2,795	2,936
	実人数	13	15	15	16	17	18

就労継続支援（B型）	延日数	15,214	16,113	17,057	17,971	18,904	19,825
	実人数	77	80	84	88	92	95
就労定着支援	実人数	8	5	6	4	4	3
（新）就労選択支援	実人数					7	15
療養介護	実人数	3	3	3	3	3	3
短期入所福祉型	延日数	1,808	2,046	1,946	2,071	2,046	2,122
	実人数	37	45	48	55	59	65
（うち重度障害者）	延日数	0	0	0	0	0	0
	実人数	0	0	0	0	0	0
短期入所医療型	延日数	43	24	37	39	48	53
	実人数	3	2	2	3	3	4
（うち重度障害者）	延日数	0	0	0	0	0	0
	実人数	0	0	0	0	0	0
居住系サービス							
自立生活援助	実人数	0	0	0	0	0	0
（うち精神障害者）	実人数	0	0	0	0	0	0
共同生活援助	実人数	35	38	44	48	53	57
（うち重度障害者）	実人数	0	0	0	0	0	0
（うち精神障害者）	実人数	12	15	19	22	25	29
施設入所支援	実人数	19	19	19	19	19	19
相談支援系サービス							
計画相談支援	実人数	177	188	193	202	208	216
地域移行支援	実人数	0	0	0	0	0	0
（うち精神障害者）	実人数	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	実人数	4	5	7	6	8	9
（うち精神障害者）	実人数	1	1	1	1	1	1

資料：行政実績報告

※令和5年度以降は見込み及び推計値

（1）訪問系サービス

（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援）

実績・見込

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援）は、令和3年度より利用者実人数及び利用延時間数が実績値で増加しているため、今後も増加の見込みです。

見込み量の確保のための市の方策

的確なケアマネジメントのもと、生活の基本である住居、食事等、日常生活に即した課題に対しての個別・具体的な援助となるよう、事業者支援に努めます。

また、引き続き、障がいのある方のニーズ及びサービス供給状況の把握を行いながら、必要な方に適正なサービスが円滑に提供されるよう努めます。

(2) 日中活動系サービス

(生活介護・短期入所・自立訓練(宿泊型自立訓練・機能訓練・生活訓練)・就労移行支援・就労継続支援A型、B型・就労定着支援・療養介護)・就労選択支援

実績・見込

日中活動系サービスはほとんどのサービスで実績値が増加しており、見込みも増加の予想です。実績としては就労移行支援と就労継続支援B型の増加幅が大きく、これは事業所の設置によりニーズが満たされてきた結果と思われます。

また、令和7年中を目途に新たに就労選択支援のサービスが利用開始となります。

見込み量の確保のための市の方策

利用者の増加に対応できるよう、日中活動を支援する各種事業所及び新規事業である就労選択支援事業との連携強化を図るとともに、新たな事業所の設置促進を図ります。

(3) 居住系サービス

(自立生活援助・共同生活援助(グループホーム)・施設入所支援)

実績・見込

実績はほぼ横ばいですが、依然ニーズは高く今後は事業所の新規立ち上げや空き状況によって増加の見込みとなっています。

見込み量の確保のための市の方策

障がいのある方の自立や生涯にわたる生活を支えるために欠かすことのできないサービスであるため、整備補助制度活用による情報提供、事業所の確保に努めます。

施設入所支援について、宮城県としては入所待機者数の増加等の実情を踏まえ、国基本指針に定める施設入所者数の削減に係る数値目標は設定していません。

共同生活援助事業所定員数や、利用者数調査等によるサービスの受給状況の把握に努め、障がい福祉サービス事業所指定事務に反映させていきます。

(4) 相談支援系サービス（計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援）

実績・見込

サービス利用者の増加に伴い、相談支援事業所の不足とセルフプラン利用者の増加が生じています。今後もサービス利用者の数によって利用者が徐々に増加していく見込みです。

見込み量の確保のための市の方策

指定特定相談支援事業所及び指定特定障がい児相談支援事業の相談支援専門員が、障がい者（児）の心身障がいの状況や、生活環境、日常生活の状況などをアセスメントしサービス等利用計画を作成し、適切なサービスを受けられるよう、支援を強化するとともに介護保険事業者による居宅支援事業所も視野に、新たな特定相談支援事業所の確保に努めます。また、指定特定相談支援事業所及び指定特定障がい児相談支援事業所が不足していることから、新たに相談支援のサービスを提供できる事業所の確保に努めます。

2. 障がい児通所支援事業（第3期障がい児福祉計画）

[障がい児通所支援事業の実績と見込み（各年度末現在）]

(単位：日・人)

事業名	第2期計画実績			第3期計画見込量			
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	
障がい児通所支援事業							
児童発達支援	延日数	3,314	4,610	4,921	5,408	5,947	6,536
	実人数	48	52	57	64	71	81
医療型児童発達支援	延日数	0	0	0	0	0	0
	実人数	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	延日数	16,930	17,793	18,656	19,519	20,382	21,245
	実人数	136	136	143	146	151	155
保育所等訪問支援	延日数	28	16	20	25	31	38
	実人数	11	10	13	15	21	26
居宅訪問型児童発達支援	延日数	0	0	0	5	5	5
	実人数	0	0	0	1	1	1
障害児相談支援	実人数	163	177	189	202	228	240
福祉型障害児入所支援	実人数	1	1	1	1	1	1
医療型障害児入所支援	実人数	0	0	0	1	1	1
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	実人数	1	1	1	1	1	1

資料：行政実績報告

※令和5年度は実績の推計値、令和6年度以降は見込み

①児童発達支援

実績・見込

児童発達支援の今後の見込量については、令和8年度には実人数は81人、延日数は6,536日と推計しました。

本市の状況としては、より早い段階から療育を始めるニーズが高まっています。

見込み量の確保のための市の方策

就学前の障がい児に対する日常生活での基本的な動作の指導、知識や技能の付与、集団生活への適応訓練の援助を行うものですが、対象者の増加が見込まれるため、関係機関と連携を密にし適切な支援ができるよう努めます。

②医療型児童発達支援

実績・見込

医療型児童発達支援の今後の見込量については、令和6年度以降、実人数は0人、延日数は0日と推計しました。

見込み量の確保のための市の方策

就学前の障がい児に対する身体の状態に応じた治療と、日常生活での基本的な動作の指導、知識や技能の付与、集団生活への適応訓練の援助を重症心身障がい児に対して行うものですが、対象者が限られ、医療的措置が必要となるため、医療機関との連携を密にし必要な際に必要な支援ができるよう努めます。

③放課後等デイサービス

実績・見込

放課後等デイサービスの今後の見込量については、令和8年度には実人数は155人、延時間は21,245日と推計しました。

本市では、もともとニーズが多く、事業所数も徐々に増えています。

見込み量の確保のための市の方策

就学中の障がい児を対象に、学校終了後または休業日に生活能力の向上に必要な訓練や社会との交流の促進等を行うものですが、対象者の増加が見込まれるため、個々の状況を勘案しつつ相談支援体制を含めた支援体制の整備に努めます。

④保育所等訪問支援

実績・見込

保育所等訪問支援の今後の見込量については、令和8年度には実人数は26人、延日数は38日と推計しました。

本市には現在2か所の事業所があり、教育機関等と連携をとりながら事業実施しています。

見込み量の確保のための市の方策

障がい児が集団生活を営む保育所、幼稚園、小学校等の施設を障がい児施設等で指導経験がある児童指導員や保育士が訪問し、ほかの児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行うもので、障がい児の地域社会への参加・包容のため、関係機関への事業の周知と円滑な支援体制の整備に努めます。

⑤居宅訪問型児童発達支援

実績・見込

居宅訪問型児童発達支援の今後の見込量については、令和6年度以降、実人数は1人、延日数は5日と推計しました。

見込み量の確保のための市の方策

重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児に対して、居宅を訪問して、児童発達支援と同様のサービスを行うものですが、対象者が限られるため、関係機関と連携を密にし、ニーズの把握を図っていきます。

⑥障害児相談支援

実績・見込

障害児相談支援の今後の見込量について、令和8年度に実人数240人と推計しました。本市においては、福祉サービスのニーズの増加に伴い、相談支援のニーズも高まっています。

見込み量の確保のための市の方策

障がい児が障がい福祉サービスを利用するため、心身の状況や環境、保護者のサービス意向等に基づいた障害児支援利用計画の作成を行うものですが、対象者の増加が見込まれるため、関係機関と連携を密にし適切な相談支援体制がとれるよう努めます。

⑦福祉型障害児入所支援

実績・見込

福祉型障害児入所支援の今後の見込量については、令和6年度以降、実人数は1人と推計しました。

見込み量の確保のための市の方策

福祉型障害児入所施設を通じて、障がい児が保護を受けながら、地域・家庭での生活に必要な日常生活上の指導等を受けるものですが、対象者が限られるため、関係機関と連携を密にし必要な支援ができるよう努めます。

⑧医療型障害児入所支援

実績・見込

医療型障害児入所支援の今後の見込量については、令和6年度以降、実人数は1人と推計しました。

見込み量の確保のための市の方策

医療型障害児入所施設を通じて、障がい児の保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識・技能の付与及び治療を行うものですが、対象者が限られるため、関係機関と連携を密にし必要な支援ができるよう努めます。

⑨医療的ケア児に対する関連分野の支援の調整

実績・見込

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置の今後の見込量については、令和8年度の実人数を1人と推計しました。

見込み量の確保のための市の方策

地域での医療的ケア児の相談支援体制や状況把握を図り、コーディネーターや宮城県医療的ケア児等相談支援センター「ちるふぁ」等の関係機関と連携を密にし必要な支援ができるよう努めます。また、富谷市・黒川地域自立支援協議会において毎月情報共有を図り、他分野にまたがる支援の利用調整を行い、総合的かつ包括的な支援の提供につなげていきます。

第2 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害者総合支援法に基づいた地域の実情や障がい者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業で、必須事業と任意事業及び地域生活促進事業があります。

1. 必須事業

[地域生活支援事業（必須事業）の実績値と見込量（各年度末現在）]

(単位：人・回・件・事業所)

名 称	区 分	実 績			見 込		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
相談支援事業							
障害者相談支援事業	事業所数	1	1	1	1	1	1
	基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有	有	有
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有
	住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	実利用見込み者数	1	1	1	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
意思疎通支援事業	実人数	3	5	6	7	8	9
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用見込み件数	0	2	2	2	2	2
	手話通訳者設置事業※	1	1	1	1	1	1
	代筆・代読ヘルパー派遣事業	3	3	3	3	3	3
手話奉仕員養成研修事業※	修了者数 (登録者数)	11 (10)	0	13 (13)	0	15 (15)	0

日常生活用具給付等事業	実人数	110	99	100	101	102	103
介護・訓練支援用具	給付等見込み件数	1	5	3	5	5	6
自立生活支援用具	給付等見込み件数	5	4	5	6	7	8
在宅療養等支援用具	給付等見込み件数	7	6	6	6	6	6
情報・意思疎通支援用具	給付等見込み件数	9	6	6	6	6	6
排泄管理支援用具	給付等見込み件数	969	896	911	926	942	958
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	給付等見込み件数	1	2	2	2	2	2
移動支援事業	実利用見込み人数	23	25	28	32	36	41
	延利用見込み時間数	1,175	2,090	1,865	2,131	2,397	2,730
地域活動支援センター事業							
基礎事業	実施見込み箇所数	1	1	1	1	1	1
	実登録見込み者数	17	17	16	16	16	16
機能強化事業 （余暇支援事業）	実施見込み箇所数	1	1	1	1	1	1
	実登録見込み者数	28	29	29	29	28	28

資料：行政実績報告書

※令和5年度は実績の推計値、令和6年度以降は見込み

※「手話奉仕員養成研修事業」は入門・基礎研修を経て登録となり、R4,6,8年度は入門研修の年度となるため「0」

※「手話通訳者設置事業」には遠隔手話通訳事業を含む

見込み量の確保のための市の方策

『相談支援事業』

- ・障がいのある人や、そのご家族が安心して生活できるよう、基幹相談支援センターと連携を図り、支援体制の強化に努めます。

『成年後見制度利用支援事業』

- ・障がい者の権利擁護を図る観点から、必要な場合は本人に代わり市長が申し立てることができます。また、後見人等の報酬を負担することが困難な障がい者に対し、費用の全部または一部を助成します。

『成年後見制度法人後見支援事業』

- ・富谷市社会福祉協議会と連携し、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができるよう体制整備を図ります。また、市民後見人の活用を含めた法人後見の活動を支援することで、障がいのある人の権利擁護を図ります。

『理解促進研修・啓発事業』

- ・障がい者等の日常生活及び社会生活を営むうえで生じる社会的障壁を除去するため、市民向けに障がいへの理解を深めるための研修会等を開催するとともに、引き続きヘルプマークの普及・周知に努めていきます。

『自発的活動支援事業』

- ・障がい者等が日常生活又は社会生活を営むうえで生じる社会的障壁を除去するため、地域における自発的な取り組みを行う団体等に対し補助金を交付します。引き続き、障がい者等やその家族・地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業の趣旨を踏まえ、広く事業周知に努めます。

『意思疎通支援事業』

- ・聴覚障がい者や視覚障がい者が意思疎通を図れるよう、手話通訳士や要約筆記者の派遣、代筆・代読等の方法により支援します。遠隔手話アプリも導入していることから、窓口対応における手話通訳も可能です。引き続き、意思疎通支援事業の充実に努めます。

『手話奉仕員養成研修事業』

- ・聴覚障がい者との交流促進のため、手話技術講習や講義等を実施し、日常会話を行うのに必要な手話や知識を習得した手話奉仕員を養成します。入門課程と基礎課程の修了者が手話奉仕員へ登録することができ、障がい者理解や地域における実践的な場を見出すことを期待し、事業を継続します。

『日常生活用具給付等事業』

- ・それぞれの障がい特性により必要性を検討し、引き続き給付を実施します。また、物価高騰により日常生活用具の価格も上昇傾向にあることから、基準額の改定を実施するとともに、必要に応じて品目の改廃を検討し、柔軟な対応に努めます。

『移動支援事業』

- ・事業者との連携強化を図るとともに、利用者の実態に応じた柔軟な運用を検討します。今後も外出のための支援を行うことで、自立した社会生活や社会参加、余暇支援を促していきます。

『地域活動支援センター事業』

- ・地域活動支援センターの運営にあたっては、指定管理協定に基づき、指定事業者と連携を図りながら行っていきます。その中で基礎的事業では、引き続き通所者一人ひとりの個性を尊重しながら、日常生活訓練の他、創作活動又は生産活動を通して、通所者の自立した日常生活及び社会との交流が促進できるよう努めていきます。機能強化事業（余暇支援事業）では、一般就労者や就労支援事業所への通所者などに対してサロン（月1回）を開催し、利用者の交流を図り、引き続き障がいのある方の生活の潤いと楽しい余暇を過ごすことができる環境づくりに努めます。

2. 任意事業

[地域生活支援事業（任意事業）の実績値と見込値（各年度末現在）]

（単位：人・日）

名 称	区 分	実 績			見 込		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
訪問入浴サービス事業	実人数	5	6	7	8	10	12
	延日数	274	386	420	480	600	720
日中一時支援事業	実人数	1	4	3	3	3	3
	延日数	8	8	16	42	49	56
自動車運転免許取得費給付・改造費助成事業	実人数	8	4	5	6	7	8
地域移行のための安心生活支援事業	実人数	4	5	7	10	14	19
成年後見制度普及啓発事業	実施の有無	無	無	有	有	有	有

資料：行政実績報告

※令和5年度は実績の推計値、令和6年度以降は見込み

見込み量の確保のための市の方策

障がい者の就労や社会参加等の拡大のため、富谷市障がいサービスガイドブックや広報などを活用し、事業の周知に努め、利用を促します。特に、日中一時支援については、利用者の日中の活動の場を確保するとともに、日ごろ介助を行っている家族の就労や休息の時間を確保することを目的にしていることから、今後もより一層の周知啓発に努めます。

3. 地域生活支援促進事業

[地域生活支援促進事業の実績値と見込値（各年度末現在）]

(単位：時間)

名 称	区 分	実 績			見 込		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
障害者虐待防止 対策支援事業	実施の 有無	有	有	有	有	有	有
重度訪問介護利用者 の大学修学支援事業	延利用 時間数	73.5	145	0	0	0	0

資料：行政実績報告

※令和5年度は実績の推計値、令和6年度以降は見込み

見込み量の確保のための市の方策

障がい者が安心して日常生活又は社会生活を営むことができるよう、引き続き事業の周知啓発に努めます。また、重度訪問介護利用者の大学修学支援事業については、重度障がい者が修学するために必要な支援体制を大学が構築できるまでの間において、重度障がい者に対して修学に必要な身体介護等を提供し、障がい者の社会参加を促進することを目的としている事業ですが、利用者や大学等の状況に応じて、今後も事業体制を継続します。

第3 活動指標及び成果目標

1. 国の指針による活動目標及び成果目標の設定

本項目では、国が定める基本指針に則して、令和8年度の活動目標及び成果目標を設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行（県内入所者数のみ）

①令和4年度末時点の施設入所者のうち、地域生活への移行者数

国指針（目標値策定にあたっての指針）	令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。令和5年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、前計画の未達成割合を目標値に加えた割合以上を目標値とする。
目標値設定にあたっての富谷市の考え方	国指針を踏まえ、本市の実情に即し、令和6年度から令和8年度までの3か年で地域生活に移行する者の数を、令和4年度末時点の富谷市の施設入所者（18人）の6%以上である1人として設定する。
目標達成のための方策	地域生活を希望する障がいのある人が、安心して地域で暮らすことができるよう、共同生活援助事業所のさらなる確保や地域移行支援サービス等の利用促進、基幹相談事業者や基本相談事業者、地域生活支援拠点事業者と連携して居宅生活に向けた支援の充実を図ります。

令和8年度末の目標値	1人
------------	----

②令和4年度末時点と比較した施設入所者の減少数

国指針（目標値策定にあたっての指針）	令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者から5%以上削減することを基本とする。令和5年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、前計画の未達成割合を目標値に加えた割合以上を目標値とする。
目標値設定にあたっての富谷市の考え方	家庭の状況や障がいの程度などにより入所に対するニーズが依然高いが、施設入所者については、地域生活への移行等による退所の目標値を1人と設定するため、施設入所者の減少数も同数の1人で設定する。
目標達成のための方策	地域生活を希望する障がいのある人が、安心して地域で暮らすことができるよう、共同生活援助事業所のさらなる確保や地域移行支援サービス等の利用促進、基幹相談事業者や基本相談事業者、地域生活支援拠点事業者と連携して居宅生活に向けた支援の充実を図ります。

令和8年度末の目標値	1人
------------	----

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国指針（目標値策定にあたっての指針）	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。 ・令和8年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数（65歳以上・未満）の目標値を、国が提示する推計式を用いて設定する。 ・精神病床における早期退院率に関して、入院後3ヶ月時点の退院率については68.9%以上、入院後6ヶ月時点の退院率については、84.5%以上及び入院後1年時点の退院率については91%以上とすることを基本とする。
目標値設定にあたっての富谷市の考え方	<p>国指針に掲げられている数値目標については、広域の調整が必要なため宮城県が設定するものであり、本市においては宮城県が設定した目標を達成するための取組みを行う。なお、目標値の設定にあたっては、富谷市・黒川地域自立支援協議会の全体会の開催回数及び同協議会で委嘱している委員の人数として設定する。</p>
目標達成のための方策	<p>宮城県が設定する数値目標達成のため、引き続き富谷市・黒川地域自立支援協議会全体会にて精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に取り組めます。</p>

項目	目標値		
	R6年度	R7年度	R8年度
①保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	2回	2回	2回
②保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	10人	10人	10人
③保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定および評価の実施回数	2回	2回	2回

(3) 地域生活支援の充実

①地域支援拠点等の設置やコーディネーターの配置による体制の構築

国指針（目標値策定にあたっての指針）	令和8年度末までに、各市町村（共同整備を含む）において、地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
目標値設定にあたっての富谷市の考え方	国指針を踏まえ、地域生活支援拠点等の機能充実のため、運用状況の検証及び検討をする会議（富谷市・黒川地域自立支援協議会全体会）の開催数として設定。
目標達成のための方策	引き続き地域生活支援拠点等の機能を確保し、その機能の充実のため、地域生活支援拠点事業者と連携して運用状況の検証、検討を行います。また、平時より緊急時を作らない対応や将来を見据えた支援体制の整備に努めます。

項目	数値
①地域生活支援拠点等の設置数	整備済
②コーディネーターの配置人数	1人
③地域生活支援拠点等の支援の実績等の検証及び検討の実施回数	2回

②強度行動障害を有する者に対する支援体制整備の推進

国指針（目標値策定にあたっての指針）	令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。
目標値設定にあたっての富谷市の考え方	国指針を踏まえ、圏域での支援体制整備に努める。
目標達成のための方策	令和8年度末までに、富谷市・黒川地域自立支援協議会内で協議・検討を行い、圏域内での支援体制整備に努めます。

項目	目標値		
	R6年度	R7年度	R8年度
①強度行動障害支援体制の整備	検討期間	検討期間	整備予定

(4) 福祉施設から一般就労への移行

①就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数

国指針（目標値策定にあたっての指針）	就労移行支援事業等*の利用を経て、令和8年度中に一般就労に移行する者の数を令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本とする。
目標値設定にあたっての富谷市の考え方	国指針を踏まえ、令和3年度の一般就労への移行実績（5人）の1.28倍以上である9人を、就労移行支援事業等を通じて一般就労する者の数として設定。
目標達成のための方策	障がいのある人が、障がいの状態や就労に関する希望に合わせて事業所を選択し、就労に向けた訓練を受けることが出来るよう、就労移行支援事業所等を適切に指定・指導するとともに、支援技術の向上を図ります。また、就労移行支援事業所等の更なる確保を目指し、関係機関と連携・調整を図ります。

令和8年度末の目標値	9人
------------	----

*就労移行支援事業所等：生活訓練、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業

②就労移行支援事業の一般就労への移行者数

国指針（目標値策定にあたっての指針）	就労移行支援事業の一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、令和8年度中の一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.31倍以上とすることを基本とする。
目標値設定にあたっての富谷市の考え方	国指針を踏まえ、令和3年度の一般就労への移行実績（4人）の1.31倍以上である5人を就労移行支援事業等を通じて一般就労する者の数として設定。

令和8年度末の目標値	5人
------------	----

③就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業における一般就労の移行者数

国指針（目標値策定にあたっての指針）	就労継続支援は、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施することが事業目的であること等に鑑み、令和8年度中の一般就労への移行者数を令和3年度実績の就労継続支援A型事業については概ね1.29倍以上、就労継続支援B型事業については概ね1.28倍以上を目指すこととする。なお、令和5年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、前計画の未達成割合を目標値に加えた割合以上を目標値とする。
目標値設定にあたっての富谷市の考え方	国指針を踏まえ、就労継続支援A型事業については令和3年度の移行者数（0人）の1.29倍以上である1人に加え、前計画の未達成割合を加えた移行者数2人、就労継続支援B型事業については令和3年度の移行者数（1人）の1.28倍以上である2人を移行者数として設定。

令和8年度末の目標値（就労継続支援A型）	2人
令和8年度末の目標値（就労継続支援B型）	2人

④地域の就労支援ネットワークの強化や関係機関の連携した支援体制を構築するための協議会の整備

国指針（目標値策定にあたっての指針）	地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係者が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会等を設けて取り組みを進めることを基本とする。
目標値設定にあたっての富谷市の考え方	国指針を踏まえ、圏域での支援体制の強化に努める。
目標達成のための方策	引き続き、富谷市・黒川地域自立支援協議会において、各事業所からの意見や実例等について圏域で協議し、地域の就労支援ネットワークの強化や関係機関が連携した支援体制を構築していきます。

項目	数値
地域の就労支援ネットワークの強化や関係機関の連携した支援体制を構築するための協議会の整備	整備済

⑤就労移行支援事業利用者終了に占める一般就労への移行者の割合が一定水準以上である事業所の割合

国指針（目標値策定にあたっての指針）	就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。
目標値設定にあたっての富谷市の考え方	国指針を踏まえ、令和4年度の就労移行支援事業利用終了者の5割以上が一般就労へ移行した事業所（市内1事業所*）を全体の5割以上である1事業所（100%）を目標値として設定。
目標達成のための方策	利用者の希望や適性に応じて、より多くの一般就労及び就労定着（職場定着）に向けた支援の場を提供できるよう新規の事業所の指定を行うとともに、在宅でのサービス提供を含め効果的な支援となるよう事業所に対して引き続き適宜指導や制度の周知を図っていきます。

※令和4年度時点の富谷市内の就労移行支援事業所は1事業所のみ

令和8年度末の目標値	100%
------------	------

⑥就労定着支援の利用者数等

国指針（目標値策定にあたっての指針）	就労定着支援事業の利用者数について、令和8年度の利用者数を令和3年度実績の1.41倍以上とすることを基本とする。
目標値設定にあたっての富谷市の考え方	国指針を踏まえ、令和3年度就労定着支援の利用実績（5人）の1.41倍以上である7人とする。
目標達成のための方策	就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した障がいのある人が、適切な支援を受けることが出来るよう、就労定着支援事業所の指導に取組みます。

令和8年度末の目標値	7人
------------	----

⑦就労定着支援事業による職場定着率

国指針（目標値策定にあたっての指針）	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。
目標値設定にあたっての富谷市の考え方	国指針を踏まえ、就労定着率 [※] が7割以上の事業所（市内1事業所）を全体の2割5分と設定。
目標達成のための方策	就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した障がいのある人が、適切な支援を受けることができるよう、就労定着支援事業所の指導に取組みます。

※就労定着率…就労定着支援の利用者のうち、前年度時点の就労定着数の割合

令和8年度末の目標値	100%
------------	------

(5) 障がい児支援の提供体制の整備

①障がい児発達支援センターの整備

国指針（目標値策定にあたっての指針）	令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。
目標値設定にあたっての富谷市の考え方	障がい児が身近な場所で必要な支援を受けることができるよう、療育の場の充実に取組みます。
目標達成のための方策	引き続き、圏域で設置しているこども発達センター「あかいしの森」と連携を図り、さらなる支援の充実に取組みます。

項目	数値
障がい児発達支援センターの整備	整備済

②障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築

国指針（目標値策定にあたっての指針）	令和8年度末までに、全ての市町村において障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
目標値設定にあたっての富谷市の考え方	国指針を踏まえ、令和8年度末までに障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築を行う。
目標達成のための方策	引き続き、圏域で設置しているこども発達支援センター「あかいしの森」と連携を図り、児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援を活用した複合的な機能を有した推進体制の構築に努めます。

項目	目標値		
	R6年度	R7年度	R8年度
障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築	構築済	構築済	構築済

③主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の整備

国指針（目標値策定にあたっての指針）	令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を各市町村又は圏域で少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。
目標値設定にあたっての富谷市の考え方	障がい児が必要な支援を受けられることができるよう、既存事業所の指導に努め、療育の場の充実に取り組む。
目標達成のための方策	引き続き、障害児（者）多機能型事業所「ふわり」と連携を図り、さらなる支援の充実に努めます。

項目	数値
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の整備	整備済

④主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスの整備

国指針（目標値策定にあたっての指針）	令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域で少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。
目標値設定にあたっての富谷市の考え方	障がい児が必要な支援を受けられることができるよう、既存事業所の指導に努め、療育の場の充実に取り組む。
目標達成のための方策	引き続き、障害児（者）多機能型事業所「ふわり」と連携を図り、さらなる支援の充実に努めます。

項目	数値
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の整備	整備済

⑤医療的ケア児のための保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場の整備

国指針（目標値策定にあたっての指針）	令和8年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。
目標値設定にあたっての富谷市の考え方	国の指針を踏まえ設定。
目標達成のための方策	富谷市・黒川地域自立支援協議会にて医療的ケア児支援のための協議の場を設置しているが、全ての関係機関を含めた協議の場ではないため、今後は全ての関係機関を含めた協議の場の確保に努めます。

項目	数値
医療的ケア児のための関係機関の協議の場の整備	整備済

⑥医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

国指針（目標値策定にあたっての指針）	令和8年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。
目標値設定にあたっての富谷市の考え方	国の指針を踏まえ設定。
目標達成のための方策	医療的ケア児等に対する支援が適切に行える人材養成に取り組むほか、研修修了者のスキルアップに取り組みます。

令和8年度末の目標値	1人
------------	----

(6) 相談支援体制の充実・強化等

①地域の相談支援体制の強化

国指針（目標値策定にあたっての指針）	令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。
目標値設定にあたっての富谷市の考え方	国の指針を踏まえ、富谷市・黒川地域自立支援協議会内で基幹相談支援センターが地域の相談支援事業者に対し、専門的指導、助言及び連携強化の取組みを行った件数として設定。
目標達成のための方策	富谷市・黒川地域自立支援協議会において、相談支援体制の充実・強化について協議し、基幹相談支援センターが地域の相談支援事業者等に対し、専門的指導、助言及び連携強化の取組みをより行えるように検討します。

項目	数値		
	R6年度	R7年度	R8年度
①基幹相談支援センターを設置し、総合的・専門的な相談支援体制の確保	整備済		
②協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等	整備済		
③基幹相談支援センターの設置の有無	整備済		
④基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	50件	50件	50件
⑤基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	100件	100件	100件
⑥基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組みの実施回数	12回	12回	12回
⑦基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数	12回	12回	12回
⑧基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	1人	1人	1人
⑨協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	12回	12回	12回
⑩協議会における相談支援事業所の参画による参加事業者・機関数	8者	8者	8者
⑪協議会の専門部会の設置数	4部会	4部会	4部会
⑫協議会の専門部会の実施回数	12回	12回	12回

(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築

①障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組みに関する事項を実施する体制を構築

国指針（目標値策定にあたっての指針）	令和8年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組みに関する事項を実施する体制を構築する。
目標値設定にあたっての富谷市の考え方	国の指針を踏まえ、富谷市・黒川地域自立支援協議会において、障がい者が真に必要なとする障がい福祉サービス等が提供できているか検討していく。
目標達成のための方策	引き続き、富谷市・黒川地域自立支援協議会において、各事業所からの意見や実例等について圏域で協議し、サービスの質の向上を図るための体制を構築していきます。

項目	数値
障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組みに関する事項を実施する体制	整備済

②都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数

国指針（目標値策定にあたっての指針）	都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る各種研修を活用する体制を構築することを基本とする。
目標値設定にあたっての富谷市の考え方	国の指針を踏まえ設定。
目標達成のための方策	県が実施する障がい福祉サービス等に係る各種研修に参加します。

項目	数値
宮城県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修への参加人数	2人

③障害者自立支援給付審査支払等システム等による審査結果の共有

国指針（目標値策定にあたっての指針）	障害者自立支援給付審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制を構築することを基本とする。
目標値設定にあたっての富谷市の考え方	国の指針を踏まえ設定。
目標達成のための方策	障害者自立支援給付費の審査支払について、事業所や富谷市・黒川地域自立支援協議会事務局内で共有する体制を継続します。

項目	数値
障害者自立支援給付審査支払システムの審査結果の共有回数	12回

(8) 発達障がい者等に対する支援

発達障がい者等及び家族等への支援体制の確保

国指針（目標値策定にあたっての指針）	保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ適切な対応ができるよう、ペアレントプログラム ^{※1} やペアレントトレーニング ^{※2} 等の発達障がい者等及びその家族等に対する支援体制を構築することを基本とする。
目標値設定にあたっての富谷市の考え方	国の指針に基づき、宮城県が実施するペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の各種研修の受講推薦や、当事者同士のピアサポート活動を支援していく。
目標達成のための方策	こども発達センター「あかいしの森」や子ども総合センターと連携し、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング、ピアサポート活動を支援していきます。

項目	数値		
	R6年度	R7年度	R8年度
①ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援プログラム等の受講者	10人	15人	20人
②ペアレントメンター ^{※3} の人数	1人	1人	1人
③ピアサポート活動への参加人数	350人	375人	400人

※1 発達障がいの子どもの育てる保護者や養育者の方を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通して学び、保護者や養育者のかかわり方や心理的なストレスの改善、お子さんの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を目指す家族支援のアプローチの一つ。

※2 発達障がいの子どもの自分自身について「行動」で把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的とした簡易的なプログラム。「行動で考える」「叱って対応するのではなく、適応行動ができたことを」ほめて対応する」「孤立している保護者が仲間を見つける」という3つの目標に向けて取り組む。

※3 メンターとは「信頼のおける仲間」という意味。発達障がいの子どもの育てた保護者が、その育児経験を活かし、同じ親の立場から子育てで同じ悩みを抱える保護者などに対してグループ相談や子どもの特性などを伝えるサポートブック作り、情報提供等を行うもの。ペアレントメンターは、地域で実施している養成研修を経て活動を行っている。また、地域にて円滑にメンター活動が行われるようペアレントメンター・コーディネーターが調整などを行う。

第4 計画の推進に向けて

1. 関係機関との連携に関する事項

計画の見込み数値や事業所の指定などについて、宮城県障害福祉計画と必要な調整を図り、本市の障がい福祉・障がい児福祉計画が円滑に進むように努めていきます。また、他市町村や宮城県と協力し、障がい施策の充実に努めていきます。

さらに、地域社会の連携・協力をいただきながら、「市民・事業者・行政の協働」に努め、サービスの提供体制を整備します。

①保健福祉・障がい者自立支援サービスなどの情報の提供

必要とされる方が、保健福祉事業や障がい者自立支援サービスに関する様々な情報を得られ、適切なサービスや事業者を選択できるようにします。そのために、富谷市障がいサービスガイドブックや広報、インターネット等の情報網を有効に活用します。また、障害区分認定のための申請などの際の来庁または電話による相談者に対して、その状況に応じた適切な情報の提供に努めます。

さらに、様々な事業を通して、市民の方々に情報を提供し、本市の保健福祉施策に対する共通認識を高めていきます。

②県、関係機関との連携強化

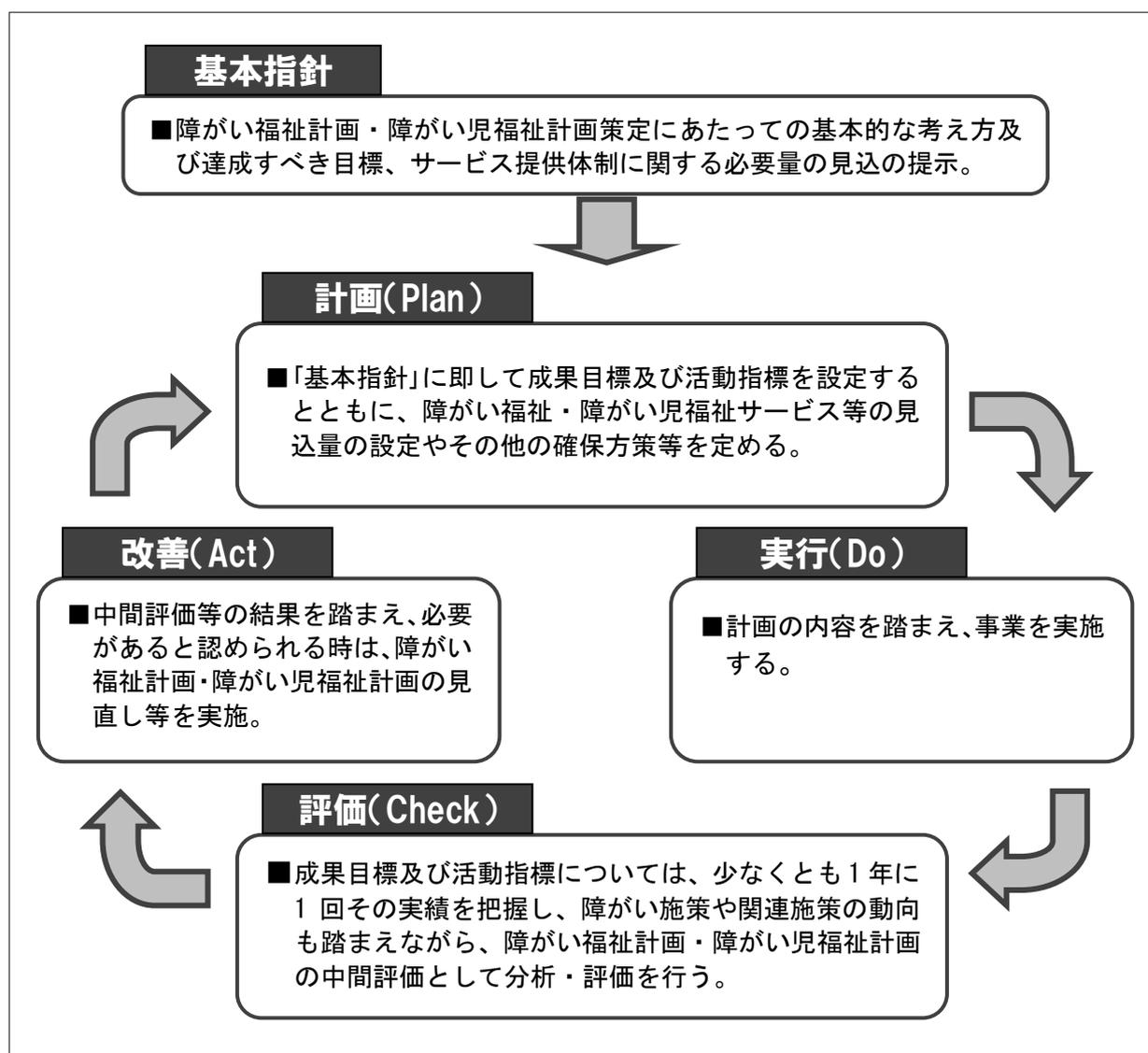
障がい福祉・障がい児福祉サービスの提供、総合的な相談支援や地域への移行支援等にあたっては、宮城県や近隣自治体、社会福祉法人や医療機関をはじめとした関係機関との連携を強化することで効果的な計画の推進を図ります。

2. PDCAサイクルによる計画の進行管理と評価

本計画は、「計画（Plan）」、「実行（Do）」、「評価（Check）」、「改善（Act）」のプロセスを循環させながら、令和6年度から令和8年度の3年間の計画の期間の中で、少なくとも1年に1回の実績把握を行い、分析・評価（中間評価）を行うとともに、障がい施策や関連施策の国や県の動向も踏まえながら、計画期間中でも必要に応じて計画の見直しを行います。

なお、中間評価や計画の見直しにあたっては、富谷市障がい者施策推進協議会及び富谷市・黒川地域自立支援協議会において協議、検討を行います。

[計画におけるPDCAサイクルのプロセス]



資料編

1. 富谷市障がい者施策推進協議会条例

平成 28 年 6 月 14 日

条例第 25 号

(設置)

第 1 条 市長の諮問に応じ、障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項等を調査審議するため、障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 36 条第 4 項の規定に基づき、富谷市障がい者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

第 2 条 協議会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 障がい者及び障がい者団体の代表者
- (3) 障がい者の福祉に関する事業に従事する者
- (4) 関係機関の職員
- (5) その他市長が特に必要と認める者

(任期)

第 3 条 委員の任期は、3 年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 30 年 3 月 31 日までとする。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 48 年富谷町条例第 34 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

2. 富谷市障がい者施策推進協議会委員名簿

(敬称略)

	構成区分	所属等	氏名	備考
1	学識経験者	富谷ファミリーメンタルクリニック院長	佐藤 宗一郎	
2		公立大学法人宮城大学／看護学群在宅看護学 教授・看護学群長兼研究科長	高橋 和子	
3	障がい者の福祉に関する事業に従事するもの	一般社団法人 Ai えりあサポート福祉会／副理事長	高橋 永郎	
4		NPO法人 自閉症ピアリンクセンターここねっと／法人センター長	黒澤 哲	
5		社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会地域支援センターぱれっと／主任相談支援専門員	菅野 真次	R3. 4. 1～ R5. 3. 31
			西村 真希	R5. 4. 1～ R6. 3. 31
6		認定NPO法人さわおとの森／こども発達センターあかいしの森／センター長	山田 裕子	R3. 4. 1～ R5. 3. 31
			佐藤 信太郎	R5. 4. 1～ R6. 3. 31
7	関係機関	社会福祉法人 富谷市社会福祉協議会／事務局長・地域活動支援センター管理者	安積 春美	
8		仙台公共職業安定所 大和出張所 (ハローワーク大和)	阿部 正滉	R3. 4. 1～ R5. 3. 31
			佐藤 優樹	R5. 4. 1～ R6. 3. 31
9	障がい者及び障がい者の団体	富谷市手をつなぐ育成会	後藤 幸子	R3. 4. 1～ R5. 3. 31
			正野 佐智子	R5. 4. 1～ R6. 3. 31
10		障害福祉サービス利用者	今村 芳美	

任期：令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

会長：高橋 永郎 副会長：黒澤 哲

3. 計画策定の経過

開催年月日	委員会名	内 容
令和3年7月19日	令和3年度 富谷市・黒川地域 自立支援協議会 第1回全体会議	【議 事】 (1)第6期障害者福祉計画・第2期障害児福祉計画について (2)令和3年度 富谷市・黒川地域自立支援協議会進捗報告
令和3年7月27日	令和3年度 第1回富谷市 障がい者施策 推進協議会	【審 議】 (1)障がい者計画重点方針の中間評価について (2)第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の評価について 【その他】 (1)富谷市障がい者施策推進協議会について (2)富谷市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画について
令和3年12月22日	令和3年度 第2回富谷市 障がい者施策 推進協議会	【審 議】 (1)富谷市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画 令和3年度上半期事業実績について
令和4年2月3日	令和3年度 富谷市・黒川地域 自立支援協議会 第2回全体会議	【議 事】 (1)市町村障害者福祉計画・障害児福祉計画の進捗状況 (2)令和3年度 富谷市・黒川地域相談支援事業実績報告 (3)障害者等緊急時支援体制整備事業実績報告 (4)精神包括ケアシステム協議会準備プロジェクト実績 報告 (5)令和4年度 富谷市・黒川地域自立支援協議会実施方針 (案)
令和4年3月22日 (書面開催)	令和3年度 第3回富谷市 障がい者施策 推進協議会	【審 議】 (1)令和4年度 障がい者施策推進協議会のスケジュール (案) について 【その他】 (1)令和3年度 1～3月の事業報告について (2)令和4年度 障がい保健福祉事業における重点的な取 り組み等について
令和4年7月22日 (書面開催)	令和4年度 富谷市・黒川地域 自立支援協議会 第1回全体会議	【議 事】 (1)市町村障害者福祉計画・障害児福祉計画の進捗状況 (2)令和4年度 富谷市・黒川地域自立支援協議会実施方針 (3)令和4年度 富谷市・黒川地域自立支援協議会進捗報告
令和4年7月26日	令和4年度 第1回富谷市 障がい者施策 推進協議会	【審 議】 (1)富谷市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画 令和3年度事業実績について (2)富谷市第2期障がい者計画・第7期障がい福祉計画・ 第3期障がい児福祉計画策定に向けた実態把握調査につ いて
令和4年9月27日	令和4年度 第2回富谷市 障がい者施策 推進協議会	【審 議】 (1)富谷市第2期障がい者計画・第7期障がい福祉計画・ 第3期障がい児福祉計画策定にかかる実態把握調査につ いて

開催年月日	委員会名	内 容
令和4年10月25日	令和4年度 第3回富谷市 障がい者施策 推進協議会	【審 議】 (1)富谷市第2期障がい者計画・第7期障がい福祉計画・ 第3期障がい児福祉計画策定にかかる実態把握調査（最 終案）について
令和5年2月6日	令和4年度 富谷市・黒川地域 自立支援協議会 第2回全体会議	【議 事】 (1)市町村障害者福祉計画・障害児福祉計画の進捗状況 (2)令和4年度 富谷市・黒川地域相談支援事業実績報告 (3)令和4年度 富谷市・黒川地域自立支援協議会実績報告 (4)障害者等緊急時支援体制整備事業実績報告 (5)医療的ケア児等の協議について (6)精神包括ケアシステム協議会準備プロジェクトにつ いて (7)令和5年度 富谷市・黒川地域自立支援協議会実施方針 (案)
令和5年3月16日	令和4年度 第4回富谷市 障がい者施策 推進協議会	【審 議】 (1)富谷市第2期障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第 3期障がい児福祉計画策定にかかる実態把握調査 集計結果について (2)令和5年度 障がい者施策推進協議会スケジュール等 について
令和5年7月31日	令和5年度 富谷市・黒川地域 自立支援協議会 第1回全体会議	【議 事】 (1)市町村障害者福祉計画・障害児福祉計画の進捗状況 (2)令和5年度 富谷市・黒川地域自立支援協議会進捗報告
令和5年8月22日	令和5年度 第1回富谷市 障がい者施策 推進協議会	【審 議】 (1)富谷市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画 令和4年度事業実績について (2)富谷市第2期障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第 3期障がい児福祉計画骨子案について
令和5年10月31日	令和5年度 第2回富谷市 障がい者施策 推進協議会	【審 議】 (1)富谷市第2期障がい者計画・第7期障がい福祉計画・ 第3期障がい児福祉計画素案について
令和5年12月26日	令和5年度 第3回富谷市 障がい者施策 推進協議会	【審 議】 (1)富谷市第2期障がい者計画・第7期障がい福祉計画・ 第3期障がい児福祉計画素案について
令和6年1月4日 ～1月24日	パブリック コメント	意見なし
令和6年2月6日	令和5年度 第4回富谷市 障がい者施策 推進協議会	【審 議】 (1)富谷市第2期障がい者計画・第7期障がい福祉計画・ 第3期障がい児福祉計画原案について

開催年月日	委員会名	内 容
令和6年2月9日	令和5年度 富谷市・黒川地域 自立支援協議会 第2回全体会議	【議 事】 (1)市町村障害者福祉計画・障害児福祉計画の実績報告 (2)令和5年度 富谷市・黒川地域相談支援事業実績報告 (3)令和5年度 富谷市・黒川地域自立支援協議会実績報告 (4)精神包括ケアシステム協議会準備プロジェクトについて (5)医療的ケア児等の協議について (6)障害者等緊急時支援体制整備事業実績報告 (7)第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画(案) (8)令和6年度 富谷市・黒川地域自立支援協議会実施方針(案) (9)富谷市・黒川地域自立支援協議会 規約の変更について(案)

4. 用語集（50音順）

（ア行）

●医療型児童発達支援

肢体不自由の障がい児に対し、通所により、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練及び治療を行うサービス。

●医療的ケア児

NICU（新生児集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。

●インクルーシブ

年齢や障害の有無にかかわらず、すべての人を分け隔てなく包み込むこと。

●遠隔手話通訳事業

聴覚障がい者の方が安心して相談できる体制構築のため、富谷市で令和2年12月から開始した事業。市が用意する専用タブレット端末からの呼び出しに応じて映し出された実際の手話通訳者が、来庁者と職員双方のコミュニケーションを仲介するサービス。窓口対応において、来庁者が必要なときに予約や申請なく、いつでも窓口で利用することができる。

（カ行）

●共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行うサービス。

●居宅介護

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービス。

●居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービス。

●計画相談支援・障害児相談支援

障害福祉サービス等を申請した障害者（児）に対して、支給決定にかかるサービス等利用計画案を作成し、支給決定後のサービス等の利用状況についての検証を行い計画の見直し（モニタリング）やサービス事業所等との連絡調整を行うサービス。指定特定相談支援事業者が実施する。

●権利擁護

自己の権利を表明することが困難な状態にある高齢者や障がい者の代わりに、代理人が権利を表明したり、自己決定をサポートしたりする活動のことを指す。権利擁護の一つとして、成年後見制度がある。

●行動援護

知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難を有する人が行動する際に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行うサービス。

●合理的配慮

障がいのある方から、何らかの障壁を取り除くために対処を必要としていることが示された場合、事業所等が負担の重すぎない範囲で対応することが求められるもの。

(サ行)**●児童発達支援**

未就学の障がい児に対し、通所により、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行うサービス。

●重度心身障がい者等自動車燃料費助成券

重度の心身障がいがある方等を対象に、申請により富谷市が交付する助成券で、市内の指定燃料店で燃料費の支払いに利用することができる。

●重度障がい者等福祉タクシー利用券

要介護度3～5の高齢者や重度障がいのある方等を対象に、申請により富谷市が交付する利用券で、登録されたタクシー事業者への運賃の支払いに利用することができる。

●重度障害者等包括支援

介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行うサービス。

●重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい者若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有し常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援等を総合的に行うサービス。

●就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。

●就労継続支援A型

一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行うサービス。

●就労継続支援B型

一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行うサービス。

●就労選択支援

障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービス。

●就労定着支援

一般就労に移行した人の就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービス。

●障害児等療育支援事業所

発達の気になるお子さんとご家族、支援者の療育に関する相談に応じ、障がい児に関する専門的な療育相談や指導などを行う。富谷市においては「あとれ黒川」が宮城県より委託を受け事業を実施している。

●障害者雇用率制度／法定雇用率

障がい者について、一般労働者と同じ水準において常用労働者となり得る機会を確保することとし、常用労働者の数に対する割合（障害者雇用率）を設定し、事業主等に障害者雇用率達成義務を課すことにより、それを保障するものである。民間企業等は一定の割合（法定雇用率）以上の障がい者を雇用することが義務付けられ、法定雇用率は原則5年で見直される。

民間企業における雇用率設定基準は次の算定式による割合を基準に設定。

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※短時間労働者は、原則、1人を0.5人としてカウント。

※重度身体障がい者、重度知的障がい者は1人を2人としてカウント。短時間重度身体障がい者、重度知的障がい者は1人としてカウント。

●障害者職業・生活支援センター

就業を希望される障がい者の方や在職中の障がい者の方が抱える課題に応じて、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携を図りつつ、就業支援担当者と生活支援担当者が協力して、就業面及び生活面における一体的かつ総合的な支援を行う。また、事業主からのご相談も受け付けている。富谷市においては「障害者就業・生活支援センターわ〜く」が宮城県より指定を受け事業を実施している。

●障害者職業能力開発校

職業能力開発促進法に基づいて国が設置し、宮城県が委託を受けて運営する障がい者のための職業能力開発施設。障がいのある方に対し、その能力に適応する職種について必要な基礎技能を習得させ、就業による自立を図るとともに、社会の発展に寄与する技能者を養成することを目的としている。宮城県には「宮城県障害者職業能力開発校」がある。

●障害者優先調達推進法

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」の通称であり、障害者就労施設で就労する障がい者や在宅で就業する障がい者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公的機関が物品やサービスを調達する際、その障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進するもの。

●情報アクセシビリティ

年齢や障害の有無にかかわらず、誰でも必要とする情報を円滑に得られること。

●ジョブコーチ

障がい者の職場適応に課題がある場合、職場に出向いて障がい特性を踏まえた専門的な支援を行い、障がい者の職場適応を図る人のこと。職場適応援助者とも呼ばれる。

●自立訓練

自立した又は社会生活ができるよう、一定期間、身体・生活機能の維持、向上のために必要な訓練を行うサービス。身体障がい者を対象とした機能訓練、知的障がい者及び精神障がい者を対象とした生活訓練、日中一般就労や外部の障がい福祉サービスを利用している知的障がい者および精神障がい者を対象とした宿泊型がある。

●自立支援協議会

障がい者等への支援体制整備を推進するため、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制整備について協議を行う協議会。

●自立生活援助

施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービス。

●身体障害者手帳

「身体障害者福祉法」第15条に基づき、身体障害者福祉法別表に掲げる身体上の障害がある人に対して、都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長が交付するもので、様々な社会的支援を受けることのできる公的証明書です。

●生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供するサービス。

●精神障害者保健福祉手帳

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」第45条に基づき、精神疾患の状態と能力障害の状態の両面から総合的に判断し、一定の精神障害の状態にあることを認定された人に対して、都道府県知事又は指定都市市長が交付するもので、様々な社会的支援を受けることのできる公的証明書です。

●成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症等により、物事を判断する能力が十分ではない方について、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）が、財産管理や身上監護について本人を法律的に支援する制度。

●相談支援事業

障害者自立支援法に基づき市町村及び市町村が委託した相談支援事業者等が実施する事業。障がい者の福祉や生活支援等に係る相談支援、福祉サービスの利用に伴う情報提供、相談、ケア計画の作成、事業者の紹介やサービス調整等の援助を行う。地域における相談支援の整備や人材育成、社会資源の開発も含めた支援を行う「基幹相談支援センター（富谷市・黒川地域では「地域支援センターぱれっとよしおか」に委託）」、一般的な相談支援を行う「市町村相談支援事業（富谷市では、富谷市障がい者等相談支援事業として、「NPO法人 自閉症ピアリンクセンター ここねっと」に委託）」、個別のサービス利用計画作成を行う「計画相談支援（指定特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所が担う）」の三層構造となっている。

●相談支援専門員

地域の障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、障がい児者等、その保護者（介護者）からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市町村及び事業者等との連絡調整等の総合的な支援をする者。

（タ行）

●短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排せつ、食事の介助等を行うサービス。

●地域移行支援

障害者支援施設等に入所している方または精神科病院に入院している方に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、地域移行のための障害福祉サービス事業所等への同行支援等を行うサービス。指定一般相談支援事業者が実施する。

●地域活動支援センター

創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進など、地域の実情に応じて市町村ごとに柔軟に実施できる事業。

●地域生活支援事業

障がい者及び障がい児が基本的人権を享受する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、市町村等が実施主体となり、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により計画的に実施する事業。例えば、移動支援事業、日常生活用具給付等事業、意思疎通支援事業、相談支援事業、日中一時支援事業などが挙げられる。

●地域定着支援

単身等で生活する障害のある方に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行うサービス。指定一般相談支援事業者が実施する。

●地域包括ケアシステム

可能な限り住みなれた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域の包括的な支援・サービス提供体制のこと。

●デイジー（DAISY）図書

Digital Accessible Information SYstemの略で、視覚障がいなどで活字を読むことが困難な人のために製作されるデジタル図書の国際標準規格で、CDの形で貸し出されるほか、電子書籍として提供されることもある。

●同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行うサービス。

●とみぱす（富谷市高齢者・障がい者外出支援乗車証）

高齢者と障がい者の方々の社会参加の促進と安全安心な移動を支援するため、バス・地下鉄等の運賃を年間2万円まで助成（うち1割は自己負担）する市独自の事業により交付している外出支援乗車証。

（八行）

●発達障害

発達障害者支援法において、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」（発達障害者支援法における定義 第二条より）と定義されている。障がいごとの特徴がそれぞれ少しずつ重なり合っている場合も多いことから、これらのタイプのうちどれにあたるのか、障がいの種類を明確にわけて診断することは大変難しいとされている。また、年齢や環境により目立つ症状が違ってくるので、診断された時期により診断名が異なることもある。

●発達障害者支援センター

発達障害のある方とご家族が安心して生活できる地域作りを推進する機関。発達障害等のある本人とその家族、支援している関係者の相談に応じ、子どもから大人まで利用できる。宮城県内には「宮城県発達障害者支援センターえくぼ」と「宮城県発達障害者支援センター（子ども総合センター内に設置）」の2か所が設置されている。

宮城県では、市町村等を一次支援機関、各県域で支援の中心となる事業所を二次支援機関、発達障害者支援センターを三次支援機関と位置づけ、相互に連携しながら支援体制づくりを推進している。

●ピアサポート

障がい者やその家族等、同じ立場にある当事者同士が集まり、お互いの苦しさ、辛さを話し合い、問題の解明・回復に向けて共同的にサポートを行う相互支援の取り組みのこと。

●福祉型障害児入所支援・医療型障害児入所支援

障がいのある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行う施設。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」がある。

●ペアレントトレーニング

発達障害の子どもを育てる保護者や養育者の方を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通して学び、保護者や養育者のかかわり方や心理的なストレスの改善、お子さんの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を旨とする家族支援のアプローチの一つ。

●ペアレントプログラム

発達障害の子どもや自分自身について「行動」で把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的にした簡易的なプログラム。「行動で考える」「叱って対応するのではなく、適応行動ができたことを）ほめて対応する」「孤立している保護者が仲間を見つける」という3つの目標に向けて取り組む。

●ペアレントメンター

メンターとは「信頼のおける仲間」という意味。発達障害の子どもを育てた保護者が、その育児経験を活かし、同じ親の立場から子育てで同じ悩みを抱える保護者などに対してグループ相談や子どもの特性などを伝えるサポートブック作り、情報提供等を行うもの。ペアレントメンターは、地域で実施している養成研修を経て活動を行っている。また、地域にて円滑にメンター活動が行われるようペアレントメンター・コーディネーターが調整などを行う。

●ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成されたマーク（赤地に白色のハートと十字が入っている）。

●保育所等訪問支援

保育所や学校、その他の児童が集団生活を営む施設を専門の支援員が訪問し、当該施設等に通う障がい児に対して、集団生活への適応のための専門的な支援等を行うサービス。

●放課後等デイサービス

学校に通学している障がい児に対し、放課後・休日や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行うサービス。

●法人後見

社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人等になり、個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うもの。

（ヤ行）

●要約筆記

聴覚に障がいがある人のために、その場で話されている内容を即時に要約して文字にすること。ノートなどの筆記具を使うほか、OHP（オーバー・ヘッド・プロジェクター）やパソコンを利用して、講義や談話などの内容をスクリーンに写し出すなどの方法がある。

（ラ行）

●療育手帳

「療育手帳制度について」第2条に基づき、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害であると判定された人に対して、都道府県知事又は指定都市市長が交付するもので、様々な社会的支援を受けることのできる公的証明書です。

●療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行うサービス。



富谷市第2期障がい者計画
(令和6～11年度)
第7期障がい福祉計画
第3期障がい児福祉計画
(令和6～8年度)

発行日／令和6年3月

編集・発行／富谷市 保健福祉部 地域福祉課

〒981-3392 宮城県富谷市富谷坂松田30番地

電話 022-358-3294 (直通) FAX 022-358-9915

